

平成19年 第4回

身延町議会定例会会議録

平成19年12月11日 開会

平成19年12月12日 閉会

山梨県身延町議会

平成 1 9 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 1 日

平成19年第4回身延町議会定例会(1日目)

平成19年12月11日
午前10時20分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長あいさつ
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明
- 日程第7 提出議案に対する質疑
- 日程第8 提出議案に対する討論
- 日程第9 提出議案の採決
- 日程第10 請願の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 松浦隆 | 2番 | 河井淳 |
| 3番 | 望月秀哉 | 4番 | 望月明 |
| 5番 | 芦澤健拓 | 6番 | 上田孝二 |
| 7番 | 福与三郎 | 8番 | 望月寛 |
| 9番 | 日向英明 | 10番 | 望月広喜 |
| 11番 | 穂坂英勝 | 12番 | 伊藤文雄 |
| 13番 | 渡辺文子 | 14番 | 奥村征夫 |
| 15番 | 川口福三 | 16番 | 近藤康次 |
| 17番 | 笠井万汎 | 18番 | 石部典生 |
| 19番 | 中野恒彦 | 20番 | 松木慶光 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員（3名）

19番 中野恒彦
2番 河井淳

1番 松浦隆

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（21名）

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	片田公夫	会計管理者	市川忠利
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	渡辺力	土地対策課長	望月和永
身延支所	長	広島法明	下部支所長	山宮富士男
福祉保健課	長	中沢俊雄	子育て支援課長	赤池和希
建設課	長	伊藤守	産業課長	遠藤忠
環境下水道課	長	赤池義明	観光課長	望月治雄
水道課	長	串松文雄	教育委員長	佐野武司
教育	長	笠井義仁	学校教育課長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野治仁		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 深沢 茂
録音係 遠藤 守

開会 午前10時20分

○議会事務局長（深沢茂君）

おはようございます。

それでは朝のあいさつをしたいと思いますので、全員ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

○議長（松木慶光君）

開会前に事務連絡を行います。

11月の教育委員会で、教育委員長が改選されました。

佐野武司委員長が出席しておりますので、あいさつをいただきたいと思います。

○教育委員長（佐野武司君）

おはようございます。

今、ご紹介をいただきました佐野武司と申します。

11月19日の定例の教育委員会の席上、委員さん方から推薦を受けまして、教育委員長に就いたわけですけれど、今ここに立ってしまして、その責任の重大さをひしひしと感じ、重く受け止めております。

今日は議会の初日ということで、大変過密なスケジュールの中ですが、こういう時間を取っていただいたこと、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

私が教育関係37年間就いていたわけですが、今日、その教育に関する私の考え方をちょっとだけお話しさせていただいて、私の就任のあいさつに代えたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

今、考えてみまして、教育がこんなにいろいろな出来事が多発して、あまりうまくない出来事なんです、多発している、こういう事態はかつてなかったように思います。今、心配なのは、この教育が果たして、日本の国はどこへ行くのかというような、そういうことを今、非常に危惧しているところでございます。

学校教育はもとより社会教育、家庭教育、どの分野をとりましても、何か欠落しているものがあるのかな、私たちのやってきたことに、何か間違いがあったのかなということを心配する 때가ございます。

しかし、よく考えてみますと、あの終戦の焦土と化した日本の国を立て直すのに、教育が一番大事ではないかと、そんなことで、私の先輩は郷土再建のために、教育のことを一生懸命やってきました。

その中には、人のために尽くせよ、自分のふるさとを大事にしろよ、隣人を愛せよ、そういうようなことを教わってきましたが、あの中から半世紀ちょっと経ったわけですけど、立ち直った日本の国を見てみますと、一番基本的にあったのは、やはり日本人の勤勉さではなかったかというように、私は思っています。

その勤勉さをやはり、大事にしなければいけないなということを考えながら、教育を考えてみたときに、皆さんもご承知のとおり、教育には不易と流行という言葉がございまして。その不易と流行という言葉、実は俳諧の中から出てきた言葉で、それを提案したのは松尾芭蕉でした。その人が奥の細道を書くときに、あの旅行の中で、不易と流行ということ言うようになって、

それが教育の言葉の中になってきました。

教育の不易の部分とは一体なんだろうかと考えたときに、私はこれは時代を超越して変わらないものは、人づくりだと思っております。しかもコンピューターとかそういう、万能の時代ですけど、そうではなくて、人間が人間をつくるという、そのこのところの部分に大事にしなければ、やっぱりいけない、そういうことをつくづく感じるところであります。いろいろな考え方はあるかもしれませんが、人が人をつくるという営みを、やはり続けていかないと、日本の国の行き先が心配になってくるところがいっぱい出てくると思います。身延町の中には幸い、そういう先生方が多くいらっしゃいます。

教育ということ、学校教育に捉えるならば、教養育むと書きます。そして、それをやっている教師方は教諭と呼びます。教諭という字は、教養諭すということ。先生が、自分たちの考え方、ものの見方、考え方をやはり、子どもに伝える、そういう営みをするには教師というのは、やっぱり人格者でなくてはいけないというふうに思っています。

その教育をどう伝えるかということ考えたときに、先ほどの人づくりというところに行きわたるわけです。その人づくり論議を社会教育であるとか、家庭教育であるとか、学校教育とか、そういう中で論議を高めていきたいというのが私の考え方ですし、また、ことあるごとにそういうことを訴えていきたいというふうに思っています。

幸い素晴らしい教師がそろっている中ですので、先生方が少しでもそういう方向で教育ができるように、微力ではございますけど、そういうものをバックアップしていきたいと思っております。

少なくとも将来、あのときにああしておけばよかったなということが、子孫に残っていかないように、そして私の、微力ではございますけれど、教育に全身全霊を打ち込んでやっていきたいなと、教育行政のほうをやっていきたいなというふうに思っていますが、少なくとも、教育委員会不要論なんてことがささやかれないように、一生懸命頑張っていきたいと思っております。ぜひ、皆さま方のご指導・ご鞭撻をお願いして、少しでもお役に立てればと、そんな気持ちで、今、ここに立たせていただきました。

貴重な時間を、ちょっとしゃべりすぎましたけれど、またいろいろな点でご指導をいただきまして、ぜひ、ご協力のほどをお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

平成19年第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

何かと気忙しい年の瀬を迎えることになりました。議員各位におかれましては、何かとお忙しい中をご出席いただきまして、心より敬意を表す次第であります。

さて、本定例会に町長から提案されております議案は、条例の一部改正、平成19年度身延町一般会計、ならびに特別会計補正予算、姉妹都市締結および請願等、併せて17件でございます。いずれも重要な内容を有しているものであります。議事が円滑に進められ、慎重なご審議により、適正・妥当な結論が得られますよう、切望する次第であります。

これから寒さが一段と厳しくなりますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

19番 中野恒彦君

1番 松浦 隆君

2番 河井 淳君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、平成19年12月11日から12月13日までの3日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は平成19年12月11日から12月13日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつを行います。

町長。

○町長(依田光弥君)

大変、ご苦労さまでございます。

平成19年12月定例議会の開会にあたりまして、提出をいたしました案件のうち、主なものにつきまして、その概要を説明申し上げますとともに、私の所信の一端、また諸報告等を申し述べ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

私どものふるさと身延は、豊かな自然が織りなす美しい四季の彩り、誇れる歴史と文化、多くの魅力にあふれております。先人たちが育んできた身延町ならではの宝物を生かし、人と人との触れ合いを大切に、新生身延町はこの3年3カ月、やすらぎと活力ある開かれた町を目指して、一步一步、たしかな足取りで歩んでまいりました。

11月20日、総務省の地方自治法施行60周年記念式典において、独自の施策を展開し、魅力あるまちづくりを進めたとして、全国112団体とともに総務大臣表彰を受けました。この栄えある受賞は、議員各位と町民の皆さまの深いご理解とご協力の賜物であります。心から厚く御礼を申し上げます。

ご案内のように、少子高齢化社会が現実のものとなったわが国では、社会保険制度や都市と地方との格差問題への対応等、社会経済構造を抜本的に改革すべき緊急課題が山積をし、昨年はまさに地方分権と行政改革、そして財政危機等、激動の年でありました。さらに平成の大合併によりまして、2,500余りありました町村は、千近くまで急減をいたしました。

今回の合併は、地域に何をもたらせたのか。地域間格差はさらに拡大を続けており、加えて三位一体改革による、わずかな税源移譲、5兆円を超える地方交付税の削減により、税源が少なく自主財源に乏しい町村は、かつてない財政的苦境に追い込まれておるところでございます。

このような危機的な状況を打破するためには、不断の決意とゆるぎない信念を持って、引き

続き行財政改革に全力を傾注し、新たな発想と地域特性や資源を生かした諸施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性あふれる地域社会を実現するとともに、これに必要な財政的自立のための財源の確保が最重要課題であります。

町民の皆さまの負託を得まして、町長に就任して3年2カ月、私は政治信条として、公平・公正・誠実の基本姿勢を堅持いたしまして、旧町の枠組みにとらわれない施策を進めてまいりました。今後も引き続き、精進・努力をいたしてまいりたいと思いますので、議員の皆さんの格段のご指導・ご協力をお願い申し上げたいと存じます。

それでは、諸報告を申し上げたいと存じます。

まず、職員の公務員倫理の厳正な保持についてでございますが、最近の新聞・テレビなどで公務員の倫理観欠如による反社会的な不祥事は連日、報道されております。職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を持ち、より一層、倫理観を持って職務に取り組むことが強く求められておるところでございます。

このようなときこそ、より一層、町民の皆さんに信頼されるよう、公平・公正かつ誠実に職務を遂行していく必要があり、身延町職員倫理規定の順守になお一層、意を用いるとともに、決意を新たにより一層、職員の自覚を促し、公平・公正・誠実に職務を遂行し、町民の皆さんに信頼される町政運営を努めてまいりたいと考えております。

次に町税、使用料の滞納問題についてであります。三位一体改革による税源移譲により、国に納めていた所得税の一部が地方自治体の個人住民税に振り返られ、地方自治体の自主財源としての地方税は、一段と大きな役割を果たすことになりました。地方財政に大きく影響を及ぼすばかりでなく、税負担の公平性、行政サービスの質の維持などから、さらには納税者の信頼確保のためにも、町税の滞納については、特に適切な対応が求められているところであります。

このため、11月から臨時的に税徴収担当職員を2名配置し、平成19年度分の町税を中心に滞納整理に取り組んでいるところでございます。併せて、各課の課長など、全所属長と税務担当職員との班編成を行い、年末年始、年度末などに滞納者の自宅を訪問し、滞納整理を行う計画をいたしておるところでございます。

なお今後、滞納整理の実績を挙げるため、より効率的に業務に取り組もうと、目標値を設定いたしましたところでありますが、この主な目標値としては平成19年度分は町税、使用料とも100%。町税の過年度分につきましては、これまで例年、3千万円から4千万円程度の徴収でありましたが、これを5千万円徴収を目標に、徴収業務に取り組んでいく考えでございます。

さらに新年度からは、税務に精通した人材の雇用により資産調査や財産の差し押さえ処分まで視野に入れた滞納整理を担当する体制を整え、支払い能力があるにもかかわらず、支払いを拒否するなどの特に悪質な滞納者対応をスタートさせ、長期的には滞納ゼロを目指していきたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、滞納をなくすために滞納整理を町の最重要課題の1つに位置づけ、あらゆる手を尽くし、取り組んでいく考えでございます。

次に中部横断自動車道についてであります。中部横断自動車道については、早期全線開通を目指し、先の9月議会における議会からの国の各機関への意見書提出をはじめ、期成同盟会活動の中で、国や県選出国會議員へ要望活動を重ねるなど、積極的な取り組みをいたしているところでありますが、六郷増穂インター間については、来たる16日に起工式が執り行われる運びとなりました。いよいよ、中部横断自動車道が身近に感じられるようになった身延町区間

については、現在、工事用道路計画の地元説明会や事業用地の各地権者立会いのもとに、用地測量が進められておるところであります。平成19年度中には、国と地権者との用地交渉が本格化をいたすわけでございますが、町では事業推進のため、支援体制を整え、引き続き事業促進を目指してまいりたいと思っております。

また、中部横断自動車道開通を視野に入れた地域開発構想推進の中で、工事の発生残土を利用し、土地造成をも検討中でございますが、平地の少ない当町にとって、下山地内の広大な河川敷未利用地は、積極的に土地の高度利用を検討するべきと考えており、国・県を交えて調査検討を進めているところでもあります。

次に、西嶋和紙の商標登録についてであります。

身延町観光施設なかとみ和紙の里では、身延山久遠寺から和紙にすき込む自然素材の提供などの支援を得ながら、化学薬品を使用していない自然素材和紙の研究開発に取り組み、すでにこの製品の販売が行われております。身延山久遠寺の法主猊下から、特にこの自然素材和紙は高い評価を受けまして、愛用していただいているところでございます。さらに法主猊下から、この自然素材和紙を身延山大奥水鳴楼の名前から「水鳴」と命名していただき、このことは西嶋和紙が身延山ブランドとして西嶋和紙の商品価値を飛躍的に高め、地場産業の振興・活性化に大きく貢献するものと確信をいたしておるところでございます。

そこで、この製品を身延山オリジナル和紙として全国へPRし、西嶋和紙産業の活性化や、さらなる発展のため、「水鳴」を町の顔となるよう、商標登録をいたしたいと考えており、現在、身延山久遠寺と細部にわたって、協議を進めているところでございます。

次に、行革集中改革プランに基づく、公用車の削減についてであります。

これまで、町で管理をする公用車はバスなどを含め120台でございましたが、より効率的な運用によって、車両数の削減を目指し、利用実態、運行距離などを勘案し、各所属別に削減台数を割り出し、これまでに20台の削減を行ったところでございます。削減対象となった車両のうち、資産的価値のある車両18台については、11月6日に入札により売却をいたしました。285万円余りで処分をいたしました。今後、より一層、車両の効率的利用により、さらなる縮減の可能性を探ってまいりたいと思っております。

次に、やはり集中改革プランに基づく支所の宿直業務の廃止についてでございますが、行政改革集中改革プランに位置づけた宿日直制度の見直しについて、検討を進めてまいりましたが、夜間における利用実態等を詳細に検討の結果、身延支所・下部支所の夜間宿直業務については、平成19年12月31日をもって廃止することといたし、これにより平成20年1月1日から夜間における届け出、連絡、電話による問い合わせ等は本庁宿直による対応となります。土曜、日曜、祝日の休日業務はこれまでどおりとし、休日における住民サービスは継続することといたしております。広く住民の皆さんに周知徹底を図り、混乱を来たさないようにしたいと。なお、当然のことながら、緊急事態等の場合には本庁、支所ともに必要な体制を整え、対応をしていく考えであります。

次に国民健康保険財政調整交付金の過大交付問題についてでございますが、国民健康保険財政調整交付金が市町村に過大に交付されていた問題で、県は国への返還を巡り、最終的に7年間の無利子融資制度を設け、この制度の利用等により国への償還を指導しておりますが、しかし、県のこの制度を利用しての償還は、町が長期負債を負う借入れになります。一方、ご承知のように、国では地方公共団体の財政健全化に関する法律を施行し、この中で自治体の財政状況

を特別会計を含めた連結実質赤字比率という指標で、自治体の財政状況を判断することとしております。

県の無利子融資制度の利用は、長期債務を負う借り入れということになりますので、町の財政事情からも好ましくないと判断をいたしまして、基金の取り崩しにより年度内一括償還の方針とし、今議会にそれに必要な予算の審議をお願いいたしているところでございます。

次に平成19年度着工の大型工事の進捗状況について、ご報告をいたします。

身延福祉センター建設の建築工事については、現在、屋根工事、外壁工事が本格的に進められております。1月からは内装工事などに着手の予定としており、平成19年度末の完成を目指し、鋭意、工事を進めております。

大野下水道処理場建設工事については、現在、水処理槽の付帯コンクリート工事や管理棟工事が本格化しているところでございますが、地域の皆さんのご協力をいただきながら、工事を急ぎ、平成21年1月末の完成を目指しておるところであります。

柿島団地の建築工事につきましては、9月上旬に本格的に工事を始め、これまでに杭打ちなどの基礎工事を終え、現在、1階の土間コンクリート打設工事を進めております。引き続き、平成20年度末の完成を目指し、工事を進めてまいりたいと思います。

なお、かねてから建設構想を検討しておりました西嶋公民館については、調査設計を進めており、今年度中に調査設計を終え、平成20年度に工事着手の方針で建設計画を進めてまいります。

次に新照坂トンネル工事に伴う、現トンネル通行止め解除の見通しについてであります。県で進めている県道古関割子線の照坂トンネル工事により、現トンネルは通行止めになっております。この路線は町営バス運行路線であり、運行経路の変更を余儀なくされるなど、古関地域の皆さん方や芝草、水船地内などの皆さん方へ大変、ご迷惑をおかけいたしておるところでございますが、このため県に対し、現トンネルの通行止め期間の短縮を強く働きかけておりますが、県では地質が脆弱であることから、安全のため、トンネル掘削の完了する平成19年度末までは通行止めとし、新年度早々には通行止め解除の考えであるということでもあります。

なお、新トンネルの供用開始は7月の見通しであり、もうしばらくの間、地元の皆さんのご理解・ご協力をお願いいたしたいと思っております。

次に三沢、勝坂地内、楠田地滑り対策工事着工についてであります。かねてから楠田地区の地滑り対応については、県は地滑り観測調査を行うとともに、応急対策を施すなどの対策を実施してまいりましたが、これに併せて町では消防団との連携により、緊急時における住民避難体制を整え、緊急事態に備えてきたところでありますが、住民の不安解消のため、町は県に対し、一日も早く抜本的な対策工事実施を働きかけてまいりました。県では近く、緊急地滑り対策工事に着手の見通しであります。町では工事の進捗のため、県に協力をするとともに、今後引き続き、早期完成を働きかけてまいりたいと存じます。

以上、ご報告等でございますが、次に提出議案については、ご案内のとおりでございますので、お手元にお届けいたしておりますが、議案第97号は条例制定でございます。

次に議案第98号から議案第101号、4案件はそれぞれ条例の一部改正でございますので、内容は省略をさせていただきます。

さらに議案第110号、姉妹都市協定の締結についてもお願いをいたしておるところでございます。

次に提出をいたしました一般会計補正予算、また特別会計補正予算の概要について、説明を申し上げたいと存じます。

まず実質公債比率は、総務省が平成20年度の決算から適用し、自治体財政健全化の中で、国の管理下に入る財政再生団体に該当する指標とするものでございますが、この実質公債費比率は、昨今の新聞等の報道に毎日のように出てまいります。全国的に見ると、財政悪化の指標となる25%以上の自治体は46市町村で、自治体の財政が一段と悪化している現状が浮き彫りになってまいっております。

地方交付税は地方公共団体の自主性を損なわないよう、財源不足団体に公平に交付するため、人口や面積、道路の延長、あるいは学校の数等、細かい積み上げで算出をされ、市町村に交付されておるわけでございますが、国の財政が苦しく、減額されるときは、国の地方交付税財源総額で、対費用により減額されてしまっておるわけでございます。財政力の苦しい自治体は、さらに不利になってしまっている感が否めないところでございます。

本町においては、去る11月13日に予算編成担当者に対し、合併から平成18年度までの財政運営状況と来年度の財政の見通しなどについて説明をする中、地方交付税の減額が見込まれるなど、今までより、さらに厳しい財政運営が求められていることから、徹底した事務事業の見直しを行う中で予算編成作業を行い、一般財源の対前年度比5%減で、要求書を作成するように周知をいたしたところであります。

この一般会計の補正予算の主なものについて、ご説明させていただきますが、まず歳入の主なものでございますが、分担金及び負担金の民生費負担金に保育所中途入所保護者負担金3名分を16万2千円。衛生費負担金へ滅菌剤購入組合負担金として、25万7千円。合計41万9千円を追加計上させていただきました。

県支出金へは、鳥獣害防除事業補助金を360万円。特定鳥獣保護管理事業費補助金100万5千円。風林火山施設整備費補助金412万2千円を追加させていただきました。この風林火山補助金につきましては、県が観光立県 富士の国やまなしの確立を図るため、NHKの大河ドラマ「風林火山」の放送で、急激な観光客の増加が見込まれる観光施設の整備を図る事業で、本町では9月の補正予算で計上させていただいた下部温泉会館の温水プール改修工事の駐車場整備に充てる828万4千円の2分の1が補助されるものであります。

諸収入には、雑入にゆばの里の排水処理槽設置工事に関わる組合負担分の追加計上であります。また繰越金に1,362万円を追加させていただきました。

次に歳出の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

まず、今回の補正予算には人事院勧告によって、給与改定分を各科目ごとに計上させていただきました。本年度の人事院勧告は民間との月例給格差、0.35%を解消するため、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額引き上げ、これらに関わる扶養手当の引き上げの改定と期末勤勉手当の引き上げであります。

総務費には、支所の宿直廃止に伴う本庁舎および支所警備に関する警報装置設置、移転修繕の経費、下部支所の移転に関する工事費の差金を、差し引き281万5千円を計上させていただきました。

民生費には、障害者の地域生活支援事業の補助単価が決定したための事業にかかる経費と国民健康保険、老人保健、介護保険の各特別会計に人件費等の事務費繰出金を、また平成18年度国庫補助金の還付金が決定になったため、国への過年度返還金の計上、合わせて830万4千

円を追加計上させていただきました。

衛生費には、県から譲渡された旧身延保健所施設を精神障害者小規模作業所として運営している特定非営利活動法人、NPO そよかせワークハウスに貸し付けることとし、このための改修工事費を630万円追加計上させていただきました。

また、簡易水道特別会計繰出金に143万2千円。小規模簡易水道事業補助金として、水中ポンプ入れ替えや施設の移設工事等の内容で、遅沢水道組合と小原島水道組合に170万7千円の補助金、合計1,033万3千円を追加計上させていただきました。

農林水産業費には、中山間地域総合整備事業負担金に478万1千円。ゆばの里排水処理槽設置工事に250万円。合計626万3千円の追加計上であります。

土木費につきましては下水道事業、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減等を含め、441万1千円の減額補正であります。

次に教育費であります。西嶋小学校図書館、床修繕に114万9千円。青少年自然の里特別会計繰出金5万円。静川小学校体育館、屋根改修工事費の差金等の見直しを含め、1万4千円の減額補正であります。

なお、国民健康保険特別会計では、県の計算ミスで発生した財政調整交付金の国への返還について、財政調整基金から1億2,765万8千円を繰り入れ、全額を返還するための追加計上をいたしました。

以上、一般会計、特別会計の補正予算の主なものについて、ご説明をさせていただきましたが、あとは議案第104号、105号、106号、107号、108号、それぞれの特別会計がございますが、省略をさせていただきたいと思っております。

以上、所信の一端と諸事業のご報告を、また提出議案の概要について申し上げたところでございますが、よろしくご審議を頂戴し、ご可決をいただきますよう、お願いを申し上げます。

なお、議会最終日に人事案件、人権擁護委員候補者の推薦について、追加提出議案の同意をお願いいたしますので、このことにつきましても、よろしくお願いを申し上げます。

以上、雑駁でございますが、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

町長のあいさつが終わりました。

日程第4 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今期定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項は、印刷してお手元に配布のとおり、各種の行事等に参加いたしましたので、ご了承ください。

日程第5 提出議案の報告並びに上程を行います。

議案第97号 身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

議案第98号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第99号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第100号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

- 議案第 101号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 102号 平成 19 年度身延町一般会計補正予算(第 6 号)について
- 議案第 103号 平成 19 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 議案第 104号 平成 19 年度身延町老人保健特別会計補正予算(第 3 号)について
- 議案第 105号 平成 19 年度身延町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 議案第 106号 平成 19 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)について
- 議案第 107号 平成 19 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第 3 号)について
- 議案第 108号 平成 19 年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)について
- 議案第 109号 平成 19 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第 1 号)について
- 議案第 110号 姉妹都市協定の締結について
- 請願 第 4 号 身体障害者に対する駐車禁止除外指定の対象範囲の基準を従前の対象者を排除しないようとする意見書の提出を求める請願について
- 請願 第 5 号 障害者施策推進協議会設置を求める意見書の提出を求める請願について
- 請願 第 6 号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願について

以上、条例等関係 5 件、補正予算関係 8 件、姉妹都市締結 1 件、請願 3 件、併せて 17 件を一括上程いたします。

日程第 6 提出議案の説明を求めます。

議案第 97号から議案第 110号まで、町長の説明を求めます。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第 97号 身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 11 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、一般職の任期付職員の採用について、必要な事項を条例で定める必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第 98号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成 19 年 12 月 11 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)の一部が改正されたことに伴い、身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第 99号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成19年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の一部が改正されたことに伴い、身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第100号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
身延町職員給与条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成19年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、人事院ならびに山梨県人事委員会の給与勧告に伴い、国家公務員および県職員の給与等が改定されることに鑑み、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第101号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成19年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)は、平成18年6月21日、また国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成19年政令第324号)が平成19年10月1日に公布され、それぞれ一部を除き、平成20年4月1日から施行されることに伴い、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に102号でございます。

議案第102号 平成19年度身延町一般会計補正予算(第6号)

平成19年度身延町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,352万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億8,432万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第103号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

平成19年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,364万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,314万4千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成19年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第104号 平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算(第3号)

平成19年度身延町の老人保健特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億35万8千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成19年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第105号 平成19年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)

平成19年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億143万9千円とする。

2は、省略をいたします。

平成19年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第106号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成19年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,721万1千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

4ページに記載をしてございますので、ご覧をいただきたいと思いますので、これは省略をさせていただきます。

平成19年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第107号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)

平成19年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,705万5千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成19年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第108号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成19年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ628万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,079万8千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

4ページに記載をさせていただいておりますので、ご覧をいただきたいと思います。省略をさせていただきます。

平成19年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

議案第109号 平成19年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)

平成19年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,130万5千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成19年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第110号でございます。

議案第110号 姉妹都市協定の締結について

身延町と千葉県鴨川市は、相互の崇高な歴史的遺産を重んじ、これまで育んできた友情を一層深めるとともに、行政、教育、文化、産業、経済などの各分野におけるさまざまな交流を通じ、両市町の繁栄と住民福祉の増進に寄与するため、姉妹都市協定を締結する。

平成19年12月11日 提出

身延町長 依田光弥

1. 提案理由でございますが、旧身延町と旧天津小湊町は昭和46年3月18日の姉妹町協定の締結以来、産業文化の発展のため、各分野での相互交流を図ってきた。

その後、旧身延町は平成16年9月13日に旧下部町および旧中富町と合併し「身延町」に、旧天津小湊町は平成17年2月11日に旧鴨川市と合併し「鴨川市」となったが、旧町間の姉妹町協定は、それぞれが合併後の市町に引き継いだことから、改めて姉妹都市協定を締結するものである。

2. 協定締結の相手方 千葉県鴨川市

以上でございます。詳細につきましては、各担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議をいただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

町長の説明が終わりました。

次に担当課長の詳細説明を求めます。

議案第104号、議案第107号、議案第109号、議案第110号の詳細説明は省略いたします。

議案第97号から議案第100号までについて、総務課長。

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

議案第97号 身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定でございます。

かがみをめくっていただきますと、条例があります。

第1条、趣旨でございますが、この条例は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下、法という）第3条第1項および第2項、第4条、第5条、第6条第2項、ならびに第7条第1項および第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し、必要な事項を定めるものとする。

この条例の趣旨でございますが、法律の制定に伴いまして、条例を制定するということでございます。

この条例の要旨でございますが、公務部門では得られにくい高度の専門性を備えた民間の人材を活用する必要性や、期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応の必要性が高まっていることに鑑み、専門的な知識経験、または優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ることを目的としており、今回、この法律に基づき、条例を定めるということでございます。

条例は第1条から第2条、第3条、裏のほうに4条、5条、6条、7条と7条でできております。

第2条の職員の任期を定めた採用、第2条でございますが、ここで高度の専門的な知識経験、または優れた識見を有する者をということがございます。この高度の専門的な知識経験、または優れた識見ということでございますが、この高度の専門的な知識経験とは、例えば弁護士、または公認会計士がその実務を通じて得た高度の専門的な知識経験、大学の教員、または研究所の研究員で特定の分野において、高く評価される実績を挙げたものが有する当該分野の高度の専門的な知識経験をいいます。

また、優れた識見とは、例えば民間における幅広い分野で活躍し、広く社会的にも高く評価される実績を挙げ、創造性・先見性などを有すると認められる者が有する幅広い知識経験をいうということございまして、ここでいう高度な専門的な知識経験、または優れた識見を有する者を、任期を定めて採用。この任期は5年以内ということで、法律で決められております。

それから第2項も、前項の規定によるほか、その下のほうに第2項、(1)(2)(3)(4)とございますが、このような場合、専門的な知識経験を有する者ということで、先ほどの第1項以外にも、このような場合は、専門的な知識を有する者を採用できると。この場合も5年ということでございます。

第3条は、今度は、任命権者は職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させるということがございますが、この1号の場合、2号の場合、一定の期間内に終了することが見込められる業務、一定の期間内に限り、業務量の増加が見込まれる業務、この場合に、やはりこれは3年です。ここの3条の関係は、3年を超えない範囲内で、こういう場合には任

期付職員を採用できるということでございます。

裏のほうへいきまして、第4条でございます。5行目です。短時間勤務職員の任期を定めた採用ということでございます。

ここでいいますのは、やはり任期を定めて短時間勤務、フルタイムではございませんで、1週間の勤務時間が短時間の勤務の場合です。20時間とか25時間とか、そういう場合に採用できるということございまして、これも任期は3年ございまして、例えば、この場合は、サービス提供時間の延長や繁忙期におけるサービスの提供体制を充実し、もしくは充実した体制を維持する必要がある場合とかという場合、それから就学部分休業の場合とか介護休暇の代替、それから育児休暇の代替で採用する場合は、この短時間勤務職員を、任期を定めて採用することができる。任期は、これも3年ということでございます。

第5条、第6条については、そこがございます任期の特例。あるいは任期の更新、更新もできるということございまして、その任期の超えない範囲で更新ができるということでございます。

以上、一般職の任期付職員の採用に関する条例でございます。

続いて、議案第98号でございますが、先に議案第99号を説明させていただきます。

身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

かがみをめくっていただきますと、条例がございます。今回は改正でございます。

今回の改正の主な内容でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律、本年の5月16日公布、8月1日施行でございます。これに伴うものでございます。

改正の内容でございますが、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学の始期に達するまでの期間、育児のための短時間勤務を取得することができるという制度でございます。

また、短時間勤務を行う職員が処理することができなくなる業務に従事させるために、任期を定めて短時間勤務職員を任用できるということも、育児休業短時間職員ということで導入されております。

育児短時間勤務の請求は、1年以上1年以下でございます。それが原則でございます。1年を区切りにしましたのは、短時間勤務が終了した日の翌日以降、1年を経過するまでの間は再度、育児短時間勤務が必要となる状況が生ずるかどうかは、職員にとって通常、予測のつく範囲ということございまして、一度終了したあと、1年間の間に再度の取得を認めると、人事の面で負担が大きくなるということで、1回に限り、期間の延長を請求することができますが、再度の取得をするということになりますと、1年を経過しなければ、再度の取得ができないということになります。

条文でございますが、上のほうから第2条第6号、第3条第1号中というような条文がございますが、これらについては、今度の育児短時間勤務制度の導入に伴いましての字句の改正等ございまして、枝番となっていた条の整理等をしたものでございます。

それから2ページの、7行目の第6条の改正については、育児休業をした職員の復帰後の号級、給料の調整を規定したものでございます。

それから14行目の第9条ですね、真ん中ほどにあります。育児短時間勤務をすることが

できない職員ということで、この条例で育児短時間勤務をすることができない職員を決めております。そこにありますように非常勤職員とか、臨時職員とか、そういう職員はできないということでございます。

それから第10条は見出しのとおり、下のほうですね、育児短時間勤務の終了の日から起算し、1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特例の事情ということで、1年を経過しなくても、下の理由であれば、終了してから1年を経過しなくても、また育児短時間勤務がとれるということの定めでございます。

1から、その次のページ、6までの場合は、1年を経過しなくても、また再度とれるということでございます。

それから、あと第11条のところがございます。11条は、育児短時間勤務の形態を定めたものでございまして、1週間あたりの勤務時間が20時間、それから24時間、あるいは25時間というような選択ができるわけでございます。具体的に言いますと、月曜日から金曜日まで1日4時間で週5日勤務とか、1日5時間で週5日勤務とか、1日8時間で週3日勤務というような、いろいろなパターンがあるわけですが、そういう取り方が、本人の希望によりできるということでございます。

第12条については請求の手続き。13条、取り消し。14条、やむを得ない理由と、育児休業等に関する短時間勤務、やむを得ない理由の場合の規定。それから第15条は、職員への通知行為等、あと経過措置等の関係でございます。

新たにこういう育児短時間勤務が少子化対策といいますが、そういうこともふまえて、国のほうで法律を制定し、今回、改正するというところでございます。

先ほどの、前の98号をお願いします。

議案第98号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これについては、今、申しました育児短時間勤務制度、それから先ほど、最初に説明しました任期付短時間制度の導入に伴いまして、この勤務時間、休暇等の関係部分を改正するものでございますので、あとは省略いたします。

続いて議案第100号でございますが、身延町職員給与条例の一部を改正する条例でございます。

今回、国の人事院勧告に伴いまして、改定をすることでございますが、内容については、給与については、本年4月1日から国に準じて改定することといたします。給料表につきましては、初任給を中心に1級、2級、3級、6級あるわけですけど、1級、2級、3級の若年層に限定した給料表の改定をしたものでございます。国が0.35といいますが、本町の場合は0.2ということになります。中高齢者、4級以上については据え置きということでございます。

また、扶養手当については、配偶者以外の扶養親族にかかる月額、1人につき6千円を500円上げまして、6,500円ということで改定をいたしました。

それから勤勉手当の支給率について、年間0.05引き上げることございまして、平成19年度においては12月期。それから20年度におきましては、6月と12月に均衡になるように配分をするということでございます。

給料、扶養手当は4月1日から、また勤勉手当は10月1日からの適用ということになるかと思えます。

条例の中身でございますが、上から第1条の次、第5条第3項、第8条第3項中、これは先

ほどの3人を短時間勤務職員の給料の月額の項ですね、それに関連して条項の改正をするものということでございます。

それから第8条第3項中、これが扶養手当の改正でございます。

それから第17条の4第2項、これが勤勉手当等の改正になります。

それから表の改正でございますが、そこでございますように、表が何ページかにわたってあると思いますが、1級、2級、3級。1級は68号、裏のほうに68号までが改定されました。それから2級については、36号までが改定となっております。それから3級については、16号まで改定でございます。号数が大変ありますが、16号まででございます。ほかの級は改定されておりません。全部で1級が14人、2級が40人、3級は誰もおりません。全部で54人が給与改定されたということでございます。

なお、あとのほうに、別表第2の2中とありますが、これは介護保険職の給料表でございます。これは5級制ですが、1級から4級まで、1級が68号まで改定、2級が52号まで改定、3級が24号まで改定、4級が9号まで改定で、3級の職員が4人。改定になったということでございます。

それから、あと最後のほうにまだ、ありますが、別表第2の3中というのがあると思いますが、それが福祉職給料表でございます。1級が64号まで、2級が36号まで、3級が12号まで改定。1級が1人、2級が2人、合計3人の職員が改定になったということでございます。

一番最後のページでございますが、これは第2条、これは改めて勤勉手当の改定でございます。あと附則でございます。施行期日等の規定でございますので、よろしくお願いたします。

以上、簡単ですが、条例の説明を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第101号、議案第103号について、町民課長。

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、まず議案第101号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

改正の主たる内容でございますけど、平成20年4月より世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主について、年金から国民健康保険税を特別徴収の方法によって、徴収する規定でございます。

これにつきましては、上位法に基づきまして規定していくものでございまして、法の趣旨は年金受給者の利便性を図る。もう一つは、今、国民健康保険税、これは国全体の中で、非常に滞納の問題もありまして、厳しい状況にある中で、安定した国保財政運営を図ることも目的の一つとされてございます。

それでは、これから内容に入らせていただきますけど、まず現行、第12条が削除されておりまして、第12条に見出しとして「(特別徴収義務者の指定等)」を付し、同条を次のように改めるとして、これは先ほど言った、今度は町のほうからお願いをしまして、年金保険者、つまり社会保険庁や共済組合などを、特別徴収義務者に指定する規定を設けたところでございます。

次に第14条でございますけど、年金保険者は第13条により、先ほど特別徴収した保険税

を翌月の10日までに納入する旨の規定でございます。

次に第15条です。国保の資格を失った場合につきましては、年金保険者に町から通知をいたしますが、年金保険者は特別徴収をやめて、その旨を町のほうへ通知する規定でございます。

次に第16条でございます。これにつきましては、特別徴収対象被保険者をするべきものが、前年の10月1日から、すでに国民年金、つまり平成20年度の方にかかるわけですが、19年度中に国民年金から特別徴収で支払っている場合においては、当該年度の初日、つまり4月1日から9月30日の間において、特別徴収ができる旨の規定でございまして、その額につきましては、2月の年金から徴収した国民健康保険税を徴収する旨の規定でございます。

2項では、さらに6月1日から9月30日までの間に、その徴収額が適当でない特別な事情、被保険者にとって事情がある場合は金額を、また、その2月の月の金額でなくて、減額をしたものにより、特別徴収の方法をする旨の規定がされてございます。

次に第17条につきましては、65歳になって新たに年金から特徴で支払う場合などの方法の仮徴収の規定をしてございます。これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、4月1日を基準としていきますけど、第1項を見ていただきたいと思います。第1項の中で、前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者、つまり平成21年度におきまして、平成20年度中、特別徴収になった期間が8月2日から10月1日までの間の方は、その4月1日から、その属する年の、つまり9月30日までの間は特別徴収ができますよというふうなことで、1項、2項、3項それぞれの前年度特別徴収として定まった月に対応して、徴収すべき期間を時系列的に定めたものでございます。

それから第18条でございます。普通徴収税額への繰り入れという規定でございます。特別徴収対象被保険者が、特別徴収対象年金給付の支払いを受けなくなった場合以降の納期については、普通徴収に変わるということで、基本的に年金金額18万円未満の場合や、また国保の課税額、それから介護保険の課税額の合計額が支払い年金の2分の1を下回った場合は、普通徴収に切り替わる内容でございます。それで2項におきましては、すでに特別徴収されたものについては返還、あるいは未納の分に充てていく内容が規定されてございます。

次に第11条、ここが本条例の基本になる部分でございますけど、第11条の前に見出しとして特別徴収を付して、同条を次のように改めるというふうなことで、当該年度の初日、つまり4月1日現在におきまして、国民健康保険税の納税義務者が老齢年金給付の支払いを受けている年齢、65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主、災害等、特別の事情のある場合を除く、次ページへいってください、以下、特別徴収対象被保険者という、である場合においては、当該世帯主に対して、課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する旨を規定したものでございます。

それから、先ほど申し上げましたとおり、4月1日現在が基準となっておりますから、では4月2日から8月31日までの方をどうするかということで、この方についても2項で、特別徴収ができる旨の規定を設けたところでございます。

次に今回の条例改正と併せまして、大きな改正、1つございます。第9条第1項中の表以外の部分中ということで、国民健康保険税の納期を普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期。特別徴収につきましては、年金に合わせて徴収していきますので、4月から始まって2月、6期に分けて徴収をさせていただきますけど、普通徴収につきましては、現在、6月1日から第1期をスタートいたしまして、第10期を翌年の3月1日から25日までというふうなこと

で設けてございまして、今度は同規定を第1期から第9期に変更しようとするものでございます。

この変更した理由でございますけど、まず今回の特別徴収の基本になるもとは、介護保険料がまず決まっていなければ、特別徴収ができない。しかし4月から仮徴収しますので、それぞれ町のデータ、社会保険庁、あるいはそれぞれの共済組合とか、データをもらう中で、仮に4月から特別徴収をしていきます。その場合は3月の時点で、特別徴収される方に町のほうから通知を出しまして、現行でいきますと、国民健康保険税、普通徴収にかかる方は6月1日を基本として、課税をしてございます。そうなりますと、6月1日現在で、また新たに国保税が決まった時点で、その特別徴収の方には通知を差し上げなければなりません。それから今度は、先ほど申し上げましたとおり、ちょっと複雑になりますけど、特別徴収をしていくのには、あくまでも介護保険料プラス国民健康保険税が、国民年金受給額の10分の1以上というふうなことで、介護保険が決まってくるのが7月でございます。ですから7月に改めて、そこで見直しをしなければならない。そうなりますと、特別徴収を受ける方については3月の時点、また、現行でいくと6月の時点、また7月の時点というふうな、非常に煩わしさが生じてきます。

というふうなことで、すでに各町村、県内では7期、あるいは8期、9期というふうなことで、それぞれ課税されている団体が主で、今、10期をしている町村というのは身延町と南部町というようなことで、担当として、特別徴収にかかる方が3回も文書をもらうと非常に煩わしさを生ずる。それでは、その煩わしさを取り除こうということで、10回が9回というふうなことで、被保険者、対象者に対しては1割の分が、今度はちょっと多くなるわけですけど、普通徴収の方が9回、そうはいても特別徴収の方は6回というふうなことを鑑みまして、今回、改正させていただいているものでございます。

以上が、条例の詳細説明をさせていただきましたが、どうぞよろしくお願いたします。

それでは引き続きまして、平成19年度身延町国民健康保険税特別会計補正予算の内容について、説明をさせていただきます。

それではページ数でございますけど、6ページ、歳入をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。議案第103号。

まず歳入の部でございますけど、5款1項1目の療養給付費交付金、今回575万4千円の追加でございますけど、これにつきましては、過年度分が追加決定になったということで精算、計上するものでございます。

次に繰入金、他会計繰入金、これにつきましては、給与費に充てる一般会計からの繰入金をするものでございます。

次に基金繰入金、これは町長の所信表明でございますけど、今回の過大交付金の返還金に充てていくものでございます。

ちなみに今回、1億2,765万8千円を充当するというふうなことで、すでに当初予算で8,240万円、今、国保財政も厳しい折、当初予算では8,240万円、繰り入れての予算措置を図っている現状でございますけど、現段階は2億1,005万8千円の取り崩しの内容になっておりますので、18年度末、5億81万8千円から、その補正後を引きますと、現行では2億9千万円の基金の残というふうな内容になっております。

それから次に繰越金でございますけど、また歳出のところで説明させていただきますが、今回、一般被保険者、高額療養費、高額部分が増えてございまして、それに充てる財源として2千

万円を計上させていただいております。

それでは、歳出のほうの説明に移ります。

7ページでございます。

まず総務費、総務管理費の関係は、これは職員の給与費でございます。

次に、2款1項2目退職被保険者等療養給付費でございます。これにつきましては、前年度、18年度決算額に対しまして、今、試算したところ、12%の伸びというふうなことで、499万9千円をお願いするところでございます。

次に退職被保険者等療養費、これは現物支給にあたるものでございまして、退職されたあと、どうしても腰まわりが痛いとか、そういうものに対するコルセット、そういうものが急増してございます。そんなことで、前年度の決算額、38%を上回る309万1千円を予定してまして、75万5千円を計上するものでございます。

次に高額療養費でございます。これにつきましては、2,218万7千円というふうな、大きな数字になっておりまして、やはり本町の課題でございまして、医療費が伸びつつございます。前年度に比べまして、21.8%というふうなことで、今回、2,218万7千円をお願いするところでございます。

次に保健事業費でございます。疾病予防費。平成20年4月から、今度、国民健康保険被保険者として、いろんな業務、義務付けがございまして、その特定健康診査等、実施計画書に基づいた業務を推進するというふうなことで、当初予算で、この策定につきましては業者をお願いするところでしたが、今、職員がそれぞれ連携をとりながら、福祉保健課、看護師等と協議をする中で、手作りで今、やっております。

というふうなことで、住民アンケートの委託料については、予算を使わせていただきまして、その残分、246万7千円を減額いたしまして、なお、今度、特定健診にかかるデータ、システムの導入というふうなことで、28万円をお願いしまして、218万円の減額の予算になってございます。

それから次に償還金でございますけど、これは町長のほうからも申し上げましたとおり、本町に今、まだ確定はしてございませんけど、これから2月、国のほうから指示がありまして、3月返還というふうなことで、今、現在での予定されている1億2,765万9千円の国庫返還金を計上したところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第102号について、財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

それでは、議案第102号の詳細説明を行いたいと思います。

まず、8ページをお開き願いたいと思います。

町長のほうの概略で結構、詳しく説明しておりますので、今回は、私はアナログでいきたいと思いますので、よろしく願いします。

まず12款の分担金でございますが、民生費の負担金16万2千円と衛生費負担金25万7千円。右、説明のとおりでございます。

14款国庫支出金でございます。民生費国庫支出金5万6千円。これも右、説明のとおりでございます。

同じく2項の国庫補助金、1目民生費国庫補助金12万8千円。同じく5目の教育費国庫補助金、減額の3万7千円。右、説明のとおりでございます。

15款2項の県補助金、民生費県補助金につきましては16万円。右、説明のとおりでございます。

3目衛生費県補助金26万8千円。これにつきましては、環境保全活動支援事業ということで、ゴア前副大統領の政策によります地球温暖化の映画鑑賞会ということで、「不都合な真実」という映画と啓発学習会による補助金でございます。なお、映画の予定は1月を予定しているようでございます。

4目農林水産業費県補助金311万5千円。農業費補助金211万円。これにつきましては、9月補正でお願いいたしました旬のやまなし地産地消支援事業補助金の中で、中之倉排水路の改修工事をお願いしたわけですが、県のほうで不採択になりまして、これが不採択になったということと、その県費を150万円減額し、代わりに古関三堂平鳥獣害対策土留め工事の一般財源195万円を県補助金として採択されました。その入り繰りがございまして、総額が211万円でございます。

それから2の林業費県補助金105万円、これは特定鳥獣害捕獲管理事業費補助金でございます。

5目の商工費県補助金414万2千円。これにつきましては、町長のほうから説明がございました、828万4千円の2分の1ということでございます。これは担当課で頑張ってくれまして、県の補助金がついたということでございます。

それから3項の県委託金でございますが、総務費県委託金、減額の22万3千円。右、説明のとおりでございます。

3目教育費県委託金86万円。これにつきましては、地域ぐるみの学校安全体制推進事業委託金ということでございますが、要するにスクールガードリーダーによる安全巡回事業のことを、県のほうでみてくれるということで計上しました。

それから18節繰入金、これにつきましては30万円。当初10人、予算化し、全部使い切って、6月に3人、9月に3人、今回で3人ということで、合計19人でございますが、よいことなので、このことをご理解願いたいと思います。

10ページをお願いします。

19節繰越金、これは補正額が1,360万円で繰越金でございます。

20款の諸収入、雑入、50万円。これにつきましては、ゆばの里の排水処理槽の設置工事の負担金ということで、ゆばの里よりいただいております。

それでは次ページ、11ページの歳出に入ります。

先ほど総務課長のほうから説明がございました、2節、3節、4節につきましては、人事院勧告による給与改定でございますので、省略をさせていただきます。

2款1項1目の一般管理費でございますが、11節の需用費、これにつきましては、同じく町長のほうから説明がありましたように、来年1月から実施の身延支所、下部支所の宿直の廃止による本庁舎正面玄関、案内用看板等の修繕費および消耗品でございます。

12ページをお願いします。

3目財産管理費、13節委託料427万5千円。18節備品購入費、減額の400万円。13節委託料427万5千円のうち、法定外公共物管理システム構築業務で、400万円は当初、

18節、機械器具費に計上いたしましたが、今回、13節委託料に振り替えるものでございます。また、27万5千円につきましては、温泉法の改正により、10年に一度の分析が義務化されたことに伴い、いずれも10年以上経っていますので、今回、分析を行うものでございまして、3カ所ありまして、下部における分湯、門野の湯、それから湯平の湯、この3カ所を温泉分析するものでございます。

徴税費はいいですね、このページ、13ページも人件費でございます。

14ページをお願いします。ここも人件費でございまして、先ほど、歳入で言いましたように、下部支所ですね、これの11節、12節、15節の関係は、町長が概要で説明した、宿直の廃止に伴う需用費22万8千円と、役務費1万1千円と15節の工事請負費、減額の130万8千円でございます。身延支所につきましては、25万9千円。給与費と11節、同じく宿直廃止に伴う38万8千円の予算計上でございます。

それから15ページ、民生費でございますが、1項社会福祉費のうちの1目社会福祉総務費でございます。これにつきましては、2節、3節、4節につきましては人勤によるものでございまして、19節、その他の負担金、身延福祉センター町水道加入負担金でございまして、47万8千円。パイは50ミリでございます。

それから、高齢者福祉費のうちの原材料費2万1千円。ゲートボール場整備混合土。これは一色のゲートボール場分でございます。

それから繰出金44万1千円につきましては、繰出金でございます。特別会計の繰出金。それから同じく4目の老人医療費、これも繰出金でございます。5万9千円。

それから、次ページをお願いします。

高齢者保養施設費でございます。6目。備品購入費17万円でございますが、門野の湯が平成5年にオープンいたしまして、そのときは寄附でいただいたテレビがございます。それが9月の議会が終了いたしまして、10月の初旬に故障いたしました。部品がなく、修理がなかなか困難なため、今回、地デジ対応のテレビを購入したいということで、予算計上いたしました。

それから2項1目児童福祉費、7節の賃金103万3千円。これは学童保育に関するものでございまして、夏休み、冬休み、春休みに一日学童保育を実施してくださいと。それに伴う追加分といたしまして、4.5時間掛ける850円掛ける30日掛ける9人ということで、103万2,750円。計上額103万3千円。

それから8節報償費16万3千円。町立保育所の配置等検討委員会。これにつきましては、町立保育所配置等検討委員会報償でございます。委員長が5,800円掛ける2回、それから委員が5,400円掛ける2回、15万1,200円と1万1,600円、合計で16万3千円でございます。

その下の11節需用費1万2千円の食糧費でございますが、これに伴う食糧費、お茶代等でございます。

次ページをお願いします。

久那土保育所の関係でございますが、4目需用費、賄い材料費。これにつきましては、中途入所追加分でございまして、乳児の12カ月、1年間の人1人と乳児の11カ月が1人、それから未満児の6カ月が1人ということでございまして、これらを賄い材料費ということで、24万1千円追加するものでございます。

それから18節備品購入費。これは庁用器具費ということでございますが、ブランコの修理

をして、直したほうがいいではないかというもの等がございましたけども、ブランコを修理するより新規に買ったほうが、値段が安かった。ということで、備品購入費ということでございますので、ご理解願いたいと思います。

それから西嶋保育所の需用費24万6千円、修繕費。これにつきましては西嶋の保育所、原保育所、静川保育所、全部、中富地区には座ってやる便座というのがないそうです。便座がないトイレばかりだそうです。子どもたちが保育園に行くのが嫌だというような意見が出てきて、ぜひ直してくださいということでございまして、全部1カ所だけ直しましょうということでございまして、子ども用トイレ洋式便器取り替えの19万1千円ということでございます。それと遊具点検報告によるチェーン止めの修理には5万5,650円で、合わせて24万6千円計上いたしました。

6目の原保育所、このページは人件費でございますが、次ページ、18ページ。やはり11節、それから静川保育所、11節、同じ理由でございます。洋式トイレ一式便器の取り替えでございます。

それから衛生費、4款1項1目保健衛生費でございますが、2節、3節については人勸によるものでございます。

15節の工事請負費630万円。これにつきましては、障害者の自立支援に基づき、病院の外來診療を受けながら、社会復帰を志すものを支援する中間施設として活動している、そよかぜワークハウスの入居に伴う改修の工事であります。このことを行うことにより、通所者の心のケアをする相談室、また今まで十分なスペースがなかったため、登録を抑制してきていたそうでございます。これらのことが、障害者の受け入れが可能ということになりますので、今回630万円、予算計上いたしました。

それから5目環境衛生費の内の13節、キッズISO14000を減額し、環境保全活動支援事業ということで、さっき言いました「不都合な真実」、映画の上映でございます。21万円。財源組み替えでございます。

それから3項簡易水道でございますが、19節補助金でございます。これは遅沢水道組合井戸掘削ポンプでございますが、水中ポンプ入れ替えでございます。事業費が269万6,800円の5分の3、161万8千円。小原島簡易水道組合が取水ポンプの調整および揚水管17万8,500円の2分の1、8万9千円。合計170万7千円の予算計上でございます。

28節につきましては、これは簡易水道の繰出金でございます。

20ページをお願いします。

4目の農業土木費でございます。15節工事請負費、減額の100万円につきましては、先ほど歳入で説明したとおりでございます。19節480万7千円。これにつきましては、その他の負担金、中山間の地域総合整備事業負担金ということで、下山の荒町、梅平の取水口、和田の圃場整備等の事業費増額ということでございます。480万7千円でございます。

それから5目の山村振興費、15節工事請負費250万円。ゆばの里の排水処理槽の設置工事でございます。

それから次ページの林業振興費、2目でございますが、8節報償費30万円の減額と19節補助金108万円の増は、本年10月より県補助金指定有害鳥獣事業として扱うことにより、県補助金増と一般財源の減であります。ここで言う指定有害鳥獣とは、県の捕獲計画に基づいた鳥獣でサル、イノシシ、クマ、シカを指します。

22ページ、23ページについては人件費でございます。

24ページをお願いいたします。

消防費、防災費補助金でございます。1万8千円。これは中山区の防犯灯の設置事業費3万7,800円掛ける2分の1でございます。

それから10款教育費でございますが、8節の報償費、これは先ほど説明しました就学奨励金でございます。

次ページの小学校費、西嶋小学校管理費、需用費の114万9千円。町長の概略説明でございましたが、図書館の床の改修によるものでございます。

それから委託料の4万6千円。高層清掃業務ということで、体育館の高層清掃業務の補正をお願いするものでございます。

5目の静川小学校でございますが、減額の81万円。それにつきましては、8万2千円が修繕費で変電設備の塗装でございます。

それから、15節が減額の89万2千円。これは、体育館屋根改修工事に伴う精算でございます。

それから、7目下山小学校管理費をお願いします。

減額の39万円。賃金110万5千円。それから委託料28万5千円の減でございますが、賃金につきましては、プール監視員の精算でございます。

それから学校警備業務につきましては、今まで単年度だった契約を、単年度契約から3年契約に切り替えたため、こういう値段が出てきました。

以下、次ページで8目から10目まで同じ理由でございます。身延小学校、豊岡小学校、大河内小学校の減額、賃金、委託料減額分はそういうことでございます。

中学校費をお願いいたします。

減額の45万円、中富中学校。賃金45万円の減でございますが、これにつきましては、スクールカウンセラー賃金45万円が、県から派遣があったため、町単職員分を減額するものでございます。

同じく下山中学校、その他の賃金ということで、先ほど申しましたプールの監視員とスクールカウンセラーによるものでございます。

それから委託料の警備費につきましては、単年度から3年契約ということでございます。

身延中学校につきましても、同じ理由でございます。

28ページをお願いいたします。

4目総合文化会館管理費、7節賃金24万円でございますが、今回、補正する金額は17万3千円でございますが、2節、3節、4節は人勤によるものでございまして、賃金24万円。その他の賃金として、夜間のパート職員ということになっております。なかなか、あそこの文化会館、利用率が高いようでございまして、夜間だけです、1千円掛ける4時間掛ける20日掛ける3カ月、3月まで、24万円ということで、今回、計上させていただきました。

6目の和紙の里運営費4万9千円でございますが、和紙の里運営費5,400円掛ける9人ということで、4万8,600円。多目的にいろいろ使うようになりましたので、今回、和紙の里の運営委員会をつくるということでございます。

それから12節、町長の説明がございましたように、2万1千円。「水鳴」商標登録申請に伴う出願印紙代でございます。

それから、14節使用料及び賃借料64万1千円。これにつきましては、デスクトップとOA機器のレジスターのリース料ということでございます。

次ページの、6項5目体育施設費4万5千円。これにつきましては、下部町民グラウンドのカギ、5千円掛ける3カ月で1万5千円と下部中学校の体育館、同じく5千円掛ける3カ月、下部体育センター5千円掛ける3カ月、合計4万5千円の計上となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

詳細説明の途中ではありますが、昼食のため休憩いたします。

開会は1時といたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時00分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。

午前に引き続き、詳細説明を行います。

次に議案第105号について、福祉保健課長。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

議案第105号 平成19年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

6ページをご覧ください。

歳入ですが、1款1項1目の第1号被保険者保険料5万9千円。

3款2項2目の地域支援事業交付金9万7千円。

4款1項2目の地域支援事業支援交付金6万円。

5款2項1目の地域支援事業補助金4万8千円。

7款1項2目の地域支援事業繰入金4万8千円の合計31万2千円は、歳出で説明しますが、地域支援事業費の追加により、それぞれの法の定めによる負担割合により、追加補正するものです。

4款1項1目の395万4千円は、過年度分介護給付費交付金です。

7ページの7款1項3目のその他一般会計繰入金39万3千円を合わせて、補正額の歳入合計は465万9千円になります。

8ページをご覧ください。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費39万3千円は、人事院勧告に伴う給与費11万5千円と4月からの実績によりガソリン代3万8千円、郵便料24万円を追加するものです。財源は全額、一般会計繰入金となっています。

2款の保険給付費は4月からの実績に伴い、1項1目の居宅介護サービス給付費を1,799万7千円減額し、同額を2項1目の介護予防サービス給付費に追加するものです。

4款1項の基金積立金395万4千円は、過年度分介護給付費交付金を財源に、給付準備基金として積み立てるものです。

5款地域支援事業費31万2千円のうち、1項の介護予防事業費19万3千円は、生活管理

指導短期宿泊事業の希望者の増によるものです。

2項の包括的支援事業・任意事業費11万9千円は、人事院勧告に伴うものです。財源は歳入で申し上げましたが、保険料等のそれぞれの法の定めによる、負担割合による額になっています。合わせて、補正額の歳出合計は465万9千円となります。

以上が議案第105号の詳細説明ですが、よろしくご審議をいただきたく、お願い申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に議案第106号について、水道課長。

水道課長。

○水道課長（串松文雄君）

議案第106号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を申し上げます。

7ページをお願いします。

まず歳入であります。4款国庫支出金につきましては湯町簡易水道事業、中富北部簡易水道事業へ85万4千円の追加でございます。

5款の繰入金につきましては、簡易水道総務費へ追加。身延簡易水道建設事業繰入金につきましては、起債対象額の増額による財源組み替えにより、減額とさせていただきます。下部中富簡易水道建設事業へは、追加をさせていただきます。補正額としまして、143万2千円の追加でございます。

6款繰越金であります。水道維持費の財源として、353万7千円の追加補正をさせていただきます。

次に8ページをお願いします。

7款諸収入でございます。消費税の確定申告に基づきまして、還付金としまして652万7,088円が確定しましたので、今回の補正で242万3千円の減額補正をさせていただきます。

次に8款町債でございます。1目、2目、3目それぞれへ、事業の進捗等を見込む中で1,620万円の追加補正をさせていただきます。今回の補正を合わせますと、起債予定額としましては3億4,200万円となります。

次に9ページをお願いします。

歳出でございます。今回の補正予算での給与費に関わる補正につきましては、給与の改定に伴うものでございます。

1款1項身延簡易水道管理費、1目におきまして11節需用費の中、修繕費に200万円の追加補正をさせていただきます。これにつきましては、波木井取水ポンプ場のポンプ取り替えなどに多額の修繕費を費やしたため、追加計上をさせていただいております。

次に10ページをお願いします。

3項中富簡易水道管理費、1目におきまして11節需用費の中、修繕費に334万2千円の追加補正をさせていただきます。これにつきましては、国道52号の漏水修繕などに多額の修繕費を費やしたために、追加計上をさせていただいております。

15節工事請負費に手打沢橋添架管設置工事につきましては、国道52号、手打沢橋の橋梁拡幅工事に伴いまして、水道管を一時撤去しておりましたが、拡幅工事の完成に合わせて、添

架管の設置を行う工事費でございます。

次に2款2項身延簡易水道建設費でございますが、1目13節の委託料につきましては、事業執行済みにより、306万9千円の減額でございます。

15節の工事請負費につきましては、梅平地内の橋梁添架工事費を840万8千円減額とし、和田、平地内の送水管布設工事費へ1,680万円を追加とした、839万2千円を追加補正させていただきました。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、下水道委託工事に伴います身延中央簡易水道配水管布設工事費として、1,147万7千円の追加。同じく、下水道委託工事に伴います給水管布設工事費1,659万円を減額とした補正としまして、511万3千円の減額補正でございます。さらには、給水管布設工事の一部が起債対象事業となったことによりまして、繰入金940万円を減額としました、財源組み替えをさせていただきました。

3項下部簡易水道建設費、1目19節負担金補助及び交付金につきましては、湯町簡易水道配水管布設工事、下水道事業委託工事費で事業の増嵩によりまして、1,200万5千円の追加。県代行委託工事費につきましては、実施設計額がまとまりまして、795万5千円の減額となりました。これによりまして、405万円の追加補正をさせていただきました。

次に4項中富簡易水道建設費、1目15節工事請負費につきましては、北部統合簡易水道手打沢ポンプ場築造工事へ転落防止柵の設置。また、下大塩配水池兼ポンプ場築造工事におきましては、場内配管の増加などに伴いまして、追加補正をさせていただきました。

さらには送水管布設工事におきまして、補助対象事業費の増額などにより、繰入金を減とした財源の組み替えをさせていただきました。

以上、補正予算(第3号)の詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(松木慶光君)

次に議案第108号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長(赤池義明君)

議案第108号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、詳細の説明をさせていただきます。

まず、予算書の4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございますが、身延公共下水道事業は地域再生計画に基づく汚水処理施設整備交付金を充当して、執行するものであります。

本制度は当初要望に基づいて交付金が内示されましたら、その後、変更精算ができない制度となっており、当該年度で予定された事業のすべてを完了させなくてはなりませんことから、入札による差金や現場の地形等も考慮し、予算措置した上で執行をかける必要がありますので、発注時期の関係で、年度内完成が見込めない管渠工事費8,895万円、全部で5工区でございます。それから、管渠詳細設計業務委託料2,291万1千円。これは2工区でございます。これを繰り越して使用したいとするものでございます。

次に、下部特定環境保全公共下水道事業真空ステーション詳細設計業務であります。下部処理区は地形や地質等の関係上、自然流下やポンプ圧送で処理できない家屋等が相当あります。さらに建設および維持管理費コストを比較検討しました結果、工法を真空式下水道収集システムによる整備のほうが有利であることが判明しましたので、当該システムの心臓部とも言われています真空ステーションを早期に整備するため、設計業務を行いたいとするものであり

ますが、発注の時期の関係上、年度内での完了が見込めないことから、677万1千円を繰り越して使用したいとするものであります。

次に歳入であります。予算書の7ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、2項1目身延下水道事業負担金を511万3千円減額するものでございますが、これは身延中央簡易水道受託工事負担金の減額。さらに2目下部下水道事業負担金を1,200万5千円追加するものでございますが、これは湯町簡易水道受託工事負担金の追加でございます。

3目中富下水道事業負担金を121万9千円計上するものでございますが、これは県道下部飯富線改良拡幅工事により、下水道管等の移設をする必要が生じたので、県からの工事に伴う補償金を計上するものでございます。

次に4款繰入金でございます。1項一般会計繰入金、1目中富下水道事業一般会計繰入金、4目身延下水道事業一般会計繰入金、5目下部下水道事業一般会計繰入金について、それぞれ減額および追加措置の結果、合わせて472万7千円減額するものでございます。

次に6款の諸収入、1項1目雑入の1節、消費税還付金についてでございますが、確定申告の結果、還付金が決定になりましたので、289万6千円追加するものでございます。

続いて、歳出でございます。予算書の8ページをお願いします。

まず1款下水道事業費、1項総務費、4目下水道事業総務費の27節公課費であります。当初、消費税の納付を見込んで予算計上をし、中間納付を行ってまいりましたが、確定申告をした結果、還付されることになりましたので、納付の必要がなくなりました。中間納付分を差し引いた92万9千円を減額したいというものでございます。

次に2項事業費、2目身延下水道事業建設費では、まず給与費は給与改定に伴うものでございますが、15節の工事請負費中、管渠布設工事費を1,669万8千円減額し、同額を13節委託料に追加し、次年度以降の発注工事について、早期着手・早期完成を目指したいとするものでございます。同じく工事請負費中、簡易水道受託工事費を511万3千円減額するものであり、その結果、本年度の工事請負費の総額は、合わせますと12億1,212万3千円となっております。

次に3目下部下水道事業建設費でございますが、給与費につきましては、人事院勧告の関係でございます。

15節工事請負費中、管渠布設工事費を600万円減額し、同額を13節委託料に追加し、真空式下水道収集システムの心臓部といわれています、真空ステーション建設のための詳細設計を行いたいとするものでございます。

15節の工事請負費中、簡易水道受託工事費を1,200万5千円追加するものであり、その結果、本年度の工事請負費の総額は1億9,286万5千円となっております。

次に4項公債費、1目中富下水道事業元金、23節償還金利子及び割引料についてでございます。消費税の還付金、ならびに公課費の減額により生ずる財源を充当することにより、財源内訳を組み替え、一般会計繰入金を382万5千円減額するものでございます。

以上、議案第108号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に請願第4号、請願第5号について、紹介議員であります穂坂英勝君より説明を求めます。穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

請願第4号、請願第5号について、説明を申し上げます。

請願第4号

件名 身体障害者に対する駐車禁止除外指定の対象範囲の基準を従前の対象者を排除しないようとする意見書の提出を求める請願でございます。

請願者、住所・氏名、2名でございます。

甲府市北新1-2-12、山梨県身体障害者連合福祉会 会長 浅野伸二。

身延町大野3547、身延町身体障害者福祉会 会長 穂坂喜八郎。

請願の趣旨でございます。

道路交通法施行細則改正により、適用外となった駐車禁止除外指定の対象範囲の基準を、従前の基準に戻すことを要望するものであります。

趣旨、その他、意見書についてはお手元に配布してございますので、お読み願いたいと思っております。

次に請願第5号。

件名 障害者施策推進協議会設置を求める意見書の提出を求める請願でございます。

請願者、住所・氏名、2名でございます。

甲府市北新1-2-12、山梨県身体障害者連合福祉会 会長 浅野伸二。

身延町大野3547、身延町身体障害者福祉会 会長 穂坂喜八郎。

請願の趣旨でございます。

障害者施策推進協議会の設置を求めるものでございます。

請願の要旨、意見書案をお手元に配布してございますので、お読みして、参考にしてください。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

次に請願第6号について、紹介議員であります近藤康次議員より説明を求めます。

○16番議員（近藤康次君）

請願第6号について、朗読いたします。

請願者は、役職を省略いたしまして、氏名のみといたします。

塩津尚人、望月邦俊、青木直人、笠井安秀。

紹介議員、日向英明、近藤康次。以上であります。

請願の趣旨、一部を省略いたしますので、ご了承願いたいと思います。

1. 義務教育の根幹である教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

1. きめ細かな教育を一層推進するために、少人数教育の実現を中心とする教職員定数の改善を図ること。

（請願理由）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。しかし、国が進める「三位一体」改革の中で、2006年度から義務教育費国庫負担金の国負担の割合が2分の1から3分の1に縮小されました。義務教育費国庫負担金の減額分は、

個人住民税として税源移譲されることとなりましたが、税収額が都会と地方において大きく違うために、多くの自治体においては財源が不足するため、地方交付税で調整されることになっています。しかし、地方交付税自体も大幅に減額されていく傾向にあることから、これまでの財源が確保される保障はありません。地方分権・地方財政のあり方の論議の中で、教育の機会均等や教育の全国水準を確保するために制度化された、義務教育費国庫負担制度の「廃止」に向けた検討が行われる可能性も否定できません。

また、地方の自治体においては、地方交付税の縮減と併せ、大変厳しい財政状況が生じており、学校施設などを含めて自治体間の教育条件に格差が拡がりつつあります。また、低所得者の拡大・固定化により、就学援助受給者や高校授業料の減免措置が急増するなど、教育現場においても格差が現れています。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

一方、学校現場ではいじめ・不登校などへの対応、きめ細かな学習指導の展開、生徒指導の充実、障害のある児童・生徒への支援、学校内外の安全対策、保護者・地域住民との連携などの推進が必要となっており、教職員定数増を中心とした教育予算の一層の拡充が求められています。

しかし、OECD調査では、日本の教育予算はGNP費に占める教育費の割合や教職員数などで、OECD諸国の中でも低い水準にあると指摘されています。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこで生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられるために、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

このような中、文科省は2008年度予算概算要求で、「教員の子どもと向き合う時間を拡充する」ことを目的として、2008年度からの3年間で、2万1,362人の教職員定数改善を求めました。これが実現すると、初年度は7,121人の定数改善が図られ、本県が進めている少人数教育の推進、特別支援教育の充実、食教育の推進などに対する大きな財政的支援となり、文科省概算要求の実現が望まれます。

山梨県では「個性を活かし、未来を拓く、たくましく心豊かな人づくり」を県政の基本に据え、少人数教育の推進など、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。今後も全体の財政状況に左右されず、「やまなし教育」が一層充実・発展することを切望いたします。

ぜひとも、身延町議会といたしましても、右にある請願事項をご決議いただき、義務教育費国庫負担制度が堅持されるとともに、国による教育予算の拡充と教職員定数の改善が図られるよう、関係大臣に地方自治法第99条の規定により、意見書を提出していただくよう請願いたします。

請願先は文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上であります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

以上、提出議案の説明は終了いたしました。

日程第7 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

議案第97号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例ということですけど、これはもともと、こういうものはなかったわけですよ。平成14年の法律第48号というのがあって、それに基づいて、この条例が定められるということらしいんですが、今まで、実際にこういう必要がなかったのかどうか。今までどのようにして、こういう採用をしていたのかということと、それからこの各専門知識ですとか、いろんな項目で説明をされましたけれども、具体的な業務はどのようなものなのか。それについて、説明していただきたい。

それから、先ほどちょっと、説明の中で、高度の専門的な知識経験というふうなところで、弁護士、公認会計士の経験というふうなことをおっしゃっていましたが、実際、裁判の場合には弁護士は、特にこういう職員の任期を定めた採用ということではなく、弁護士をお願いするということは実際あり得たわけですけども、今までもそういうことがあったはずなんです、これをわざわざ、ここで決めなければならない理由というのが、実際どうなのかということをご説明いただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

答弁いたします。

まず、この条例制定前に任期付職員、こういうような事例があったかどうかということですけど、実際には任期付という制度がございませんでしたので、採用をしたことはございません。

それから、具体的にどういう職務を想定しているかということでございます。県のほうへ、ちょっと聞いてみたわけでございますが、県庁では今2人の職員が採用されているということございまして、1人は観光部の観光推進官。この方は民間の旅行会社とか、専門の旅行会社の方だと思っておりますが、1人。それから県立大学の就職専門官といまして、大学の学生の就職についての、いろいろ相談とか、そういうことをやっていると思っておりますが、2人の方が採用されているということでございます。

町のほうで想定されると思っておりますのは、やはり情報化の推進というようなことございまして、ITのシステムエンジニア、あるいは観光の、そういう専門的な職員、民間からの観光の専門職員、それからあと防災管理官とか、そういうような人が想定されるわけございまして、現状では採用ということは、まだ考えておりません。将来的にこういうことが予想されるというようなことでございます。

非常に行政の高度化、多様化ということが、これから国際化と、そういう進展をする中で、このような期限付き職員を採用するということも、これから考えられるではないかと思っております。

それから弁護士、公認会計士というふうなことが出ましたが、これについては、国が言っていることでありまして、こういう弁護士さん、公認会計士のような、高度の専門的な経験のある方を採用するというようなことございまして、地方公共団体の場合には、特にこういう小さい市町村の場合、あまり考えられないではないかと、このように思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

だから、これは平成14年の法律なんですよ。それがなんで今、条例をつくらうというふうになったのかということと、それからこれ、任期は3年以内と5年以内というふうに、2種類あるという話でしたけども、実際これ、今、何か必要で決めたわけでなければ、あれなんですけど、ちょっと例えば、こういう変則的な採用については、別に労働契約書とか、雇用契約書みたいなものを締結する予定はあるのかとか、あるいは特に問題になるのは費用対効果だと思んですが、こういうふうな人を雇用したことによって、非常に効率の上がることになるのか。あるいは逆に、今までの職員に対して、ちょっとあんまり、いい効果が出ないんじゃないかとかいろいろ考えるんですが、その点についての町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたしますけど、今、芦澤議員がおっしゃるのは、1つの仮定という格好ですけど、私どもの今の町とすれば、とりあえず、そのような状況としては考えておりませんが、とりあえず専門的な知識を持った方を、ぜひお願いしたいということであれば、こういうような条例を定めておいて、そのときそのときをお願いをするという格好でありますけど、やはり今の職員採用試験では間に合わないといったらおかしいんですけど、特定の方を見い出して、試験を受けていただくというようなことでございますと煩雑でありますし、また時期も流れるわけです。

特別に町が必要とする、高度ないろいろな面で持っている方が、なんとかほしいという現実があれば、そういうようにしていこうということでございますので、今はそういうようなことがございませぬですから、別段、条例としてお願いをしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませぬか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第98号について、質疑を求めます。

質疑はございませぬか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第99号について、質疑を求めます。

質疑はございませぬか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第100号について、質疑を求めます。

質疑はございませぬか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第101号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第101号なんですけれども、担当課の説明ということで、特別徴収の対象者ですね、この方たちの数はどのくらいになるか、第1点。

それから、この特別徴収をするという理由の中で、収納率を上げるということがあったと思うんですけども、年金18万円以上ということで、月額1万5千円以上ということですよ。国民年金の方たちは、本当に少ない年金の中で、2万円とか3万円とかという、少ない方では。そういう中で、皆さん、本当にやりくりをしながら、この国民健康保険税、今、現実に払っていらっしゃる。滞納は、こういう方たちはあんまりないと、私は思っていたんですね。だから、わざわざ年金から天引きをしなくても、収納率はあんまり上がらないと、私は思っているんですけども、その点が2点目。それをどうお考えですかということが、2点目。

それから、この条例の中に10期、今まで普通徴収の中で10期の支払いということだったんです。これが9期になったということで、1回の負担が多くなるということになります。今でさえ、やっぱり国民健康保険税、負担が重くて払いづらい、払うのが困難だという方たちが多い中で、1回の負担を上げるということは、かえって収納率を下げることになるのではないかなというふうにも思うんですね。

理由の中に、煩わしさを取り除くというふうにあったんですけども、それは職員の側の煩わしさということになるのかなと。住民の方たちが払う分では、やっぱり1回の負担が少なくなるほうが払いやすいと私は思うんですけど、この点についてどうなのか、お聞かせください。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

まず1点目です。先ほど説明させていただきましたとおり、議員さんのお手元にも配布されておりますけど、65歳以上75歳未満で、年金18万円以上の年金受給者に対してというふうなことで、今のところ、概数で拾いますと725世帯、被保険者が1,029人ということになっております。

それから、2点目でございます。収納率の関係、今回は法律に基づきまして、先ほどの、それぞれの要件が満たされたものについては、今度は地方税法上が改正されまして、引かなければならないというふうな規定に基づいて、本町も今回、準じて改正したものでございます。

本町ばかりでなく、全国的に国保を取り巻く環境は、非常に厳しいものがございます。議員さんがおっしゃられる山村部分、都市の部分、いろんな問題がありますが、都市においては国保が滞納、収納率が6割とか7割とか非常に厳しい中で、高騰の医療費等々合わせて、上位法である地方税法が改正されたところでございます。

本町におきましては、たしかに特別徴収される世帯、そして年金額も低いというふうなことでございますけど、ちなみにどのような影響かということで、一番高く、限度額56万円。これは本当に、年金をたくさんもらっている方ですね。それは今、10回ですから、5万6千円ずつ、払っていただいていますけど、先ほど申し上げましたけど、10回を今度は9回というのと6万2千円で、1割アップで6千円の増。それから非常に、所得の低い方につきましては均

等割と平等割が、先ほども申し上げましたけど、7割軽減というふうなことで、実際ですと、合わせると保険税が均等割、平等割、4万2,600円かかりますけど、1万4,880円というふうなことで、月1,488円。これが9期になりますと、1,653円で165円の増ということで、1回165円が多くなる勘定でございますけど、いずれも10期が9期ということで、先ほど申し上げましたとおり、特別徴収をしていく上で、介護保険料とセットで、合わされてはじめて、そこで特別徴収を最終的に決定していくというふうなことで、介護保険料が7月1日でないとは確定していかないという話を、先ほど説明させていただきました。

それで、特別徴収で引かれる方は、前年度の国民健康保険を基準に、2月の額をもとに4月から引いていきます。その引くにあたりまして、3月の時点で今回、何々さまにつきましては特別徴収させていただきますということで、まずお知らせを1回いたします。それから今、現行でいきますと、6月からの徴収でございますから、6月が本算定というふうなことであります。そうすると6月で、町の国保の課税する原則に基づきまして、また通知を出しますよね。本算定になりまして、こう変わりましたというふうなことで、通知を差し上げなければならない。だけど、もう一度、今度はハードルがありまして、7月1日に介護保険料が定まって、はじめて、そこで今度は法的に要件が満たされたか、満たされないかということで、特別徴収から普通徴収にまわる方もあります。そういうふうなことで、特別徴収される方には3回、通知を申し上げなければならないということで、今現在、2回のそれぞれ通知を、手続き上やっているわけですが、その2回ですら、なんでこんなに変わるのか、非常に混乱するわけです。支払う方が。そういうふうなことで、できるだけ、こういう煩わしさというか、皆さんに通知を見ていただいても、なかなか理解できない部分がありますから、これがまた3回も通知したことによって、さらに煩わしさが生ずるというふうなことで、2回というふうなことで、2回の通知の中で処理していくということになりますと、先ほど言った介護保険が決まる7月1日を本算定として課税していかなければ、その煩わしさが取り払えないというふうなことで、今回、9期にしたわけでございます。

それから、収納率の関係は前段で申し上げました。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第102号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

石部君。

○18番議員（石部典生君）

事項別の12ページです。財産管理の委託料、温泉成分の分析業務の関係があるわけですが、これはさっき3カ所という説明を受けました。何回調査をして、その結果が出たときには、町はどのような対応をしていくのか。その点について、お尋ねします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

今回は1回を計画しています。もし、これが温泉でないということになりましたら、最終的には3回を調査する予定です。3回のうち2回、温泉ということになれば、それは温泉として認められるということですので、温泉としてやりますけど、3回やって3回とも駄目だった場合には温泉としては認められませんので、それは温泉でないということで対応していきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

条例等にも、こういうものが出ておりますので、そのへんは町もきちっと整備をしていくということですね、その結果が出たことによって。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

15ページなんですけども、5目の障害福祉費で、社会福祉法人等利用者負担軽減事業費補助金ということで、国県の補助金が減額というふうにはなっているんですけども、今ごろなぜ、これがここに出てきたかというのが1点。

それから16ページの、2項児童福祉費の中で、町立保育所の配置等検討委員と、さっき財源のことは説明していただいたんですけど、どういうメンバーがどういうふうな形であるのかというのが1点。

それから、その下の常葉保育所と、それから久那土保育所の中に、委託料で特殊建物定期調査業務というのがあるんですけども、普通こういうのは、当初予算の中で何年に1回ということで、こういうのは予算が載ってくると思っているんですけど、今ごろなぜ、これが出てきたのかということですね。

それから18ページの中の、さっき説明があったんですけども、旧保健所の改修工事です、そよかぜワークハウスにということで。改修工事をするということなんですけども、すごく狭い中で作業をしていらっしゃる様子を見て、もっと広い場所があったらいいのになというのは感じていたんですけども、この前、この場かなんかで、耐震がちょっと問題があるから、すぐ使えないみたいな記憶があったような気がするんですけど、これは、耐震はしっかりと、大丈夫ということで載っていると思うんですけど、それを確認したいと思います。

それから29ページなんですけども、和紙の里の運営費で事務機器のリース料、デスクトップとか説明を受けたんですけども、今ここで、このリース料が出てくるということはちょっと、どうしてなのかなということ、この理由を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

最初に、15ページの社会福祉法人等利用者負担軽減事業費補助金80万円の減額ですが、

この事業は社会福祉法人による軽減という事業で、平成18年度まで行っていたわけですが、政令改正により、この特別社会福祉法人等利用者負担軽減という仕組みではなく、利用料に組み込みまして、利用料の中にこの社会福祉法人等、そのほかに政令改正がありまして、NPO法人等が行った場合もすべて含まれるようになりまして、軽減された部分は利用料に含まれまして、各事業者にいくという格好になりまして、それで特別、この補助金という制度はなくなつたために、今回、減額するものであります。

具体的に言いますと、例えば1割負担の場合は、通常は利用料の9割が入って、本人が1割ですが、軽減された分につきましては、例えば95%を利用料で納め、本人は5%になるというような格好で、利用料が込みになりましたので、平成19年度から。そんな格好で、制度改正がちょっと遅れましたので、今回の減額補正になっています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

それでは先に、16ページの町立保育所の配置等の検討委員会について、答弁させていただきます。

委員につきましては、15名、委嘱させていただきました。区分といたしましては、3区分に分かれています。まず学識経験者に3人。それから地域団体関係者というふうなことで、青少年町民会議の会長、副会長、合計3人。それから小中学校の適正配置審議会の会長、副会長2人。それから民生委員協議会の中で、児童福祉部会の部会長、ならびに主任児童委員代表、2人になります。それから町立保育所の各保育所の保護者会代表者ということで、保護者会長、それぞれの保育所から1人ずつ5人。合計15人で、町立保育所の配置等の検討をしていただくことになっておりますし、第1回目の会議はすでに開催したところであります。

特殊建物の定期調査業務につきましては、当初予算で計上をしなかったために、今回、させていただきます。これは、旧下部地区の久那土と常葉の2カ所でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

18ページの旧身延保健所改修工事につきまして、耐震はどうかというご質問ですけど、これは旧身延保健所も耐震には、なっていなかったそうです。これは面積的に、国で定められた法律で耐震、必ずしなければいけないという面積に該当していなかったもので、そういった耐震というか、調査もしないし、ということで、そのまま引き続いて、うちの管財のほうから引き継いで、そのまま耐震にはなっていないなくても、利用していいという格好で、面積的になんか小さいので、そういう建物になっているそうです。

以上です。

○議長（松木慶光君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

29ページ、和紙の里、使用料及び賃借料64万1千円につきまして、答弁いたします。

年度当初、計上すべきものでございましたが、計上漏れということで、今回、計上させていただきます。内容につきましてはデスクトップ、リース料が9万1,224円。OA機器のレジスターが5万4,360円です。どうもすみませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

社会福祉法人の1つ目ですけれども、18年度で制度が廃止されて、19年度から新制度に移行した中で、この制度が、補助金がカットということなんですけど、そうはいつでも、19年度始まって、もう12月ですよ。もうちょっと早くできなかったのかなというのが率直な疑問なので、そのことを聞いているんです。

それから特殊建物も、これも当初で盛るはずなのにしなかったと、その理由はなんですかと。ただ、単なる落としてしまったのか、本来すべきだったのではないですかということを行っているので、その理由を教えてください。

以上です。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

社会福祉法人等利用者負担軽減というのが、今までありました補助金ですけど、これは実績に基づきまして、いつも年度末に支払いをしていました。1年間、社会福祉法人がどういった軽減措置を行ったかということで、19年度につきましては、20年3月ごろ支払っていました。このまま、事業が続いた場合です。

そんなことで、この制度の政令改正も、そういった年度末に支払いをしていたものですから、3月段階で決めたわけではなくて、制度もまだ、自立支援法というものの、なかなか制度が細かいことまで決まっておきませんので、遅れ遅れになっていまして、そんな関係で今回の減額、代わりに利用料へ全部、その都度、振り込みになっていくというような格好になっております。そんなことで、減額のほう、ちょっと遅れましたが、今回になりました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

それでは特殊建物定期調査業務について、なぜ今ごろかということでもありますけども、この検査につきましては、2年に1回というふうなことで、単純に当初予算で計上漏れ、落としましたので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

川口君。

○15番議員（川口福三君）

2点について、お伺いします。

まず6款農林水産業費の、5目山村振興費の、節で15節の工事請負費250万円のゆばの里排水処理槽設置工事ですね。この設置工事の処理槽の概要ですね。それから、次のページの

節8の報償費、指定有害鳥獣捕獲の30万円が減額になっておるんですが、どのような形でこの減額を出されたのか。その2点について、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

お答えします。

ゆばの里の排水処理槽の関係でございますけども、夏場等に臭いが出ることでもって、前々から問題になっていまして、昨年も予算をいただいたわけですけども、いろいろ検討する中で、なかなか処理方法といいますが、対処法が見つからずに、昨年はちょっと流してしまったわけですけども、今回、やはり臭いとか、水質検査の結果、BODが高いというようなことでもって、やはり第1次処理槽を設けて、処理が必要ではないかということでもって、250万円をいただいたわけですけども、今、その処理槽について、グリストラップとか、そういったものを今、専門屋さんといいますが、そういう方々に提案をしていただいているという最中でございます。

それから林業振興費の報償費の関係ですけども、これは先ほど、財政課長のほうから説明がございましたけども、県のほうの有害鳥獣の関係の補助金が、今年10月からですけども、もらえるということで、猟期期間を除いて3月31日までの間、先ほど言いましたシカ、サル、イノシシ等につきまして、県の補助金、2分の1がいただけるということで、この10月から3月いっぱいまでの間に60頭というようなことでもって、予算のほうを組み立てさせていただきまして結果、町費のほうで30万円、補助金で賄うということの結果で、マイナスとさせていただきます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

そうしますと、このゆばの里の、今までの排水処理自体は結局、処理をせずに垂れ流ししておいたのか。それとも、今までの処理施設があったけども、それでは結局、もう能力がなくて、この施設を造るのか。

それから、もう1点。その有害鳥獣の補助金の件ですが、今、課長の説明ですと、一応、60頭というような頭数の目標で30万円減額したと。だけど、去年の例をとりますと、おそらく、この60頭では足りないんじゃないかと。私の想像ですね。そうした点、結局、ここで30万円減額補正をして、今度は締め段階へいって、今度は増額補正をするというような予算編成にならないかどうか。その2点について、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

ゆばの里の関係でございますけども、浄化槽は当然使っているわけでございますけども、実際、今、排水溝のところ、その浄化槽へ入る前に1次処理槽的な、小さいものですけど、1メートル四方ぐらいのものがあまして、そこに大豆とかゆばとか、そういう固形物を取るカゴが設置されているんですけども、今までどうも、その清掃が1カ月にいっぺんとかというふう

なことでもって、それからあふれた大豆とかゆば、製品ですね、そういうものが浄化槽へ、そこから流れたような形跡があるというようなことでもって、また熱湯も100リットルぐらいですけども、日に2回出るということでもって、それも直接こぼしたということでもって、それでバクテリアが生きられる温度が常温ぐらいだということでもって、その熱いお湯が入るということでもって、そのバクテリアが死んでしまっているのではないかとということでもって、

それで、ここのところ、2、3週間ですけども、ゆばのほうにそのことを伝えた中で、その第1次処理槽のカゴのほうの清掃も毎日していただくようにしていますし、また熱湯につきましても、バケツ等にとってありますので、それを冷ましてから流すように努力はしてもらっております。それでもって、近日中に水質検査のほうを、流入、それから排水のほうとやっていたくことになっております。それも、この工事費の中で、検査のほうも3回ほどする予定になっております。

それから有害鳥獣の関係ですけども、減額で、間に合うかということでもって、10月から猟期が始まりました、11月14日までの間に22頭、今、獲れております。あとは猟期期間中でも、サルについては対象になるということで、まだ、その数字は今のところあがってきておりませんが、それとあと残りの、2月16日から3月いっぱいまでということで、先ほど60頭と言いましたけども、それは県のほうの予算の関係が60頭でありまして、うちのほうは、それプラス20頭を余分に見れるように、予算を組ませていただいております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

時間がないところ質問をすると叱られそうなんですけども、一言で再質問しませんから、端的にご答弁願います。

まず歳入2点、歳出3点でございます。

8ページ、14款国庫支出金の2項5目教育費国庫補助金3万7千円。少額ではございますが、減額の理由。それからたぶん、幼稚園就園奨励費とあるから、NPO 小さき花子ども園を対象にした何人かの園児の減少によるものだろうと推測しながら、今、幼稚園児というのが町内に何人いるのかをお聞きしたい。

それから9ページ。15款県支出金、2項4目旬のやまなし地産地消支援事業補助金の150万円の減額の事業内容と、減額の理由をご答弁願います。

それから歳出、12ページ。2款総務費、2項3目財産管理費の13節委託料、法定外公共物管理システム構築業務の400万円。たしか当初で、地籍の関係の予算だったと思うんですけど、何か工夫の中で、委託料が備品購入費に変わったということは、行政努力の中で何かコスト軽減できるような仕組みを考えたいと推測しながら、その内容をお聞きします。

それから16ページ。3款民生費、1項5目障害福祉費、20節扶助費の地域生活支援事業費158万円は、先ほどチラッと説明があったように思うんですけど、よく分からないので、この内容をお聞きします。

あと、ちょっとダブるんですけど、18ページの4款1項1目の保健総務費の、先ほど同僚

議員が質問した身延の旧保健所の改修工事。たぶん、そよかぜワークハウスということで、ご説明がありましたけども、ワークハウスがこの工事によって、使用する面積が広がることで、受け入れ定数、たしか25人と記憶はしてあるんですけど、それが増員されるような形で改修工事がされるのか、されないのか。その点、簡単にご説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

それでは、8ページの教育費国庫補助金のことについて、お答えいたします。

これは幼稚園が、それぞれの幼稚園に就園している家族が払う保育料を軽減した場合に、それを町が補てんしようというものでありまして、現在、本町からはこの事業によりまして、4つの幼稚園に8人が在籍をしているということでありまして。当初は、この8人がすべて、これに該当するだろうというようなことで、歳入歳出それぞれ計上させていただいたわけですが、歳出のほうも今回、減額をさせていただいております。このうち、所得制限等に規定するものを除外して、今回、この補助金に該当するものが減ってきたというようなことで、当初予算7万6千円を計上させていただいておりますが、3万7千円を減額させていただいて、3万9千円が補助金の額というようなことで、内定をしてきましたので、それに合わせて計上させていただいたということでありまして。

以上です。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、旬のやまなしの地産地消支援事業の県の補助金、150万円の件でございますけども、9月に補正のほうをいただいたわけですけども、そのとき、峡南農務事務所のほうでは、そこでいいだろうということでもって、参加をさせてもらったわけです。年度当初でもって、これは100万円、単費でもってやるつもりでいたものを、事務所のほうでみてもらったら、いいでしょうということでもって、300万円に増やしてお願いをしたわけですけども、本庁とのヒアリングといいますが、その関係で、場所的にうまくないよということになりまして、今回、おりることになりました。申し訳ございません。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

16ページの地域生活支援事業費158万4千円の追加であります。地域生活支援事業というのは、障害者自立支援法になりまして、新しく出た事業であります。それで、この中に地域活動支援センター事業というのがあります。これが今までは、そよかぜワークハウスみたいな小規模作業所の事業でした。そういった事業が、この地域活動支援センター事業という名前になりまして、その移行している中に、基礎的事業というのと機能強化事業というのがあります。基礎的事業というのは、町内の小規模作業所等の施設ですが、機能強化事業というのは町内にありませんので、身延町の人が町外に通っています。甲府市、南アルプス市等へ通っております。そういう施設に行った場合、1人でも身延町で負担金を、施設が請求してきます。ど

のくらいの負担をするかというのは、制度が少し変わったもので、施設の人も、県も入りまして、いろんな額がまだ決まっておりました。そんなことで、今回、そういう負担金の額が、ある程度、見通しが出まして、峡南地域の方は同じ額の負担金を納めようという話し合いもしたりして、施設との交渉で、ある程度、額が決まってきましたので、今回の補正になりました。

それから、そよかぜワークハウスの、旧身延保健所の工事の関係ですが、630万円。これは、そよかぜワークハウスの、今言った地域支援センターの事業の定員は20人です。実際、ここで作業している内容が大きなダンボールとか、そういった紙類の作業をしておりまして、今までのプレハブのところでは非常に狭くて、手狭でした。そんな関係で、プレハブをもう1棟、増築してくれとか、いろんな陳情がありまして、そんな関係で定員は増えませんが、旧身延保健所のほうで広いところがあるので、その事務所を、1階の部分をちょっと改修しまして、そして広くしたという格好で、定員は増えておりません。

以上です。

○議長（松木慶光君）

土地対策課長。

○土地対策課長（望月和永君）

それでは、お答えいたします。

法定外公共物の管理システムにつきましては、合併前に国より譲渡されました。そこで、それぞれの旧3町のソフトが別々のために、大変事務に苦労していた経過があります。そこで、当初は市販されていますソフトを活用しようと思ったんですけど、それだと付属品が、いらないうものが大変付いているものですから、その無駄を省くために、それでは当町の実情に合わせたソフトを開発したほうが、これから実用的にも費用的にも、そのほうがよろしいのではないかということで、今回、18の備品購入費を減額させていただきまして、委託料を増という格好にさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第103号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

望月明君。

○4番議員（望月明君）

8ページですが、町長からも説明がありましたが、いわゆる過分の返還金ですが、これの償還についてですが、全額返還すると、こういうようなことのようにですけど、県などの説明だと、身延町なんかの規模だと、償還金を3年間で償還できるということであったようですが、それを一気に全額償還と。それから利子等が割引されるということでしょうけれども、その基金としては財政調整基金の繰入金から賄うと、こういうことですが、そのへんについて、一気に払ったほうが得ということでしょうけれども、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

当初、議員さんにもお諮りしまして、県の貸付金を借りて、7年間をかけて返済ということでもありました。その後、町長のほうからもありましたけど、今の市町村を取り巻く財政状況が非常に厳しい状況になってきておりまして、これまでの財政運営の状況判断をするのに、かつては一般会計だけで判断してきたのを、これからは国民健康保険の状況、それから特別会計である上下水道の状況等々を合わせる中で、その町の財政運営状況を判断していこうというふうなことで、財政課長からもすでに説明がされたと思いますけど、連結実質赤字比率、これが非常にウエイトを、その財政判断をする上で、指数として、今度は見ていくというふうな状況で、今回、その県のほうの貸し付けも、これも町債と同じように、借金の1つでありまして、県から借り入れることが1つの、今度は債務を負うというような状況で、返していくこと自体が、1つの公債比率、町の借金度、その指数に入っていくということで、そうなりますと、町長からもありましたけど、今度は国保会計だけでなく、町全体の財政運営状況を見ますと、公債比率が上がってしまうと、今いろんな事業をしているんだけど、支障がある、差し障るというようなことで、国保会計のこと、あるいは身延町の財政運営全般から、基金を取り崩して返していこうということで、今回、基金の取り崩しをしたところでございます。

それから、やはり心配なのが、では取り崩すことによって、国保の保険税を見直ししていく、その部分がポイントだと思いますけど、このお金はいずれ7年間かけたとしても、3年間にしても返していかなければならないものでありまして、これはもう、超過的に受けたもので、いずれ返していくということで、基金を取り崩して返していくわけですけど、国保税の値上げとか見直しに、今回の基金を取り崩すことによって、すぐ国保を取り巻く、本町の財政が厳しい、そのみをとって、国保税を即上げていくというふうなことは、今、考えてございません。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第104号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第105号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第106号について、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第107号について、質疑を求めます。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第108号について、質疑を求めます。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第109号について、質疑を求めます。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第110号について、質疑を求めます。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
請願第4号について、質疑を求めます。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
請願第5号について、質疑を求めます。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
請願第6号について、質疑を求めます。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
それでは、ここで暫時休憩をいたします。
再開は2時30分といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長(松木慶光君)

それでは、再開いたします。
議案第97号から議案第110号まで、委員会付託はこれを省略し、直ちに討論・採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第97号から議案第110号まで、委員会付託を省略いたします。

日程第8 提出議案に対する討論を行います。

議案第97号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第98号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第99号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第100号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第101号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

議案第101号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

この条例は年額18万円以上の年金を受給している方、それから国保保険料と介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超えていないこと。この両方をともに満たす者を特別徴収の対象とするということで、年金18万円以上ということは、月に1万5千円以上ということですね。こういう少ない年金でなんとか、やりくりをしているという話を多く聞いている中、この生活実態に関係なく、安易に年金から天引きするやり方でなく、お年寄りの生活実態を見ながら、収納率を上げる努力をすべきと考えます。

それと、今まで10期に分けていたものを、今度は9期にするということなんですけども、普通徴収の仕方を。そうすると、1回の負担が多くなるということで、今でさえ、国民健康保険税を払うのが大変という声が聞かれる中、1回の負担が多くなるということで、反対をいたします。

○議長(松木慶光君)

賛成討論はございますか。

望月広喜君。

○10番議員(望月広喜君)

賛成の立場から討論いたします。

今回の改正は、65歳以上の被保険者の関わる保険税、年金から徴収する規定であります。高齢者の方々の便益と、厳しい保険財政の運営を堅持するための改正でありますので、賛成するものでございます。

それから徴収方法、10回のものを9回にする、多少の負担がかかるということですが、10回のものが9回、それほどの負担にかかるほどの金額でないので、賛成をいたします。

○議長（松木慶光君）

他に討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第102号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第103号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第104号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第105号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第106号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第107号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第108号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第109号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第110号について、討論を行います。
討論はございませんか。
(な し)
討論がないので、討論を終結いたします。

日程第9 提出議案の採決を行います。

議案第97号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第97号 身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第98号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第98号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第99号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第99号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第100号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第100号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第101号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第101号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第102号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第102号 平成19年度身延町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第103号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第103号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第104号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第104号 平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第105号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第105号 平成19年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第106号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第106号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第107号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第107号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第108号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第108号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第109号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第109号 平成19年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第110号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第110号 姉妹都市協定の締結については、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第10 委員会の付託を行います。

請願第4号、請願第5号、請願第6号について、請願付託表のとおり、教育厚生常任委員会

に付託いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢茂君）

それでは、ご起立をお願いいたします。

最後のあいさつをしたいと思います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時40分

平成 1 9 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 2 日

平成19年第4回身延町議会定例会（2日目）

平成19年12月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 付託案件の委員長報告
- 日程第3 委員長報告の質疑
- 日程第4 委員長報告の討論
- 日程第5 提出議案の採決
- 日程第6 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する質疑
- 追加日程第4 追加提出議案に対する討論
- 追加日程第5 追加提出議案の採決

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	松 浦 隆	2番	河 井 淳
3番	望 月 秀 哉	4番	望 月 明
5番	芦 澤 健 拓	6番	上 田 孝 二
7番	福 与 三 郎	8番	望 月 寛
9番	日 向 英 明	10番	望 月 広 喜
11番	穂 坂 英 勝	12番	伊 藤 文 雄
13番	渡 辺 文 子	14番	奥 村 征 夫
15番	川 口 福 三	16番	近 藤 康 次
17番	笠 井 万 沱	18番	石 部 典 生
19番	中 野 恒 彦	20番	松 木 慶 光

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21名)

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	片田公夫	会計管理者	市川忠利
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	渡辺力	土地対策課長	望月和永
身延支所	長	広島法明	下部支所長	山宮富士男
福祉保健課	長	中沢俊雄	子育て支援課長	赤池和希
建設課	長	伊藤守	産業課長	遠藤忠
環境下水道課	長	赤池義明	観光課長	望月治雄
水道課	長	串松文雄	教育委員長	佐野武司
教育	長	笠井義仁	学校教育課長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野治仁		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 深沢 茂
録音係 遠藤 守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

○議長（松木慶光君）

開会前に事務連絡を申し上げます。

川口福三議員は急用のため、少々遅れるとの連絡がありました。

それでは、本日は大変ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

通告者は5名であります。

まず、通告の1番は伊藤文雄君です。

伊藤文雄君、登壇してください。

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

先に通告してあります、身延町立小中学校適正配置について伺います。

申し上げるまでもなく、全国的に少子化が進む中、小中学校における適正規模・適正配置の問題、つまり学校統合の問題は避けて通れない緊急の課題となっております。少子化が急激に進行している本町におきましても、教育の適正規模について考えることは重要な課題だと思います。私たち町民も、今の状況の中で子どもたちが望ましい集団生活が学べるのか、十分な学校教育が成立するのかなど、不安もあるところであります。しかし、具体的な統合問題になると、なかなか理解が得られないのが現実だと思います。いわゆる総論賛成、各論反対という状況だと思います。

このような困難が予想される中、このたび教育委員会が適正規模・適正配置に関する審議会を立ち上げ、すでに数回にわたる審議がされたと聞いております。9月定例議会において、同僚議員の質問に教育長より概略の答弁がありましたが、10月に現地視察をされるということでありますので、あるがままの現場の様子等をお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（笠井義仁君）

伊藤議員さんのご質問にお答えいたします。

適正審議委員会ですが、1回目、2回目につきましては、数字とかアンケートを中心として、委員の皆さんに協議をしていただきました。その後、現地をやはり見なければ分からないということで、旧身延地区、それから前回は下部地区、現地を視察しました。その中で、例えば通学区のねじれのようなものですね。清子の子どもたちが、身延小の前を歩いて豊岡小へ行くとかですね、そのようなねじれもあったり、それから通学費のアンバランスみたいなものも、かなりはっきりして見えてきたという部分等、いろいろありましたけども、どこの学校でも集合

住宅にかなり依存しているなど。集合住宅がなかったら、かなり厳しいところにいるなというところもありましたが、その集合住宅すらも、子どもたちが成長すると、櫛の歯が抜けるような感じであるという、厳しい状況も見ておりました。

それより何より、各地区をまわりながら、委員会の職員が集落ごとに、ここの集落には、もう子どもはいませんか、それからこの集落は今年6年生の子が最後で、これから先、子どもは考えられませんか、そういう説明があるたびに、非常に現地へ行って、なおさら厳しさというものを身にしみ、私自身も感じましたし、委員の皆さんもそういうふうにお感じになっていたと思います。ただ、異様に美しい紅葉だけが、やけに目についたということからも一層、さみしさのようなものを感じました。

子どもがいて、はじめて教育がある。子どもがいなければ教育はない。未来を背負う子どもがいて、はじめて身延町があるということを考えて、行き着くところは、とにかく定住促進で、子どもをなんとかしなければ、この町の将来はないということをも痛切に感じましたし、委員の皆さんも痛切に感じ、その後、いろんな協議の中で厳しい意見がたくさん出ました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

それでは、さらに詳細に何点かの質問をさせていただきます。

第1点目として、本町の小学校9校中6校で10人以下の学級があり、また中学校においても、5校中3校で10人以下のクラスがある中で、少人数の学校、あるいは学級でどのような支障があるのか、伺います。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

お答えいたします。

各地で少人数学級というものが、大変、論議が活発に交わされておりますが、この論議については、国や県では学級編成基準で1学級を40人というようなことで、基準を出しておりますが、それよりも少ない数の30人程度を少人数学級としてとらえて、各地で活発に論議が交わされているのが、一般的な見解であります。今、伊藤議員からご質問のように、本町においては、例えば小学校については9校で、各学年に1学級ずつで、54学級ありますが、そのうち1学級が10人以下の学級というのは、54学級のうち22学級を占めているというようなことで、少人数というよりも、極めて少人数の学校経営をしているのが現状であります。

ご質問のどのような支障があるかというようなことでありますが、極端に児童生徒数が少ないということから見まして、集団活動の機会が大変少ないというようなことでありますから、おのずから社会性というものが身についていかないだろうというようなことが考えられます。それから中学校の生活においては、大変部活動の占める、例えば中学校生活終わってみても、中学校における部活動というものが心に残ったり、それから子どもが育つ、大きなウエイトを占めているわけですが、その部活動というものが、相当限定をされてしまうというようなことがあります。それから少人数で、小さいときから同じ集団で育ってきておりますので、お互いの力が分かっているというようなことで、高めあおうとか、学びあおうと

というような気持ちが大変薄くなってしまおうと。それから、この人がこういう考えを持っているというようなことで、多様な考えを学ぶことが難しい。それから、特に体育や音楽などについては、競争心や協調の心、そういうものが育ちにくいというようなことで、もっとおおぜいのほうが効果的な場面もあるだろうと。それから教師が、過干渉にならざるを得ないというようなこと。それから児童生徒から見ると、教師に依存しやすい。それから1人の、例えば児童生徒が、その人が持っている言動がほかに与える影響が大きいというようなことが、いくつか考えられるわけですが、そういう面から見ますと、教育効果面・学校運営面において、極端な少人数学級の中で、今申し上げましたものが生じてくる支障だろうと考えられます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

それでは、第2点目の文部科学省、また県教委はこの問題について、どのような考えを指示、対応しているのか、伺います。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

基準というものは、先ほど出された40人学級ということですが、極端な少人数学校のことについて、その対応策として、山梨県教育委員会が出された制度があります。これは、山梨県も全県下の少子化によって、それぞれの学校の児童生徒数が極端な減少傾向を示しております。これを受けまして、山梨県では小中学校適正規模化支援事業費補助金交付要綱というものを策定いたしまして、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を図るために、市町村が適正規模化の構想を策定しようというものに対しまして、補助金を交付するというような制度を、本年度新たに設けました。

本町においても、当初予算にこの検討の予算を計上させていただいて、それによって、現在、審議会を開催しているわけですが、本町もこれに手を挙げました。今回の補正予算で、歳入面で21万8千円というものが、県から補助金として交付されるということで、補正予算もお願いしたところでありますが、時限立法でありまして、平成24年3月までに行う、このような審議に対して補助金を交付するというので、19年度から23年度までの4カ年のうち、そのうち3カ年間で検討するものについて、2分の1で総額100万円までみましようということが、本年度、山梨県教育委員会が出された新たな制度でありまして、本町もこれを、補助金を受けながら適正規模・適正配置について、検討を進めている状況です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

ただいまの答弁ですが、6月の県の教育厚生常任委員会の記録の中に、ここにも小中学校適正規模化支援事業費補助金ということで、子どもたちにはクラス替えがあって、お互いに新しい仲間づくりが必要だと、そういうことで、子どもたちに適正な環境を保障するために、もし話し合いが地域ごとにするのであれば、そこに補助金を出しますよと、こういうことが趣旨

でありますと、そういうことが、この県会の議事録の、厚生常任委員会の議事録に載っておりますので、大体分かりました。

それでは3番目に、本町の審議会は本年度中に5回と聞いていますが、今現在、開かれた回数は何回になりますか。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

先ほど教育長からも答弁がありましたが、これまで合わせて4回の審議会を開いてまいりました。5月25日、7月10日、10月3日、11月28日、合わせまして4回開催してきております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

次はいつごろ開かれるか、伺います。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

前回の会議の折に次の日程を調整するわけですが、1月中旬に開催するというような予定になっております。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

それでは、4番目に移りたいと思います。

それでは、審議会の中でどのような話し合いがされて、また特に議論の中心になっていることがあれば、詳しく説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

これまで4回の審議会の中で、先ほど教育長からも申し上げましたとおり、それぞれ各校の児童生徒数の現状、それから学校の立地している条件等、それから通学区域の実態などを、これまで、つまびらかにしてまいりました。今後、児童生徒数の推移を見極めた上で、小規模校のメリット、デメリットがどういうものなのかとか、教育効果、学習環境、教育条件、それぞれの面から見た適正な学校、それから適正な学級規模、それから望ましい教育環境の実現方策、通学条件の整備などについて、論議を重ねているところであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

分かりました。

それでは、続けます。

本町では5月、南部町では7月に審議会を立ち上げました。本町と同じ審議会を、この近隣の町村ではどんな様子か。また県内ではどのくらいあるのか、伺います。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

この近隣では、隣町の南部町が同様な組織を立ち上げまして、これまで2回の会議を開いてきたというようなことで聞いております。それから県下的には、甲府市が先行してまいりました。そのあと大月市、上野原市、それから富士河口湖町で同様の組織を立ち上げて、検討しているというようなことで伺っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

分かりました。

それでは、6番目に入りたいと思います。

町民の声を重視しながら審議を進めるといっているが、具体的にどんなことをしているのか。また、地域住民の声を聞く機会の計画はあるのか、伺います。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

委員の皆さま、20人で構成しているわけです。この委員の皆さまは、幅広い分野から識見豊かな方々をお願いしておりまして、さらにそれぞれ地域住民を代表する委員ということがありますから、地域住民の声が反映された審議が現在も続けられております。そして、それが住民の声が反映された結論に導かれていこうと思っております。

答申を受けたのちにあっては、それをよく吟味をしまして、総合計画をはじめとする各種計画と整合させ、さらに財政状況を勘案しながら、町民の皆さまの意見をよく聞きまして、よく話し合い、適正規模の学校を適正配置する実行計画を策定していくと、そんなつもりであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

それでは、大体は分かりました。

それでは町当局、教育委員会の今後の方針について伺います。

まず教育長から、教育委員会の方針について伺います。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（笠井義仁君）

現在、適正配置審議会のほうにご審議をお願いしている段階です。今まで申し上げてきまし

たように、委員会の中で真剣な話し合いが今現在、行われておりまして、だんだん状況が、こういう言い方は失礼かもしれませんが、お分かりいただいてきて、だんだん具体化してきているような状況です。

私とすれば、答申をあくまでも待って、方針を決定していかなければならないわけですが、冒頭にも申し上げましたように、本町の状況についてですが、全国の1校の平均数が310なんですね。ところが本町の場合、ほとんどの学校が2桁、少ないところは30とか40とか、もう国等で、文部科学省等で考えている数からいくと、全然問題にならないくらい低い段階にあって、文部科学省的な考え方でいくと、学校として成り立つか、成り立たないかという、ぎりぎりのところにきているということなんですけども、それでも町民の意見を十分に聞きながら、最もいい方法をこれから選んでいかなければならないと思っております。

近々のうちに、ほとんどの小学校が複式ということ、あるいはこういう言い方はどうか分からないですけども、存在が危ういというところが、近々のうちに出るということが予想されますし、中学の場合、その委員会の中でもたびたび話題になりますけども、中学校の中で部活動の占める時期というものが非常に大きいわけですが、本町の中学校は集団競技、野球とかバスケットとかバレーとか集団競技を要する部活動が、よその学校との対抗試合ができない。要するに大会に出場できなくなるというような厳しい状況に、今現在もぎりぎりに追い込まれているという中で、その審議会の報告を、答申を受けながら厳しい、大きな提案もしていかなければならないという覚悟であります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

それでは、町長に伺います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

教育委員会のほうの見解、教育長がお話しをされたとおりでありますけど、町といたしましては、正直なところを申し上げて、財政面とか、いろいろな集落のコミュニティーをきちっと構築をしていくというようなことから、定住促進も含めまして、できるだけ子どもたちを少子化から、なんとか脱却をしなければならないというようなことは、基本的な考え方でありまして、今年の新年度で静川小学校と豊岡小学校が2年生、3年生、複式ということになるということでありまして、校長先生がおいでをいただいて、町でなんとかしると、こういうことでございますので、それらは町といたしましても、できるだけ、そのことについては配慮をしなければならないということでございます。複式解消ということで町単の教諭をお願いした経緯がありますけど、僕はそのときに校長先生には、こんなふうに申し上げました。財政的に、お金を出せば複式は解消できますけど、ただ、要するに4人とか3人の学年、クラスで果たして教育がしっかりとやっていただけるのかどうか。それはマンツーマンみたいなものですから、教育のほうはいいかもしれませんが、人間的だとか、いろいろな面で、先ほど学校教育課長も答弁で申し上げておりますけど、そういうような、要するに少数学級のデメリットというものがどうなのかなと。メリット、デメリットをきちっと勘案していただいて、学校のほうもき

ちっと対応をしていただきたいということを申し上げておきましたし、それと身延町の教育研修センターから出されております、要するに小中学校の保護者の皆さんからのアンケート、これは大多数の保護者の皆さんが統合をして、ある程度の規模の学年、クラスにさせていただきたいと。これは先ほどから、いろいろ出ておりますメリット、デメリットをどんなふうにご考えているかという、保護者の皆さん方の答えでありますけど、そういうようなことで、保護者の皆さん方はできるだけ子どもたちが、教育の現場できちっとした教育を受けるのはもちろんですけど、ときに人間的な形成をどんなふうな格好でしていただくのかということがだいぶ、心配だということでもあります。

それと同時に、今の保護者の皆さんは、ふるさとにあんまり執着をお持ちになっている方というのはなかなか少ないので、これはそれなりに、要するに町のいろいろな対応は考えられるわけですけど、自分たちの子どもの教育の現場があんまり少数でどうしても、クラブ活動もきちっとできないということであれば、よそへ出て行く可能性があるわけでございますね。ですから、クラブ活動をやるためにほかの学校へ移ると、甲府のほうだとか、甲府の近郊へ移るというような、このことをずいぶん心配をするわけなので、ここまでいってしまうと、正直なところをいって、学校がなくなることは地域の文化が消滅するとかというようなお話しをされる方もありますけど、最終的にここまで考えていただきませんと、やはり、あとのまちづくり、大変なことかなと、私どもはそう思うわけで、あくまでも行革で、合理化をしるというようなことは考えておりません。これは教育の現場の皆さん方にお任せをいたしておるわけでございますけど、一応、町として考えた場合には、やはり最終的にそこまでいくような格好になっては困るなど、そんなふうにご思っております。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

分かりました。

次に保育園の現状について、伺います。

小学校の適正配置については、保育園とは関わりもあり、切り離せない問題だと考えております。まず、他町の保育所に通園している児童が多数おりますが、これらの要因は何か、検討する必要も大であります。今までも検討してきたことがあるか、ないか。また通園・通所バス等の運行も、その1つの要因ではないかと思われませんが、町当局の考えを伺います。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

お答えをいたします。

他町の保育所に入所している、人数につきましては33人いるわけですが、他町に入所できる制度につきましては、保育の広域入所といたしまして、児童福祉法に基づきまして、その制度が定められ、福祉法に基づきまして実施がされているところであります。内容につきましては、町は児童の福祉の増進のために、町外の保育所に入所する場合でも、保育が適切に実施されるように、行き先の自治体と相互に連携と調整をとりながら、入所するように義務付けられているところであります。

入所の具体的な理由につきましては、保育にかかる保護者から保育申請があるわけですが

も、その児童の保護者からの申請の理由といたしまして、保護者が他町に勤務をしているという場合、それから町内の保育所の保育時間内に送迎が困難というふうな場合、あるいは出産とか両親の介護等で、長期間、里帰りするような場合、あるいはいろいろな保育時間的なもの、いろいろな理由があるわけでございますけれども、町といたしましても、できるだけ町内の保育所に入所していただくというふうな理由の中で、やはり多様化している保育ニーズにできるだけ応えながら、保育サービスの向上をしながら、子育て事業の推進を図っていきたいというふうに思っているわけでございます。

送迎につきましては、基本的には保育所は保育園の敷地内まで送迎するということになっておりますけれども、その保育園の、保護者のニーズに corres ponding している保育所につきましては、負担金をいただく中で送迎している保育所もあるし、無料で送迎している保育所もあるわけですが、今日現在、町立の保育所につきましては、今のところ送迎は、考えていないわけですが、できるだけ多くの町民に、町内の保育所に入所していただくためには、そのへんも検討していかなければいけないのかというふうな思いがあります。

いずれにしろ、保護者からの申請に基づきまして、町はその保育を実施しなければなりませんので、その要望に応じて、できるだけ町内の、8カ所、保育園があるわけですが、町内の保育所に入所できるように努力していきたいと、こんなふうに思います。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

保育所配置等検討委員会が設立されておりますので、その中でぜひ、通園・通所バスの件もぜひ努力していただきたいと思います。

次に入ります。

児童が減少しつつある中で、小学校へ入学する児童が同じ保育所の友だちと同じ小学校に入学することが、子どもの精神的負担を和らげることと、当然、思われるわけでありまして、すでに私立保育園では統合の計画がなされておりますが、町立についてはどのように考えているのか。また統合についても、その考えは、計画はあるのか伺います。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

町立の保育所の配置等の検討委員会を立ち上げまして、そこで検討していただいているわけですが、やはり町立の保育所につきましても、少子化によります園児の減少、それから保護者からの多様なニーズ等がありますので、町立保育所の今後のあり方について、先般、11月19日に15名の委員の委嘱をし、初会議をして、検討をしているところでありますけれども、やはりこのような状況の中で、統合も避けて通れない状況だと思っておりますし、その内容につきましては、検討委員会でそれぞれ議論を交わしていただきまして、早い時点で結論を、意見の集約をしていただければよろしいかと思っておりますし、そのようにお願いをしているところであります。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

保育所の配置等検討委員会の今後のシミュレーションを伺います。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

前回の中で、次回開催を決定しまして、1月の下旬に第2回目の検討委員会をしようというふうになっております。以後、年度内に、これから2回計画をし、来年度の末ごろになりますか、秋ごろになりますか、できるだけ早く、意見の集約をしてくださいというふうをお願いをしたところであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

よろしく願いをいたします。

それでは、次に3番目の特別支援教育による特別支援員について、本町における状況についてお尋ねします。

先日の山梨日日新聞によりますと、県内ではまだほとんどの市町村で配置されていない特別支援員を身延町ではいち早く、小中14校中、希望する13校にすべて配置したと報じられました。そこで、この件について2点伺います。

まず1点目として、支援員の役割についてと支援制度の詳細が、県から7月に明らかにされると説明がありましたが、どのような内容だったか伺います。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

この支援員につきましては、9月の補正予算でもお願いをして、若干、説明させていただいている経過があるわけですが、最近LDと呼ばれる学習障害を持った子ども、それからADHDと呼ばれる注意欠陥多動性障害と呼ばれる、これらの障害を持つ子どもが大変増えているということで、これを受けまして、これらの教育的対応のために学校教育法が一部改正されました。これまで特殊学校と呼ばれていたものが、特別支援学校と呼ばれるようになりました。それから学校内に設置をされております特殊学級と呼ばれているものが、特別支援学級というように呼ばれるようになりましたが、さらにこの学校内に設置をされる特別支援学級に措置されないといいますが、それに入るほどの障害ではないというような子どもを適切な教育をするために、特別支援教育というものが出来まして、これが法に基づいて充実されるようになりました。

その中身とすれば、これらの子どもに対して、学習支援とか日常生活上の支援、安全確保などの活動、サポートをするというものを特別支援教育支援員として、それが地方財政措置をされました。これを受けまして、本町では9月に予算を計上して、10月から設置をしてきています。

今、ご質問にもありましたように、14校中13校に配置をしております。それぞれの役割については、校長、教頭、それから特別支援教育コーディネーター、担当教師と連携をいたし

まして、本町の14校の中には授業中に外にいきなり飛び出してしまうというような事例がありましたので、そういう子どもたちの安全確保や居場所の確認、それから読み取りが困難とか書くことが困難、聞くことが困難というような児童生徒に対する補助や指導、それから教員の指導補助として、いろいろなものをつくるときの補助をしたり、学校行事の際の介助補助や指導、それから周囲の児童生徒に対しまして、障害理解教育の促進、そういう役割を担っているのが特別支援教育支援員というものであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

県からの支援制度の詳細については、何かこれ以上、変わったことはないということですか。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

今までお話しをしましたものが、それぞれ役割として、学校内で十分連携を持ってやっていくというようなことの指導はあります。本町におきましては、教育研修センターという機関が設置されております。そこでベテランの教育研修センターの主事が仲介をしまして、それぞれの学校に配置されております特別支援教育支援員の協議する場を設けて、こういう場合にはこういうような対処をしようとか、より役割を高めていくためにはどうしたらいいかというようなことの連携のために、そういうような話し合いの場なども設けてやっております。

今、鯉沢町などではすでに、年度当初から設置をされておりますから、そういう先例なども学習をしながら講習を通じて、特別支援教育支援員の、さらに役割が十分果たせるような、そんな指導はしております。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

それでは、前へ進みます。

次に支援後の児童生徒のその後について、学習環境の充実や児童生徒の学力向上に役立っていると評価がなされているところであります。今後の方針を伺います。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

大変、効果が上がっているというのは目に見えて表れています。それぞれの学校において、支援の対象となる児童生徒につきまして、受け持ちの先生以外に、この特別支援教育支援員が入りますから、TTという方式で授業を行っております。

どうしても授業の理解度が遅いというために、授業内容に躓きというものがありますが、そういうものが減少してきているということと、突然、この授業は受けたくないというようなことで、今までもそういう事例がありました。そういうものを指導して、授業を受ける回数が増えてきていると。それから学習に集中しようという心が表れてきて、学習に対する意欲の向上、情緒が安定してきているなどが、今、いい兆候として、子どもについては、そういう

兆候が表れているというのが現状です。

それから、その子どもと同じ教室で学ぶ、ほかの子どもにつきましては、学習環境が確保されますから、授業に集中ができるということと、それから教員の立場から見てみますと、授業の妨害をされませんので、予定した内容の授業が進行できる。それから落ち着いた学級運営ができる、そういうようなことが、具体的な成果ということで見られております。

現在、各学校から平成20年度の予算要求が出されているわけではありますが、本年度は9月に予算措置をして10月設置ということですが、すべての学校において、年度当初から、年間を通しての予算が確保できるような努力、要求がきておりますし、努力をお願いしたいというようなことが、それぞれの学校から出されております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

大体分かりました。

これから伸びいく、将来を託す子どもたちにできるだけ、よい環境づくりをし、教育がされることを願ってやみません。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で、伊藤文雄君の一般質問は終わりましたので、伊藤文雄君の一般質問は終結いたします。

次は、通告2番は日向英明君です。

日向英明君、登壇してください。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

5点ほど、質問通告をしているわけですけど、今朝の新聞を見られた方は知っていると思うんですけど、ちょっと私の質問と同じところがありますので、1、2分で終わりますので、ちょっと読み上げたいと思います。

代表質問の中で、県職員の意識改革の取り組みを示せということで、知事の答弁が職員提案制度を全面改正し、知事が職員に呼びかけて、積極的に職務に取り組む姿勢への転換や、より多くの意見や提案を生み出す職場への意識改革を促進していく。

また、県職員の人事評価制度についての議員の質問ですけど、知事の答弁の中では、昨年度から管理職を対象に導入し、今年9月からは一般職員全員について試行している。制度は能力評価と業務評価の2本立てで、能力評価は複数の上司の目で公平に行い、業績評価は客観的・公平に評価できる目標を設定して、評価にアンバランスが生じないようにしていく。評価結果を人事配置や昇任管理へ適切に反映させ、職員の意欲を引き出したい。こんなふうなことが、今朝の山日に載っていましたので、ご覧いただけた方もいると思います。

それで、私の質問をしてみたいと思っています。

身延町の行政改革、集中改革プランから、5点ほど質問をさせていただきます。

質問の内容については、大きく2点に分かれると思います。

第1点目について、それでは質問をいたします。

小さくて効率的な役場経営ということで、平成19年、今年度の当初の議会の中で、町長が町政に対する所信を述べられ、地方分権型社会に対応し得る職員の意識改革の養成については、計画的・積極的に職員研修の実施、また自主研鑽の職場風土づくりを進めていく中で、人事評価については、本年度より本格実施を目指して、規定の見直しや合わせて成果を挙げるため、評定者の研修を進める。また、先の9月の決算議会では町税・使用料の滞納にふれられ、三位一体改革による税源移譲により、地方税は一段と、その役割を大きく果たすことになった。決算認定議会では、同僚議員より一般質問がされ、滞納額について各課長より答弁されました。そこで決算議会後、3カ月が経過したところでありますので、その後、町長、課長にいくつかの質問をしたいと思います。

まずはじめに、職員の意識改革についてであります。

平成18年3月20日、訓令第2号、身延町職員勤務評定実施により、昨年、つまり18年、1年間は試行されたが、組織の活性化と公務能率の向上や職員のやる気の発揚と生きがい、働きがいがある職場環境づくりをしたいと発言された。

そこで質問するわけですが、試行1年間を通じて、本格実施に向けて、何が成果となり、何が反省となったか、町長と事務方のトップの総務課長にお尋ねします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

人事評価につきましては、日向議員の前の一般質問に私も答弁をいたしまして、平成18年度の試行、19年度中には本格的な導入をと、ご答弁をしたわけでございます。でも19年度、現在まだ、本格導入をしておりません。まだ試行中でございます。このことについては、私の答弁、自分なりに責任も感じておりますし、担当課長として反省をしております。

これまで試行をしてきた中で、人事評価制度の内容的なことについて、新しい公務員改革というものが国のほうでも示されまして、これからは能力と業績を重点に人事評価をなさいたいというような方針が出されました。また、それらに基づきまして、新しい職員の、今年度、人材育成基本方針を現在、策定中ございまして、その中へも人事評価ということ盛り込んでいこうというようなこともございまして、非常に、初めての公務員の人事評価制度ということでございまして、職員が職員を評価するという、非常に難しい問題もありまして、私なりにちょっと慎重な取り組みをしすぎたかなと、今、反省をしているわけでございますが、早急にこれらの本格導入に向けて、これから努力していきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

大変、困った答弁になったわけですけど、私が聞いているのは、つまり試行して、その試行に対して1年経ったわけですから、どのようなことが本格実施に向けて、当然、その試行の成果というか効果というか、思うようにできないとか、そういうことが起こるわけですね。それを聞いているわけですから、今、あなたのできないというのは、またあとの問題だと思っておりますので、そのへんを答えてください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

試行段階におきまして、人事評価シートというものを、各課長さんに部下の評価をしていただいで出していただくわけですが、これが非常に課長さん方によって、非常にバランスが欠けるといいますか、評点が全然、見方によって違うというような、不均衡があるということと、このシートもそうですけれど、やはり、この目標管理といいますが、仕事に対する目標を決めていただいて、それに対して、1年間どのような実績を挙げたかというような目標管理制度も、今、考えているわけですが、そこらへんを反省の中で、今、検討中でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

この勤務評定をする試行の段階で、ちゃんと様式があるわけですね、ここに。勤務成績評定報告書、それから自己評定書、それから実施要綱、日常観察記録および指導記録、身延町職員の勤務評定フロー、こういうものがちゃんとあるわけですから、これに沿って試行すれば、試行した状況というのは、必ず分かる仕組みになっているのに、今言うとおりの、明確な反省、あるいは評価が出てこないのはどういうことでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

評価の方法もあるわけですが、先ほど言いましたように、要綱にありますような様式等も、見直しも今、しているわけですが、客観的に、公平的に、透明的な評価の方法を今、検討中ですが、そこらへんを試行の段階で、要綱にあります様式の見直しも今、進めているわけですが。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

これは集中改革プラン第2次改訂版ですけど、その4ページに、人事評価の実施ということで、これは17年度から取り掛かっている仕事なんですよ。17年度は実績等で、人事評価制度研究会を5回ほど実施。それから18年度には、全職員を対象に人事評価研修を、午前、午後、2回実施した。また、人事評価について試行した。また、本年度に対しては、職員の意欲や能力を高めるため、人事評価の給与等の反映を行うということまで決められていて、それで、先ほどのあなたの発言ですけど、これは18年の9月11日、第3回定例会の会議録ですけど、あなたはこう言っているんですよ。これは私の質問ですけど、18年4月から試行しておりまして、来年4月から導入の予定です。つまり、もう18年度は試行して、本年度は導入の予定と。私が再度、質問して、本年度、本格実施ということではよろしいでしょうかと言ったら、総務課長は本格実施でありますということになっていますね。それで、さらに私の質問は、評定の結果については職員の能力開発、指導育成および人事異動、昇任、昇格、勤勉手当等に活用する予定でございますと、あなたがこの18年9月11日の、第3回定例会でご答弁なさっている。今の中では、本格実施は本当はやられていなければならないのに、やられてい

ないということでありますので、このへんはどういうふうなことで本格実施をされていなかったか、結構、一番大事な要因でありますので、ただ単に、物理的にできなかったということではなくて、もう少し具体的に、できない理由が必ずあると思いますので、そのへんをより明確にお答えをお願いします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

先ほども申し上げましたが、今年度、人材育成基本方針の策定ということもございます。それと、初めての人事評価制度ということで、非常に、先ほど言いましたように、客観性というような面で、慎重に取り組みをせざるを得なかったということで、私も責任を感じていますが、本格的な導入ができなかったということで、非常に反省をしております。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

そこで町長、この人事評価の最高責任者である町長のほうから、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

今までの経過については、総務課長からの答弁でご理解をいただきたいと思いますが、本年の3月の定例議会で、私もこの人事評価制度については、本格的に導入をすると。試行から実施に移すということで、施政方針はさせていただいたわけでございます。

今、総務課長からの答弁の中にもいろいろございましたが、やはり、合併をした時点でのいろいろな職員の思いと申しますか、そういうようなものの中にはあるわけでございまして、完全に、本格的に導入をするような職員間の了解がなかなか取れていないというのが、根底にあると思うんですね。それをしっかりやっていかなければならないということで、人材育成基本方針というものをなんとか立ち上げて、これで、職員間のいろいろな問題をそれぞれ職員の自覚を持って、人事評価についての体制と申しますか、気持ちを集中してもらえよう状況づくりを、やはりやらなければまずいのかなと。目標管理制度の構築もそうでございますけど、とりあえず、要するになんとなく未成熟のような状況の中でやろうとしたことにひとつ、躓いたことがあるんだと思います。

これは僕のほうからは、正直なところを申し上げて、どんどんやってくれということで、ちょっと無責任な感じでございますけど、ただ全体的な職員間のいろいろなコンセンサスを得ながらやることでなければ、はっきりした、きちっとした人事評価ができないわけですから、とりあえず、そこらに手間がかかっていることだけは事実でありますので、その点はひとつ、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

若干、そのことについては、あとでまた、ふれる部分があると思いますので、話を前に進め

ていきます。

2番目ですけど、そのようなことで、評定者の留意点について、お尋ねしたいと思っています。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

勤務評定者の留意点ということで、一般的なことでございますが、人事評価の成否は評価者の能力、客観的かつ公平な評価ができるか否かにかかっております。評価者の訓練も重要でございます。評価では4つの原則に留意する必要があると、一般的にいわれております。

まず第1は事実評価の原則でございます。これは想像や推測ではなく、客観的な業績や職務遂行上の行動等の事実に基づくということでございます。

第2番目に、評価機関独立の原則ということでございまして、過去の業績や勤務時間外の行動等にとらわれることなく、強化対象期間の職務遂行の状況や結果に基づくということでございます。

3つ目に、独立評価の原則というのがございます。これは第三者の言動によって、評価に影響を受けることなく、自分自身の責任に基づくということでございます。

4つ目は平等の原則ということで、経歴とか年齢、性別、信条などは考慮しないというようなことでございます。

また、評価する際には評価誤差というものがございますが、これらについても生じないよう、行う必要がございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

この実施規定の中の第3条にも、評価に注意することが載っているわけですけど、ちょっと私なりに、評価の留意点を3つほど挙げて、また私の考えなんかも、どういうふうに捉えているか、のちほど聞きたいと思っていますので。

一番評定者が陥りやすい、主観的な評価として、傾向として、次の3点が挙げられると思っています。

まず第1点目ですが、ハロー効果といまして、評定者が被評定者の特定の評定要素の長所、または短所を過大に評価する結果、他の評定要素の判断にあたって、その影響を受けて、全体として判断をしてしまうということです。簡単に言いますと、この職員は短気だから、あの職員は態度がよくないという、そういうことの一文のみで、その被評定者の全体を見てしまうということでありまして、これが第1点目ですね。

それから、集中化傾向であります。評定者が被評定者のほとんどのものに対して、平均的な評点を与えがちな、甘い傾向になっていないかどうか。これが第2点目。

それから3点目として、過大化傾向についてであります。

長期にわたって、同一ポストにある評定者はとかく被評定者に対して、よい評定者になろうとして甘くつけやすい傾向になるので、これらの是正についてはどのように対処すべきか。

以上3点ありますので、これらの、客観的に見るための留意点ですけど、課長さんはこのよ

うなことについて、どう思いますか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

やはり評価者の訓練ですね、研修訓練が必要だと思います。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

一番、注意するのはやはり主観的な評価になっては困るということですね。先ほど、課長さんがおっしゃられた4つのことについても、私が今、3つの留意点を述べたわけですけど、一番陥りやすいのは、つまり客観的に見られないから、そのへんを注意しろということなんですけど、この人事評価の一番大きな目的は、つまり職員、個人が自分の持てる力を100%出せるかどうか。また、課長あるいはその上の評価委員会の人たちは、その職員の能力を100%出せるような努力をする。あるいは、留意点をどのようなところに持っていくかということが、一番大事であります。

ただ単に5段階法によって、良いとか悪いかということではなくて、その職員がつまり一番、自分が持っている力を発揮できるような方策が立てるかどうかが、そんなことが留意点になるかと思えますけど、町長はどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

おっしゃるとおりだと思うわけですけど、やはり、能力的に資質、それは個人、職員個々の資質とか、いろいろございますけど、要するに役場職員としてあるべき姿というのは、常識的にはあるわけございますので、それをきちっと、個々の職員が頭の中へ入っているかどうかということが1つあるわけですし、それと同時に、これは管理職の皆さんが、それなりの、要するに職員教育をできるような状況であるかどうかということも1つありますがね。ですから能力的にきちっとしたものを兼ね備え、それをまた、ある程度、出せるというはおかしいんですが、発揮できる、要するにまわりの状況づくりというようなものが相まって、個々の能力的なものが出てくるのではないかなと思いますので、そんなことでございます。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

では、次に移ります。

12月10日に、おとといですか、期末勤勉手当を皆さんもらわれたわけですけど、当然、さっきの総務課長の答弁の中では、今回の勤務評定の実施は、その支給率には差異があったかどうかということが私の質問ですけど、当然ないということになるわけですね。これからということになると思うんですけど、今、12月10日現在、本町の職員数は247名であります。その期末手当は100分の160、勤勉手当は100分の72.5、合わせて12月10日は2.325カ月分、皆さんそれぞれいただいたわけだと思うんですね。先ほど、本格実施をされていれば、4月から12月の間、8カ月がこの勤勉手当、つまり100分の72.5に当然

反映されて、多い人、少ない人、分かれるわけですけど、先ほどの答弁の中で、していないということですから、当然、この質問には意味がありませんので、ここで終わります。

4番目もやはり、この会議録からいくと、勤務評定をした結果、次年度の人事異動についても参考にするという事になっていたわけですけど、本格実施がされていないということで、この質問も今は、まったく用がありませんので、この質問についてもしなないようにします。

そこで、人事についての評価報告はそれぞれの職種、あるいは事業所で、その付け方は千差万別であると思うんですね。本町でも、やはり最初から完全なものを求めるのではなく、できる部分から始めていき、少しずつ職場に受け入れられる方法をとるべきだと、このように考えます。最初から100点満点をとろうと思っても、なかなか、さっきの総務課長の話ではないですけど、準備不足でできないわけですから、やはりできる部分からやっていく、そのできる部分というのは、いわゆる職員との合意のもとにやらないと、これはできないわけですから、最初は少しずつ、できる部分からやっていく。

例を言えば、例えばこんなことをしたらよろしいかと思って、これは私の例ですけど、例えば新規採用職員とか、あるいは定例の人事異動なんかで職場が変わりますよね。係を変わったりする。まったく新しい職員、あるいは新しい職場へ移ると、そのことは初めてでありますので、その評価の仕方がなかなか難しい。そこで評価というのは、やはり計数を示さないと、評価されるほう、あるいは評価するほうもなかなか、そのへんがおのおの承知をしていかない、納得しないということがありますので、つまり、例えば、税務課では税務課へ、例えば新しい職員、配置替えがあったときに、税務のこの部分は何カ月で覚える。ここの部分については何カ月。また、違った総務のほうへ行ったら、それなりの仕事の覚える範囲というか、スピードというか、そのことをやはり、きちっと数値化しておく、勤務評価のときに大変楽ですね。本人も承知をするし、評価をする側もここはここまでだから、あなたはこの5段階のうち3だよとか、あるいは2だよ。この人は大変スピードが早くて、のみ込みが早いから4だよ、あるいは5の人もあるかもしれませんね。つまり、そういうふうに目標をきちっと立てると、評価の基準が大変しやすい。そういうことも参考にしながら、次年度の本格実施に向けて、取り組んでいってほしいと思います。そのへんは課長、どうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

人事評価の大切なことというふうなことで、今、質問がございましたが、やはり、そのとおりだと思ひまして、その個人個人が仕事に対する目標といひますか、先ほど言ひましたような、質問にもありましたようなことを、ある程度、1年間の目標を立てるといふことも必要だと思ひますし、また、その評価した結果を返してやると。本人にフィードバックしてやるといふふうなことも、職員も理解されるではないかといふこと。また能力の開発、人材の育成にも役立つではないかといふようなことも考へておひます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

それでは、最後に滞納の問題に移りたいと思ひています。

9月第3回定例会では、同僚議員より一般質問があり、税の目的についてふれられ、滞納額が多くなると、地域住民に公平なサービスの提供がなされないばかりか、行政執行そのものにも大きな支障がある。滞納について、収納対策を図るべきだと提言もされています。また11月29日付け、山日では本町の滞納について新聞にも掲載され、税徴収に専門職員2人を配置し、滞納者宅を戸別訪問して直接徴収にあたるとともに、補正予算では109万円を計上し、嘱託職員2名を増員したところであります。

そこで私は、決算認定後3カ月が経過したので、各税、使用料、負担金等を調査しました。以下、学校給食費、介護保険料、下水道使用料、SCT、水道使用料、住宅使用料、保育料、町税の順で、内容にふれながら質問をしたいと思います。

なお、質問回数は3回でありますので、一番最初の質問は今、私が言ったところをとおして、一括して質問しますので、私の質問が終わり次第、それぞれの課から答弁していただくよう、お願いします。

まず学校給食費ですが、内容を見ますと、11月16日現在、中富給食センター4校でゼロであります。下部給食センター、11月16日現在、4校で同じくゼロであります。身延給食センターは11月13日現在、小学校4校、72万2,300円。中学校2校、24万5,600円。6校で96万7,900円の、まだ滞納があります。

19年の5月31日、出納閉鎖では、先の決算議会でも数値が示されて、130万7,200円でしたので、いわゆる収納した金額は33万9,300円で、収納率が26%であります。3割バッテリーということであれば、2割6歩、26%であると、大変頑張った数字だと評価はしたいと思っています。

そこで質問ですが、徴収についてどのような方法を取り、また町民の方からは苦情、要望等があったかどうか。

次に介護保険料であります。

介護保険料は5月31日、出納閉鎖では滞納者数309人で、649万780円でありましたが、11月27日現在、132人が納付して、納付額が208万1,670円で、収納率はこれまた立派で、32.1%であります。関係職員の努力が収納率に表れていると思い、深く感謝いたします。引き続き、残りの部分にも頑張っていたいただきたいと思いますので、介護保険料については、特に質問はありません。

下水道使用料の滞納状況であります。9月決算認定では使用料10件、61万920円。加入負担金1件、20万円が滞納になっていましたが、12万7,654円を収納して、現在、滞納分としては8件、48万3,270円。徴収率は21%でありました。負担金の20万円も収納済みでありましたので、今後とも戸別訪問をして、残りの分については、最大限努力していただき、これも特に質問はありません。

SCTの滞納についてですが、18年度決算で67万5,630円。滞納世帯34件ありましたが、12月10日、一昨日の現在では49万6,440円で、滞納世帯17件であります。収納率28%は立派であります。残りの17万9,090円を引き続き頑張っていたいただきたいと思います。質問が1点だけあります。この滞納の部分で、9月の決算時のときに、その後、停波などの措置をすると答弁しておりますので、その後、停波などの措置をした件数をお答えください。

それから、水道使用料であります。

水道使用料は過年度分、816万9,578円がありました。9月、5万5,820円。10月、13万9,520円。11月、17万3,580円。合計、36万8,920円で、4月より8カ月分で97万2,500円。収納率11.9%であります。これは正直言って、あんまりよい結果とは言えません。12月8日、山日新聞に水道、支払い能力があるのに払わない長期滞納者に対して給水停止措置を導入、笛吹、北杜、富士吉田の各市が次年度までの導入を目的としている。そこで質問ですが、長期滞納世帯は何世帯かお答えください。また、本町には簡易水道事業給水条例があり、第26条、水道料金は使用者から徴収するとあります。また、第39条には水道の使用者に対して、その期限内に納入しないときは、給水を停止することができますとあります。期限内とは何日ですか。期限があれば、給水を停止することができるか。また、今までに停止した件数があれば、何件か教えてください。また、9月の決算議会で水道課長は、つまり給水停止の通知を出すという答弁をされていますが、本当に出されたのかどうか。

以上、水道には4点について質問をいたします。

次に町営住宅の使用料ですが、過年度分滞納分、3町で実に大きく1,034万2,790円ありましたが、11月30日現在、1,008万4,460円収納して、収納率は10.49%で、これもあんまりよくありませんね。残高は925万8,330円ですが、そこで質問が3点ほどあります。実際、各滞納者に対して思うように収納できない最大の理由は、あるいは要因は何か。2点目が、その解決策はどのようなことをお考えか、お聞きします。また3点目には、今年度末までに収納率はどのくらいの目標を立てているか。

以上3点、建設課長に答弁を求めます。

それから保育料ですが、保育料の滞納については9月決算時には795万420円と、87件でありました。決算後、3カ月で754万6,936円となり、件数で17件。全部で40万3,484円、5.1%の滞納整理がありました。滞納の大きな原因としては、下山立正、大野山の2園で、599万5,416円で、実に保育料全体の滞納の79.4%を占めています。9月議会では、誓約書を交わして納付日を決めて、あるいは5時以降、役場のほうへ来ていただくというように答弁をされていましたが、実際、そのようなことをしていたかどうか。2点目が滞納の多い2園に対して、特別な措置・方法をとりましたか。3点目が、1桁台の収納率を10%、あるいは20%に上げていく、具体的な方法を教えてください。

以上3点、答弁を求めます。

最後に町税であります。町税が一番多いわけですね。まず入湯税について、滞納額1,293万5,800円が、9月、10月、11月まで、合計60万1,550円が収納になりました。11月まで、収入済額131万8,550円で、収納率10.2%です。収納未済額がまだ1,161万7,250円となり、成果についてはやはり、あんまりよいとは言えません。

総務常任委員長報告の、皆さんご存じだと思いますが、入湯税は目的税であり、預かり金であるので、他の滞納とはまったく、それを異にしています。滞納は決して許されるものではないと、多くの委員より説明を求めたところです。

そこで質問ですが、各滞納をする旅館、ホテル、民宿等にそれぞれ何月何日までいくらを納めるとい目標を立てさせ、そこで旅館との誓約書を取り交わしたらどうでしょうか。また、町民課ばかりでなく、観光課ともタイアップして、連携をしながら収納にあたる考えはないかどうか、伺います。

また町民税については、8月末で滞納調定額、6億6,669万9,844円ありましたが、

9月、10月、11月で136万850円の収納がありました。調定額に対する収入済額は11月までに409万1,359円で、収納率6.1%で、これもあまりよくありません。収入未済額6億5,808万6,085円。大変大きな金額の、まだ未収額があります。

そこで質問ですが、9月議会で同僚議員より、滞納者の財産の差し押さえは考えていないと答弁されたが、これからもそのような対応をしていくのか。2点目が11月、町税全体で、合計4億7,935万5,975円となり、18年度税収入、約15億円の3分の1が滞納になっている、憂慮すべきことであります。町として、現状より、さらに積極的な打開策を講ずるべきではないか、ここは町長にお尋ねいたします。

以下、町民課では課長に3点、あるいは町税に対するトータル的なお考えを町長に1点、答弁を求めます。

以上、順次、私の質問に対して答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

それでは、トップバッターとして学校給食費について、お答えしたいと思います。

今、ご質問にもありましたように、身延地区のものについては26%、33万9,300円を過年度分として収納いたしました。それから下部の学校給食分については、13万300円。全額100%が収納されております。

これまでの対応、苦情、要望についてということでありますが、現在までとってきた対応と、今後、予定している対応などについて、ご答弁させていただきたいと思っております。

学校給食費につきましては、年度はじめに1食単価、給食予定回数、年間給食費の総額、納入回数、それから引き落とし日、納期ごとの引き落とし額を年度当初に通知をいたします。そして、それぞれの月末に本人が指定してきた口座から引き落とすわけでありますが、引き落としができなかったものについては翌月に、金融機関ではさらに引き落としができませんから、今度は納付書によって納めていただくように、督促をいたします。それでも、まだ入ってこない場合につきましては催告、電話での連絡とかを行いまして、最後には訪問をするわけですが、それによって、先ほどの数字が、収納することができました。

どうしても、昼間お勤めの方がいますので、夜間に訪問しているわけですが、今後の予定につきましては、先ほどもご質問にもありましたように、11月19日ですか、徴収嘱託員が新たに2人設けられました。学校給食費につきましては、12月20日の日に、この方をお願いをして、家庭を訪問するというような日程を調整してあります。それから学校の校長会に対しましても、学校長という立場から協力してほしいというようなことで、協力はしますというようなことの約束は取り付けてあります。

最近、入った通知であります。ある県には会計検査院が実地検査に入ったようであります。その中で生活保護法によって、被保護世帯として認定をされている世帯の給食費については、学校長払いを活用しろというようなことがあるようです。学校に関わる扶助、教育扶助については、その分について学校長払いをして、その学校長が代理でそれを受け取って納付をするというような制度を活用しろということで、文部科学省の学校給食担当からも、そういう通知が入りました。このことについては厚生省も承知をしているし、厚生省から出されている通知を見ますと、例えば家賃の補助を受けているところとか、すべてのものにわたって、生活保護世

帯については、そういうような代理収納とかの制度を十分活用しろというような指導の通知が入りましたので、今後においても生活保護世帯による被保護世帯で、若干ふれている世帯が1世帯ありますから、それについてはそのような制度を活用しながら、納入について進めていきたいと思いをします。

それからもう1つ、就学援助制度というのがあります。これは生活保護世帯に準ずる世帯を準要保護世帯ということで認定しておりまして、生活保護法による保護と同じような金額を措置しているわけですが、それについても同様の扱いを進めていくことはやぶさかではないというようことの指導がありましたから、そのへんについては、準要保護世帯で、結構、過年度分にもありますし、現年度分にもありますから、それについては学校長払いというような方法を活用していきたいと思いをします。

特に過年度分について、身延の給食センターにいくつかありましたので、今回、12月に支払う準要保護の中の学校給食費については、そのような措置を今、講じて、今回は学校長に払って、そこからある程度の分をいただくというようなことは、今回から進めております。

それから、あと苦情・要望というようなことですが、保護者から私どもに苦情・要望というのは特にありませんので、私どもから逆に、保護者に払っていただきたいというような苦情と要望をしたいというようなところでありますが、先ほど言った26%の中で、実際に家庭訪問をしたときに、もう二度と来るなということで、塩をまかれたというようなことがありました。このような努力をしながら、一応は26%集めてきたというのが現状です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

SCTの使用料の滞納者の中で、停波中のものはということでございます。

11月末現在で、7人の世帯を停波中でございます。

○議長（松木慶光君）

水道課長。

○水道課長（串松文雄君）

それでは水道料金について、お答えをいたしたいと思いをします。

まず最初に、長期滞納世帯数がどのくらいあるかということでございますが、38件、現在、カウントさせていただいております。それと、給水条例に基づきます第39条の件ですけれども、水道使用料につきましては、まず最初に納入期限日が定められておりまして、その日に納入がされない場合につきましては、督促状の発送、あるいは催告状の送付、そしてまた、それが3カ月以上に滞納が及んだ場合につきまして、給水停止の予告通知書、そしてその後は給水停止の通知書、そして最終的には給水停止執行通知書というものを出示しております。過去、この執行停止を出したことはあるかということでございますが、出した経過はございます。どのくらいかといいますと、家によって違うんですけども、大方の家庭がその日のうちに、お金については納入をしていただいておりますが、長くても数日間で納入はしていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

住宅使用料の決算以降のその後、徴収額が108万4,460円というふうなことで、徴収率が10.49%ということで、非常に低いというふうなご指摘でございますが、この問題は合併時から質問されていることでございます。途中、一見、不納決算をさせていただいた経緯があるわけでございます。それは裁判によって、やらせていただいたということでございます。

平成18年度の1,034万2,790円で、11月30日現在で108万4,460円で、10.49%ということで、先ほど申し上げたように、平成3年度から滞納が続いているということございまして、町営住宅法の中で住宅困窮者に低廉な住宅を提供しなければならないということで、年金生活者が多いというふうなことで、溜めてしまつとなかなか、10年溜めると大変なことになってしまうということで、毎月、仮に3千円いただいている家賃ですが、10年溜めると、ゼロにする場合は3千円プラス3万円いただかなければならないというふうなことで、ちょっと不可能に近いというふうなことでございます。

可能な限り、少しずつでもいいですから入れてくださいということで、今現状、一生懸命頑張った結果が108万4,460円ということございまして、昨年度に比べると、収納率、過年度分は若干、多くなっております。

解決方法はどうなるかと思いますが、先ほども申し上げたように、10年、ないし15年くらいの滞納者がございます。年金生活者から、それをとるということは、かなり厳しいわけでございますが、先ほど申し上げたとおり、少しずつでもいただくというふうなことで、担当、私を含めて、鋭意、訪問し、お願いしているところでございます。

3点目の19年度末、どのような結果になるかということでございますが、町長も冒頭のあいさつの中で申し上げておりますが、いわゆる連帯保証人を含めまして、悪質な方につきましては、あらゆる手立てと申しますか、そういう方法、選択肢を視野に入れながらやっていかなければならないということで、すでに連帯保証人には、本人を含めて催促状を郵送しているというふうなことでございます。若干、話し合いの中でいい方向に向かっているということで期待しているわけでございますが、そのへんを含めまして、悪質なものに対しては厳しく対応していきたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

保育料につきまして、ご答弁申し上げます。

保育料につきましては、大変、収納率が低く、成果が上がっていないわけでありまして、現在、入所している父兄の滞納者につきましては、毎日、園児が通っているわけですが、毎月、未納、自動振替ですから、一度、振替ができなければ、もう振替してくれませんので、毎月納付書を交付して、未納の状況を毎月通知しております。そのほかに、町立の場合は送迎のときに保育園へ行きますので、送迎時にその都度、納付の依頼をしております。私立につきましては、園長をとおしまして、未納状況を報告し、協力を求めてきたところであります。

大変、成果が上がっていないというふうなことで、これからも努力するわけですが、方

法といたしますれば、分割、どうしても大変厳しい中での納付というふうなことであれば、分割の方法もありますよというふうなことで、分割の案内をし、誓約を取り交わすわけですが、ここ3件ほど取り交わしをしたところでもありますけども、取り交わしをしても、納付は1件だけです。それ以上、こちらでお願いをし、収納率を上げるわけですが、どのような方法でということになりますと、12月の、これから滞納徴収嘱託員と同伴しまして、家庭訪問をしながらお願いをするわけですが、1つはその方法、あるいは悪質者といわれております、本当に大変なのか、そうでないのかというふうなことで、働いていますので、給料の差し押さえ、あるいは財産の差し押さえ等、強制執行をとらなければならないのかなというふうなことで、進めたいと思っております。

いずれにしろ、合併前から引き継いでおりまして、大変、納付を何回もお願いしても納めてくれないというふうな状況で、その中で悪質については、強制執行も考えなければならないのかなというふうにいるところでもあります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

入湯税の関係でご質問いただきまして、この3カ月、60万1,550円というふうなことで収納したところがございますけど、入湯税を滞納している。これはお客さんの預かり金というふうなことで、非常に重要視しなければならない税でございます。

ただし1点、この入湯税を滞納されている方は、ほかの税も滞納しているということで、例えば・・・入湯税を滞納されている方は、町民税、固定資産税等々、全税目にわたっておりまして、事情により国民健康保険税のほうへまわしてくれとか、それぞれされている状況でございます。というようなことで、それぞれの税目にわたって、今月ほどの税目、来月ほどの税目というようなことで、訪問、戸別徴収をする中で、約束をとって、それぞれ関係者には約束を結びながらの、今、徴収方法を行ってございます。

それから、もう1点でございますけど、それぞれの入湯税に関する滞納者に対して計画書、これは入湯税ばかりでなくて、すべての税項目、特に大きいものにつきましては、契約書をそれぞれ交わしながら、あるいは口答で結びながらしているような状況でございます。そうしておかないと、次に今度は時効の問題が発生してしまうこともありますので、その点には十分注意して、今、行ってございます。

それから、次に差し押さえの関係でございます。本年度につきましては、現在は、これまでの滞納額の圧縮にかけて、今、徴収吏員2人、それから今度は嘱託職員というふうなことで、2人を配置していただきまして、現在の、滞納額の圧縮、あるいは現年課税を翌年度への滞納に陥らないよというふうなことで、精力的に取り組んでおりまして、この前も申し上げましたとおり、平成20年度から差し押さえに入る、そんな関係で今、準備をしている状況でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

今、それぞれの滞納につきましては、各担当課のほうから答弁がありましたけど、今後の対応につきましては、今、町民課長からも話がありましたけど、県のほうもこういうような状況は大変、課題でありまして、20年の4月1日から山梨県で滞納整理推進機構、これを町村会、市長会等も立ち上げて、そして職員を派遣という格好で、ともども積極的に整理をしようという体制づくりを決定されておるところです。ですから、その面で、差し押さえいろいろな方法等は、要するに県の徴税関係のほうとも合議をしながら、お互いに知恵を出してやろうということで、積極的に対応してまいりたいと。

それと同時に現在、滞納されております中身でございますけど、これは先ほどからもちょっと話が出ておりますけど、実質的にどうなのかと。これは要するに、銀行の不良債権というのがございますけど、いろいろな手立てを講じて、これ以上は無理だという、内容をきちっと精査して、数字をしっかりとしてからやりませんと、額はどんどんのしていくというような格好で、徴収率がどんどん落ちていくような感じですから、例えば身延ゴルフクラブの滞納額でございますけど、1億9,567万2,850円。これは破産をして、要するに整理回収機構のほうで、最終的な結論が出まして、私どもが差し押さえた対価としては91万2,123円ということで、大変残念でございますけど、この身延ゴルフの1億9,576万円につきましては断念せざるを得ないと。これは不納決算をしていただくことに、お願いをするような形になろうかと思っておりますけど、やはり、いろいろな経緯がありますけど、とりあえず、合併時の負の遺産を引き継いで、今、いろいろと整理をさせていただいているところでございますから、そのようなことで、精査をする中で、きちっとした数値を出して、そしてそれを整理していこうということで、積極的な対応をさせていただきますので、ご心配をかけて誠に申し訳ございませんが、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

時間がきましたので、最後の質問をしたいと思っています。
少し視点を変えて、教育長にお尋ねします。

○議長（松木慶光君）

日向君、許可を取ってやっていただいて。時間ですから。

まだ、いろいろ質問した中で、内容が分からないところがあるからということであるならば、もう1回許可しますが、いいですか。それで。

○9番議員（日向英明君）

はい。

では、ちょっと別の視点からでありますので。

○議長（松木慶光君）

別の視点だと、ちょっと。今の問題について。

○9番議員（日向英明君）

総体的な感じで。

○議長（松木慶光君）

では、時間ですから簡単に。短くしてください。

○9番議員（日向英明君）

では、議長の許可を得ましたので、ちょっと視点を変えて、滞納の問題ですから、若干、枠として同じ枠にハマると思うわけですけど、教育長に手短にお尋ねします。

税の週間が11月11日より始まりまして、それぞれ税について考える週間ということで、ことわざの中にも1年先を考えるならば種をまき、10年先を考えるならば木を植えなさいと。100年先を考えるならば人を育てなさいということで、社会の基礎はまさに教育でありますということで、子どもたちに税の仕組みや税が社会に果たす役割について、正しい認識を持ってもらう大変よい機会であるということで、税の週間が始まっています。なぜ納税するのか、税がどんなふうに使われるのかなど、税で成り立つ社会の仕組みや学校教育の中で、低学年のうちから教えていく必要があると思います。

そこで質問をいくつも用意したんですけど、時間がありませんので、これらのことで簡単に結構ですので、ちょっとふれていただければありがたいと思っています。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（笠井義仁君）

日向議員さんのおっしゃるとおり、この未納の問題については、子どものときからの教育、その結果が、こういう無責任な結果になっているというふうに思います。

それで本町の場合、各学校では、かなり努力しているなというところが見えますが、その例を2、3申し上げようと思ったんですけども、なんか切迫しているようですので、また個別に、こんなふうに努力していますということは申し上げたいと思いますが、1つだけ例を挙げますと、例えば中学校の場合ですけども、町の歳入歳出まで切り込んで、その中で歳入の部分についてはどういう歳入があるのか。それはどのように使われていて、例えば身延町の場合にはどこに力を入れて、それが使われているかとか、そういう勉強もしておりますし、それから先日、公開研究会があったんですけども、非常にユニークな方法として、自分が町長、あるいは町会議員に立候補をしたときの演説という形式をとってですね、自分がもし、町の税金をお預かりしたら、こういうところにすごく使うと。それから、こういうところは無駄だから、これは大胆に切っていくとか、そういう授業をしたということですけども、そんなことで、税意識を高めるようにしておりますけれども、繰り返しになりますけども、これは今のこういう状態というのは、子どものときからの家庭教育、あるいは学校教育、もっと大きいのは豊か過ぎた社会のツケが今、まわってきたなと。お金は汗をかいて稼ぐものだというものではなくて、子どものときから、ほしいものはなんでも与えられているという、要するにそういう無責任さから、こういうことが発生したというふうに思っておりますが、また細かいことは個別にお話ししたいと思います。

以上です。

○9番議員（日向英明君）

大変、時間を超過しまして申し訳ありません。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で、日向英明君の一般質問は終わりましたので、日向英明君の一般質問は終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。

次は、通告3番は望月寛君です。

望月寛君、登壇ください。

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

私は平成16年12月の定例会において、介護保険と障害者について伺い、3年が経過しました。今日は介護保険料と障害者の雇用について、お伺いいたします。

先日、介護保険特別徴収開始通知書が役場の担当課から送付されてきました。そして、まもなく社会保険庁から1通のハガキがきました。その内容は、私の介護保険料は年金から引き落とすということでした。

そこで、伺います。

第1に現行の制度では、減額されても国民年金は受給できるのか。また、国民年金は20歳から60歳まで加入すると法律で決まっているが、現在、本町の20歳から60歳までの人口と、そのうち未加入者は何人いるのか。これを伺います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、1点目でございます。

老齢基礎年金は65歳で受給するのが原則となっておりますけど、60歳と0カ月と申し上げさせていただきますが、受ける場合は、基本の70%から始まりまして、64歳と11カ月で受け始めた場合は99.5%。満65歳になれば100%ということで、減額されまして支給される内容となっております。

それから、2点目でございます。

20歳以上60歳未満、平成19年2月1日現在ですけど、7,071人ございます。うち国民年金へ加入されている方というか、対象者と申し上げます。2,576人ございます。36.4%を占めておりまして、問題なのは、その方たちが100%納付されているかどうかということで、今、ご質問に答えたいと思っておりますけど、納付率が73.96%となっておりまして、約27%が納付されていない状況でございます。

あと、残りの方はそれぞれ社会保険とか共済組合のほう、そういうものには加入されているということでご承知いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

ありがとうございました。

それでは続きまして、国民年金受給者の、介護保険の納付方法を教えていただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

国民年金の受給者による介護保険の納入の方法、先ほど議員さんがおっしゃられましたとおり、65歳以上の者を第1号被保険者と定められてございまして、過日も説明させていただきましたけど、年金が年額18万円以上の65歳以上の第1号被保険者については、介護保険料を年金から、つまり特別徴収をさせていただくということが法で定められております。そういうふうなことで、議員さんの場合も年金から、たぶん支払いをされていると思います。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、40歳から59歳までの本町の人口を教えてください。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

失礼いたしました。

40歳から59歳までは4,117人になってございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、5番の40歳から64歳までの人は医療保険料と介護保険料を同時に納付することになっているのか、それを伺います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

そのとおりでございます。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、6番に入ります。

健康保険と介護保険はセットになっているが、国保税は納入しても介護保険を納めない例はあるのか。それを伺います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

申し上げます。

先ほど、ご答弁を申し上げましたとおり、国保税として医療分と介護分というふうなことで、徴収をさせていただきますから、国保税が滞納、つまり未納になりますと、介護保険料も保険税も滞納になるということです。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

では、その対応についてはどのような回収をしているのか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

お答えいたします。

国保税、前段で日向議員さんも質問されていましたが、これは私たち税担当といたしましては、町民税から及びまして、国保税まで取り扱いをしております。というふうなことで、国保税も合わせて、それぞれ滞納者に対しては通知を出し、徴収に努力をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それではぜひ、税の不公平感をなくすために、回収には一層の努力をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、障害者の雇用についてお伺いいたします。

障害者の雇用促進等に関する法律が、昭和35年7月25日に公布され、今日まで26回の改正を経て、今に至っています。障害者には身体的、精神の障害があります。9月4日のあるテレビの番組で、パンやジュースの万引きをする人が多くなっているとの報道がされました。それは今、よく、簡単に健常者が言っている、現代病といわれている精神障害者といっていました。これは障害者の多くは両親が高齢化し、一緒に生活ができないので、支援者がいない状況だと。それと両親が他界し、兄弟と生活をしているが、邪魔者扱いされているとも言っていました。私はそのとき、昔の人が言った言葉を思い出しました。それは「親は10人の子どもを大きくするけど、1人の親をみる子がいない」。それと「兄弟は他人のはじまり」、この言葉は残念ですが、今の時代にマッチしているのではないのでしょうか。

そこで伺います。

現在、身延町内で身体障害者手帳の取得者は、また年齢別、男女別に教えてください。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

お答えいたします。

身体障害者の手帳の取得者は、19年3月31日現在で1,161人です。年齢別には、ちょっと細かくなっておりますが、統計では、0から5歳が1人。6から11歳が3人。12から14歳、

1人。15から17歳、3人。18から19歳、3人。20代が8人。30代が22人。40代が51人。50代が106人。それから60から64歳が83人。65から69歳が89人。70から74歳が132人。75歳以上、いわゆる後期高齢者といわれる方が659人で、半数以上になっております。

それから男女別には統計を取っておりませんので、公表しておりません。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、2番に入ります。

症状が重い人で、施設の生活者、町内・町外別に教えてください。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

身体障害者の入所施設は町内に1カ所ありまして、10人。町外には6施設に12人の、計22人が入所しております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

今のところに関連してですが、福祉保健課では施設を1年にいっぺんぐらいは訪問して、生活状況などを把握しているんですか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

以前、措置制度の時代は訪問したわけですが、今は本人と契約制度になっておりまして、そういう訪問とかという、どうですかという訪問はありません。いわゆる本人の状態が変わって調査が必要なときには、訪問というか、調査にいきますけど、いわゆる元気ですかという訪問はしておりません。必要にあったときに訪問するだけです。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

僕は、ここでお願いしたいんですが、各施設でも催しものが1年に1回ぐらいあるんですよ。そういうのにはやっぱり行って見て、どういうような、お祭りに参加しているのかというのを、やっぱり見てもらいたい。僕も未熟ではありますが、各施設へ訪問させてもらっています。今は、その催しがあるときには、手紙をもらって、そのときにちょっとボランティアという名前でもって行っていますが、本当にかわいそうな人がいるんですよ。結局、僕らが課長さんたちに聞くことと、本人との差がついてしまって、どうもそういうところへ、自分はいきたくないけども、家族が入れてしまったというのが目に見えて分かるんですよ。それというのは、兄さん、悪いけど家へ連れていってくれるとか、今日はこういうわけで僕は、遊びに来て

いるから駄目だといえ、では、今度はいつ来てくれると、本当にしつこく約束するんですよ。それでやっぱり、金は持っているらしいんですよ。金は払うから連れていってくれといって。その祭りはどうかと思えば、家族が来ていない。ほとんどが来ていない。ただ、入れれば入れればなし。それで、やっぱりそういう施設に聞けば、入れるときにはおじいさん、おばあさん、またすぐ来るからねとは言うけども、あとは来ない。ひどい話になると、1回、他界しそうになったと。連絡をした。来たら、その他界しそうになった人を見に行くではなくて、事務所に人に、家の人にはいくら貯金がありますかと、第一に聞いたというんですよ。だから、ぜひそういう、要請されなくても行って、ちょっとでもいいから話し相手になって、探るとい言葉がいいか悪いか知らないけど、そういったことをしてもらってもいいではないかなと。

だから、親はもう、みないということで入れる。そして、家族はどういう生活をしているかといえ、家族は1年にいっぺんも2回も旅行して歩いている。日本旅行はよして、今度は海外旅行ですよ。僕らが、この人は入れてあげなければかわいそうだなと思う人は、順番で入れませんよ、行けば100何十人待ちですよ、200人待ちですよ。そんなことでは、言葉が悪いか、死んでしまうよといって、僕は帰ってくるけども。だから、ぜひ、こういうところの見張りというか、行って、雑談でいいからしてもらって、そういうことも聞いてもらいたいと思っています。ぜひ、これは僕の要望としてお願いします。

では、3番に移ります。

もし、家で生活をしている人が、誰と生活をしているか。そういうことを調査したことはありますか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

誰と生活しているかという調査は、先ほど言いました1,161人という大きな人数、そういう項目で調査したことはありません。ただし、障害者福祉計画を策定のために、自宅で生活している方に生活を手伝ってもらう人は誰ですかという質問項目で、調査しました。505人の方に回答いただきまして、一番多いのが配偶者で、次に子ども、親、兄弟の順番になっています。そんな調査をしたことがあります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

今の答弁の中で、親と生活している。そうすると、かなり障害者が高齢化しているんですよ。だからさっき、僕が一番先に申しましたとおり、結局、親が他界した場合に、もう兄弟もみるのは嫌だというようなことで、だからこの間のテレビの特番でやったんです、これは。そうしたら、行くところがなくて、結局、腹が減る。万引きする。警察に厄介になる。警察は家族へ連絡すれば、どうにでもしてくれと。家ではもう知らないよということでもって、一番ひどい人は18回、警察に厄介になっている。だから、僕の言うのは、こういう人の入所場所、そういうのもある程度は確保するような、準備をしてもいいではないかなというように思います。その費用等については一番最後にまた、申し上げますけど、僕はそういうような要望をいたします。ぜひ、今の老人の施設にお願いして、例え3人でも5人でも、特別にそういう人が

入れるような建物を準備するということも必要ではないかなというように思います。どうか、そのほうもよろしくお願ひしたいと申します。

それから、今度は知的障害者についてお伺ひいたします。

現在、身延町で知的障害者の手帳を取得している人は何人いますか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

142人です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

その級、年齢別、男女別、分かれば教えてください。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

級別は重度といわれている方が77人、中度が50人、軽度の方が15人の計142人です。年齢別は0歳から5歳が1人。6歳から11歳が2人。12歳から14歳が2人。15歳から17歳が5人。18歳から19歳が3人。20代が17人。30代が23人。40代が36人。50代が25人。60歳から64歳が6人。65歳から69歳が10人。70歳から74歳が8人。75歳以上4人です。男女別には、統計を取っておりません。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、3番にいきます。

町内の作業所への登録者数は分かりますか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

下部地区に身体障害者の作業所がありますが、そちらは10人が登録しております。それから身延地区に精神障害者の作業所がありまして、こちらには18人が登録して、11月の利用者は14人でした。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

作業所については、今回の議会でもって、補正で630万円という予算をつけていただいて、作業所もきれいにしてもらうということ。昨日も所長さんに行きあったら、本当に喜んでいました。どうか一日も早く、これを入札して、きれいな場所でもって仕事ができるようにしていただきたいと思います。

次に4番に入ります。

町内外の施設への入所者、これは知的障害者でお願いします。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

知的障害者の入所施設は、町内にはありません。町外の12施設、38人が入所しております。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

これら精神障害についても、知的障害者と同様に、支援対策はどうなっているのか。現在の施設で充足されているのかについて、伺います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

他の障害者同様に、精神障害者についても施設に入所している方がいるわけですが、これは県へ入所希望の登録を行って、入所するようになっていますが、施設の空きを待つ状態になっておりまして、本町の待機者は現在4人になっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、今度は障害者雇用についてお伺いいたします。

障害者雇用率は、一般の民間企業では56人に1.8、特殊法人および独立行政法人では48人に2.1、国・地方公共団体では48人に2.1、都道府県の教育委員会は50人に2.0、以上の職業に該当する会社があるのか。

また、2の教育委員会は、まだありますから別にしてください。

以上です。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

こちらは労働行政になりますので、ハローワーク身延に問い合わせをしました。その結果、民間企業が、身延町には該当する会社が6社あります。それから役場と、それから議員さんが言った教育委員会が該当しています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、2の教育委員会のことで、ちょっとお伺いいたします。

前にも、この新聞にも報道されておりましたとおり、身延町ではこれに満たしていないと、改

善しますよという、前向きな姿勢を示しているということが報道されてきました。今の状況はどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

質問通告書にありますように、都道府県の教育委員会というのは、都道府県等の教育委員会ということでありまして、これは50人以上を対象にしております。本町につきましては、この法定雇用率算定の基礎になる職員数が86人です。ここで、2%でいきますと、1.72人ということになりまして、1人の雇用が法律上、必要とされておりますが、その後、採用や出向などによる人事配置がありませんので、法の規定する率からいきますと、1人が不足しているというような状況です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

最後の3番にいきます。

平成16年3月、県は障害者プランを策定しました。本町でも、ノーマライゼーションの理念に基づき、共生社会の実現を目指した対応を伺いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

ノーマライゼーションとは、障害のある人もない人も共に暮らし、同時に活動できる社会づくりを目指すという考え方のことです。本町におきましても、県の障害者プランや平成18年に施行された障害者自立支援法の、ノーマライゼーションの理念に基づいた身延町障害者福祉計画を平成19年3月に策定し、障害者福祉サービスや地域生活支援事業を進めています。また、障害者の声が反映されるよう、峡南5町で旧六郷町の場所に峡南圏域相談支援センターを開所し、このセンターにつきましては、増穂町も20年1月から入るようになりまして、峡南全部の町が共同で相談の支援の専門員を3人、ここへ置きまして、専門的な相談、きめ細かい相談を受けるような開所をしております。そんなことで、ノーマライゼーションに沿った考え方を、本町も進めております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

質問はこれでおしまいですが、金のかかることということで、大変だとは思いますが、ここに横内知事が就任のときに、県の幹部の前でもって言った言葉があるんです。予算がない、前例がない、制度がないという、この3つの断り方はするのではないということでもありますから、町でできないことは、県のほうへどんどん言って、実現して、障害者と言っても悪いけど、障害者が安心して生活ができるような導きをしていただきたいと思います。

以上で、僕の質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で、望月寛君の一般質問は終わりましたので、望月寛君の一般質問は終結いたします。
昼食のため、休憩いたします。
開会は午後1時といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（松木慶光君）

会議を再開いたします。
午前に引き続き、一般質問を行います。
次は、通告4番は松浦隆君です。
松浦隆君、登壇してください。
松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

前回までの一般質問において、同僚議員によりまして、何度となく質問されてきました防災の関係について、質問をさせていただきます。

防災といいましても、地震、火災、それから風水害等、多岐にわたるわけですが、今回、私の場合、国・県全体、そして本町全体に大きな被害が予想されております、地震災害を中心に質問をさせていただきたいと思っております。

地震といいますと、今から、たしか13年前だったと思っておりますけれども、日本全土を震撼させました阪神・淡路大震災を思い出す方が多いのではないかとと思われるわけですが、あのときのテレビに映し出されました映像、これはもう私たちの脳裏にしっかりと焼きついて、また心にも大きな衝撃を与えた災害でございました。あのあと、あの阪神・淡路大震災について、いろいろな視点からの被害を検証する番組、そして冊子、それから当事者の証言が報告されております。

内容については、このあと質問の中でふれさせていただくわけですが、この報告の内容を知り、やがてくるであろう、また明日きてもおかしくないとされている東海沖地震の際に、本町としましても、どのように役立てることができるのか。人事とは思えない、緊迫感を感じているところでございます。

根本は町民と行政が一緒になって真剣に考え、行動し、備えることと考えますが、そのことが被害を少なくする最大の方法でしょう。その観点から行政の考え、姿勢等を質問させていただきます。

第1番目、題名として本町地域防災計画について。

身延町地域防災計画および防災のしおり、全戸に配布されておりますけれども、この全体への浸透度と認知度はどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

ご答弁を申し上げます。

まず、身延町地域防災計画の策定のことです。また、防災のしおり、各家庭へ配布しました防災のしおりのことです。

まず、地域防災計画は災害対策基本法に基づきまして、町・県および関係機関の防災業務の実施責任を明確にするのと同時に、これら関係機関の相互の密接な連絡調整を図るために、必要な基本的な事項を定めたものことです。なお、県の防災計画等の整合性もありますので、県との協議をした中で作成をいたしました。

計画の性格上、配布先につきましては防災の関係機関、小中学校、あるいは消防団、それから議員の皆さま方等、各自主防災組織の会長さん、270冊を配布していただいております。

先ほど、ご質問の中の浸透度ということですが、

周知につきましては、毎年、防災週間前に実施しております自主防災会長を中心とした防災訓練の説明会の折、また区長会等の折、ぜひこの防災計画に目を通していただきたいというような説明をしております。

また、この防災のしおりでございますが、防災のしおりにつきましては、防災計画と同じですが、平成18年3月に作成いたしまして、各家庭で日ごろの災害への備えや心構えといった、個人がとるべき行動を分かりやすく、家庭の保存版として配布したものです。この防災のしおりにつきましては、家庭での話し合いをする場合のテキストということで、配布しております。また、4月に配布いたしました洪水ハザードマップにつきましても、併せて活用していただけますよう、お願いをしております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

経緯は私も承知しているわけですが、浸透度、認知度はどうなのかということでお伺いしたわけですが、そのお答えはなかったんですが、実は私から見まして、具体的に認知度が低い気がするんです。といいますのは、決して町が悪いわけでもないですし、災害は忘れたころにやってくるという、そういうことわざもあるぐらいですから、災害があったあとに、みんな慌てて、それに向かって、いろいろやるわけですが、しばらくしないわけですから、それで認知度が低いのも当然のことだと思うんですが、防災計画の中に住民に対する防災意識の一層の高揚推進という、そういう項目がありますね。それに基づいて、270冊、地域防災計画、いろんなところに置いている、防災のしおりも各戸に配布した。それだけではなくて、例えば毎日、お葬式だとか何とか、いろいろあるではないですか、防災無線の。ああいう中で、駅の構内放送ではないんですが、例えば1日1回、そういう啓蒙するような、そういうことをやるとか、SCTに流すとか、そういう定期的なことをやって、はじめて、その防災計画の中にある住民に対する防災意識の一層の高揚推進という、それが図られるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

当然、啓発活動については機会あるごとに、住民の方に指導等をしているわけですが、今後につきましても、やはり防災無線、あるいは広報、それからSCT等々、いろいろな情報

の発信方法があるわけでございます。テレビなんかについても、報道番組等でもいろいろ防災の情報をやっております。そういうものも見ていただくということも必要ですし、個人個人がこの家庭の中で、家族で話し合ってもらおうということが一番重要ではないかと、このように思っています。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ですから、家庭の中でそういう話し合うきっかけをつくる、そうするといいわけですから、そういうきっかけづくり、なんかそういうものがあるということが、僕は大事なことだと思いますので、防災無線の放送ですか、あれを使うとか、なんか考えて、今後やっていただきたいと、このように考えております。

2番に移ります。

身延町地域防災計画における内容の全体的な進捗状況、こちらのほうをお答えいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

身延町地域防災計画、ここにありますような赤本でございますが、これについては先ほど言いましたけど、国とか県および、この防災関係機関の防災業務の実施責任、業務を明確にするということでつくらせていただきました。また、これらは関係機関相互の連絡調整を図るためにも、こういう基本計画をつくったわけでございます。この計画を実行あるものにするためには、やはり個別のマニュアルとか、活動要領等の作成や防災訓練を通じた職員への周知等も必要でございます。

なお、この防災計画に新たに今年度、富士山火山編の追加をいたしました。なお、今後この防災計画については、基本的な防災の方針でございますので、内容的に改正をしていくところがありますので、その都度、追録、見直しをしていくということでございます。よろしく願います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

火山編へ追加するというのを、今後、当然あると思うんですが、私は全体的な計画に基づいて、進捗状況がどうなっているかということをお伺いしているわけですし、また通告しているわけですから、ぜひそのへんをご理解いただきたいと思えます。質問の回数が決まっていますので、ぜひお願いいたします。

それでは、2番に移ります。

防災計画には区単位の自主防災会が組織されて、それを中心に、町からそういう地域の方々には自主防災会を通じて組織されて、それで1つの組織、またそういう災害が起きたときの対応をするというふうな形になっているわけですが、この間、18年の3月に出されました防災のしおりの中、自主防災組織をつくらうということで、実は出ていますね。地域を守るには、組織的に防災活動を行う、体制を整えることから始めます。いろいろ書いてありましたですね、

その中に自主防災の新たな組織結成とあるんです。これは今ある、自主防災会の再編成を意味するのでしょうか。それとも、もしくは組織のない、私が認識している限りでは、各地区、また各集落、区を単位にした自主防災会があるというふうに認識していたんですが、組織のない地域があるのでしょうか。その2点。

それと、そのあとに組織の育成強化とあるんですが、これはどのようなことを想定しているのか、これをまとめてお答えいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

自主防災についてでございますが、自主防災については、町内それぞれの区単位に自主防災組織を設置していただいているわけでございます。現在、その組織の数でございますが、今ちょっと資料がここに、組織率ではなくて・・・新たに防災組織をとということですか・・・16ページの・・・新たに自主防災組織をつくる場合でも、地元の消防団などと情報交換をしあい、協力していく。自主防災組織、まだないところが数カ所あるかと思えます。小さい集落においては、そういう組織がつかれないというようなところもあるかと思えますが、そういうところにおいては、地元の消防団との情報交換の中で、組織づくりをお願いしたいということでございます。

ただ、自主防災組織という組織が細かい単位でありますと、防災訓練とか非常に大変でございますので、ある程度、広い地域をまとめて組織するというのも、これから考えられるのではないかと、このように考えております。

それから育成については、防災訓練の折に説明会等を開いて、今年はそのあと、市川大門の自主防災組織の宝地区ですか、非常に先進的な自主防災組織の会長さんと呼んで、講演会を開いたということ。それからNTTの171、災害緊急電話の講習会も開いておりますし、昨年は峡南消防署から来ていただいて、救護訓練等の訓練をしております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうすると、組織のない地域があるということの認識でいいですね。それで、そういう小さい組織をもっと大きくしてやるべきだということで、再編成もあるということで、よろしいということですね。分かりました。

では次に移りますが、毎年実施されている防災訓練等で、災害応急対策、把握されているわけですが、防災計画の中に災害予防の項がございます。防災の基本方針の中ですが、災害に強いまちづくり、それから発生時の災害応急対策、住民の防災活動を促進するためとかいろいろあるわけですが、基本的に災害に強いまちづくり、また住民づくりをしようということだと思っておりますが、その基本方針への、災害要望への取り組み、これは今、町のほうではどうなっているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

災害予防の取り組みですか。先ほども言いましたように、訓練もそうでございますが、やは

り防災訓練も同時に、役場の災害対策本部等の設置等の問題もございますが、それぞれ担当部署において、それらの災害対策ということで取り組みを進めております。それぞれの担当課においては、計画により災害対策ということで、順次、事業を進めているということでございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

災害予防ということで、災害に強いまちづくり、主要交通、通信機能の強化、治山治水等の事業および市街地再開発、それから災害に強い町の形成、ならびに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を随時やっていただけるというような、今、お答えをいただきまして、心強く思うわけでございますけれども、ぜひ、今後もその中で推進をお願いしたいと思います。

それでは質問のため、2番の大地震の警戒宣言発令について、お伺いいたします。

2番に入る前に、議長に1つご了解、許可をいただきたいと思っております。

1番と2番、発令時の役場内の対応、それから2番が発令時の役場職員への対応というふうな形で通告を出させていただいたわけですが、中身が関連しておりますので、1番の発令時の役場内の対応、これを取り消していただきたいと思っております。

それでは、2番のほうに移ります。

本町において、想定される地震は東海地震、また南関東直下プレート境界地震、活断層による地震の3つの種類と想定されているわけですが、東海地震を想定した場合に、マグニチュード8規模の地震発生の場合ですね、県全体で371人の死者、それからケガ人が6千人以上、建物の被害も3万7,800棟、これは最大で予想されているわけです。

本町におきましても、死者が88人、ケガ人734人、建物被害3,600棟で、避難生活者は4,700人以上になるのではないかとこのように予想されているわけです。これだけ大きな被害を受けると予想される、地震が起きる前に警戒宣言が発令された場合、警戒本部を立ち上げ、避難指導、それから広報活動、危険個所の警戒等々、警戒行動に入り、そのあと不幸にも地震が発生した場合に、災害対策本部を立ち上げて、被害者の救出、被害状況の把握、それから報告等、想像以上の多くの対策が即決・即断で、そこで対応せざるを得ない状況が想定されるかと思われるわけです。

その際、町長を中心にして、行政が指揮をとって対応するわけでございますけれども、発令時の役場職員への対応、それから職員の配備計画、こちらのほう。それと、その訓練の実績はどのようになっているでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

大地震の警戒宣言が発令されますと、予知情報、東海地震であれば予知情報ということでございますが、東海地震の情報体系は観測情報と注意情報、予知情報、3つがあるわけですが、警戒宣言の場合は予知情報が発せられたとき、発令されるということでございます。直ちに役場の業務を停止し、大規模地震対策特別措置法によりまして、身延町地震災害警戒本部を役場の本庁舎に設置いたします。また、下部の支所、身延の支所に地区連絡本部を設置い

たします。また、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、町長を本部長に、身延町災害対策本部を設置いたします。

発令時の役場職員の対応でございます。職員配置基準が定められております。これに基づきまして、非常配備を各所属の長に伝達するとともに、町内の放送、電話等により周知徹底を図ります。各所属長は直ちに各職員に連絡をし、所定の配備による事務業務に従事させるものいたします。

また勤務時間外、休日においては、常に職員は情報を知り得るよう努めるとともに、大規模な災害が発生した場合に、交通途絶・遮断等のため、所定の場所に参集することができないときは、あらかじめ指定をしておいた避難場所、あるいは最寄の公共施設等に参集し、そこから所属長に参集場所、時間、被災状況等を連絡し、その当該施設の管理者の指示に従い、業務を応援するということとなります。

また、大規模の災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、テレビやラジオ等による情報や周囲の状況から被害が多だと判断されるときは、所属長から連絡を待たずに、みずから参集するということになっております。

また、職員への配備訓練につきましては、毎年9月の防災訓練の折、町長以下本部員の非常参集訓練をしております。訓練内容につきましては、非常参集訓練、警戒本部、災害対策本部の設置訓練、また各自主防災組織からの被災状況の情報収集訓練等を行っております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

防災訓練に合わせて、役場の職員も訓練している、そしてまた、そういう警戒宣言が発令されたときの対応も、すでにそういうふうになっているということでございますけれども、訓練はたしかに、今おっしゃったようにやっていると思うんですが、町職員に対する町の役割ということの中で、地震に対する基礎知識、町が実施している地震対策と課題、東海地震に関連する情報および警戒宣言の性格と、これに基づく、いろいろ職員に対する町がやらなければいけないことが出ているわけですね、職員の初動体制と任務分担等。こういうものの周知、それから教育、こちらのほうもやっぴらっしゃるんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

職員には、防災訓練のたびにこういう周知についてはお願いしているところでございますが、職員の非常参集マニュアルを検討しているところでございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

防災訓練を実際に、火が出たところでどういうふうにする、それをどういうふうに消火する。崖崩れがあったところでどういうふうな形で行って、それをどういうふうな形でやるか。それから被災者がいた場合に、生き埋めの方がいらっしゃった場合にどういうふうにしようか。そういう実働的なことを防災訓練でやるのではないかと、僕は思うんですね。それ以外の、例えば地震に対する基礎知識、それは防災訓練ではなかなか、僕は難しいような気がするので、

実際に防災計画の中に、町職員に対する町の役割というふうに項目があって、その中に出ているわけですから、ぜひそういう基本も、ちゃんとやっぱり職員の中で、職員の皆さんに知っていただいて、そういう災害があったときに役立てていただけるような、そういう対応・対策をぜひ、やっていただきたい。先ほど、災害予防への取り組みもしているということですから、これも当然やって、当然のことだと私は思うわけです。再考を促して、考えていただきたいと、このように思います。

それでは3番、発令時の食料、水、医薬品、資材等の確保および人員配置の内容について、お伺いいたします。

発生に備えた資機材、人員等の配備計画というのがあります。その中に食料、生活必需品、医薬品等の確保という項目がありまして、地震発生後に行う災害応急対策に必要な食料、物資等の確保を行う。町は、町内各業者と事前に協定を締結し、警戒宣言後においては、協定業者は町への物資供給を最優先すると。こういう協定を締結するということになっていますね。そちらの協定のほうは、もうすでに進んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

協定のほうは、まだ進めてございませんが、防災計画ではそういうことになっております。これにつきましては、地元の業者、消防団を通じてお願いをしていくということになるかと思いますが、これから順次、進めていきたい、協定を結びたいと、このように考えています。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

東海沖地震ですね、本当にいつあるか分からないことなんですよ。被害が小さければ、なんとかなるんでしょうけども、被害が大きくなって、今、中部横断道造って、52号がもし、そういう災害等で寸断された場合に、中部横断道造って、早く早期着工してもらって完成して、それも災害用で使えるようにしようという、そういうことを、いつも町長もおっしゃっているわけですね。僕らもそういうふうに思っています。だから、もし、そういう大きな災害があった場合に町が孤立する。また、地域が孤立したときにどうするんだと。食べ物もない、たしかに防災ヘリ、県のヘリですか、ああいうので運ぶ、そういうことも考えられるわけでしょうけども、だけど、今からそういう協定を結んで、やっていくような対策を、私は早急にするべきだと思うんですよ。ぜひそのへんを、いつあるか分からないことですから、逆に早くやっていただきたいと思います。

次に進みますけども、応急対策の、今の関連ですが、災害応急対策に必要な資機材、今は食料とか食べ物、飲み物でしたけども、例えば土砂崩れがあった、そのときにショベルですか、そういう機材がありますね、そういうものの調達とか人員の確保、それは建設関係の方々とのそういう話し合い、もしくは協定なんかは結んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

防災計画の中にも建設業協会との常時、災害が発生した段階の緊急工事等の、機械の貸し出

し等も協定を結ぶというふうなことでありますが、これについても、同時に建設業協会等と今後、協定を結んでいきたい、そういうような考えを持っています。

備蓄食料については、町内の備蓄倉庫10カ所に備えてございますので、まず、この備蓄食料を配布し、足りない部分については、今言いましたように、町内の商工会を通じて、食料についての流通備蓄についてのお願いをしていきたいというふうに考えております。また、それが足りなくなった場合は、応援協定というのが結んでございます。この町村との応援協定もございます。それから県のほうへお願いして、救援物資を依頼するというようなことになろうかと思えます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

たしかにそうですね。備蓄を使って、それで足りなければ近隣の町村にお願いすると。たしかにそういうふうな形になると思うんですが、しかしながら県全体が、ここの地層が、そういう起きやすい地層になっていますね。そうすると、近隣の町村と、そういう協定を結んでいても、例えば増穂と鯉沢と結んでいても、増穂、鯉沢もそういう状態の場合は、これは手が付けられないですね。だから最大の、先ほどの死亡者、ケガ人のあれも最大を想定しています。最大のことを想定した中で、町もこの防災計画をつくったわけですから、その中で早急にやっぱりやっていかないと、計画はありますけれども、まだやっていませんでは、これはちょっと違うのではないかなと。ぜひ、早急にそういうふうな形をやっていただきたいと思えます。

次に移ります。4番の防災ボランティアの関係ですが、町は県社会福祉協議会、町社会福祉協議会等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動に対する情報提供、活動拠点の整備など、広範にわたる施策を展開して、ボランティアの育成に努めるというふうに、防災ボランティア育成強化計画という形になっています。

そこで、お尋ねいたします。

防災ボランティアの育成強化、この進捗状況はどのようになっていますか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

防災ボランティアについては、社会福祉協議会、あるいはボランティアグループ等、関連機関と連携する中ということで、育成をしていくということになってございます。防災ボランティアにつきましては、社会福祉協議会の中にボランティアセンターというものがございまして、そこと連携をしながら、ボランティアの要請をしていきたいと、このように思っています。また、県のボランティアセンター等の研修等もいろいろございます。また日赤の研修もございまして。また、先ほど地域防災リーダーというような研修もございまして、そこらへんの研修へぜひ、行っていただくようなことで、研修への参加を呼びかけていきたいというようなことで、対応しております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

当然、これは町と県が県社会福祉協議会、町の社会福祉協議会等々と連携してということに

なっていますから、町のほうでボランティアを抱えるということはないわけでしょうけども、ただ、やはり災害があったときのことを考えて、町内の皆さんにも、この防災ボランティアの登録をお願いします。また、そういう登録ができるような環境整備も必要なわけですね。そういうことは実際にやっているのかどうか。災害が起きた場合に、よく全国から防災ボランティアの方が来て、被害の救出まではしないわけですけども、後片付けやら何らや、そういうのをよくテレビで見ますね。僕はそういうことを言っているのではなくて、それも含めて、やっぱり地元として、ボランティアのそういう登録、それから環境整備、そういうものができているのかどうか。そこはどうなんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

ボランティアの登録につきましても、社会福祉協議会、ボランティアセンターを中心に登録の要請をしていきたいと、このように思っております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ということは、社会福祉協議会に丸投げということですか。町のほうでは考えていないということですか・・・連携してやっているということですね。今、なんか丸投げみたいな感じに聞こえたので、ぜひ連携してお願いしたいと思います。

それでは、次にお伺いします。

被災者がもし出た場合に、地域の方々は例えば自主防災会、それから例の避難の状況、それが町のほうに連絡が入ったり、また隣近所、助け合って、いろいろやるわけですが、外国人および観光客の対策があるわけですね。地理的に不案内な観光客、震災に対して知識が貧しく、平常時からそういう観光客、それから外国人に対しての基礎的防災情報提供、防災知識の普及を図るというような、これも載っているわけですけども、そこまでは、それはもう、住んでいるところでやっているわけでしょうけども、実際に観光客がここに来て、例えば温泉の場合だったら、宿帳書いたり、ある程度、人数も把握できるんでしょうけれども、例えば身延山に来て、今、お参りして帰る。そういう観光客、本当に分からないわけですね。どれだけの人数が今、現在いて、今、地震が起きたときに、その人たちには、何人いるか、分からないわけですけども、そういう対策、避難誘導等も含めて、対応対策、こちらのほう。それから外国人観光客に対する、言葉が通じなければ避難してくれということと言っても避難できないわけですね。何があったか分からないというふうな。地震が起きれば、それは外国人の方も地震がきたから、では避難しなければいけない。ただ、警戒宣言が出されただけでは、警戒宣言の意味が、その外国人の方が分からない。そういう、例えば通訳等の対応マニュアル、そちらのほうの整備のほう、また準備のほうはどうなんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

まず、観光客への対応でございます。町は警察とかJR、バス運行機関等の関係機関と相互に密接な連携をとりつつ、情報の提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努めるとい

うことになっております。また、町は避難勧告、または指示を行った場合に、身延町観光連盟、それから関係いたします観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難誘導や帰宅促進、観光自粛等の対応を呼びかけます。滞在期間が長期にわたるときは、また危険が予想されるようなときには、最寄りの指定避難所等、安全な場所に誘導し、保護をするということになっております。

また、外国人についても、やはり日本語が通じないということもございますので、やはりそこらへんの、事前のパンフレットの的なものがあればいいのかなと、今、考えております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

パンフレットも大事なんでしょうけど、そのときに、そのお国の言葉の分かる方が、通訳が、例えば最低英語だけでもいいですから、そういうことができるような体制をつくるほうが、僕は先のような気がするわけですが、ぜひ、そういう対応も、特に身延の場合は観光立町ということで身延山、そして下部温泉、それから西嶋和紙の里等、本栖湖も含めて、そういう観光地を抱えているわけですから、その中でやはり観光客にも、そういう警戒宣言が発令されたときに、俊敏に皆さんに周知徹底して避難していただき、また被害のないようにする。それも観光地の、私は務めではないかというふうに思いますので、ぜひ、そちらのほうの対応もお願いしたいと思います。

それでは題名3番、大地震発生時の災害応急対策について、そちらのほうに移らせていただきます。

今までは予知によって、警戒宣言が発令された場合について、お伺いしたわけです。しかしながら、たしかに現在、昔とは違って、その予知の技術が発展して、予知される可能性が大きくなったという、そういう時代ではございますけれども、実際に、すべてが予知できるかどうかという、非常にこれは難しい。逆に予知される地震のほうが少ないんじゃないかというふうな、私は気がしているわけですが、そうすると、突然くる突発性の大地震へのほうが心配なんではないかなというふうに思っているわけです。

警戒宣言発令においてのマニュアルも、当然あるわけです。しかしながら、マニュアルがあっても、突発に大きな地震がきて、この今、庁舎がぐらぐら揺れて、そうなった場合、実は私は新潟地震、それから宮城沖地震、震度6と震度5を経験しています。震度5以上になると立ってられないです。非常に恐怖感が出てきます。自分が何を考えているか、何をどうしているか分からないような状態、そんな状態にみんながなると思うんですよ。僕が地震にあったときに、震度6でしたけれども、たまたま弁当を持っていましたけども、避難して避難所へ逃げたときに、その弁当をしっかり握り締めていた。またトイレに入っている人が、ズボンを上げないで、そのまま出てきたという、そういうのを僕、見えています。みんな、そういうふうな形になるんじゃないかと思うわけですね。そうしたときの対応、対策、そちらのほうもぜひお伺いしたい。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

地震が起きた場合は、まず自分の身の安全をとということが重要でございます。安全な場所に避難するというのが、まず第一だと思います。そんな面では、防災のしおりにもございます

ように、安全対策10カ条というようなこともございますので、そこらへんを、ぜひ家庭での話し合いにさせていただければ、結構だと思います。

それから、突発的地震においても、役場の対応については、直ちに災害対策本部を設置することになってございます。全職員、全所属の参集を指示し、災害応急対策を実施することになっておりまして、連絡がなくても職員はとんでくると、参集することになり心がけていただきたいと、このように思っておりまして、どうしても遠い場合、あるいは交通遮断の場合は、先ほども言いましたように、各施設へ集合、また避難所で行って応急対策をする。あるいは情報の聴取をして、本部へ連絡するとか、災害情報の伝達方式を徹底していただくというようなことがございます。また、10月1日からテレビ、ラジオ等で緊急地震速報が発令されますので、これらの情報についても、ぜひ気を付けて、これらの情報を取るようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

私は今、緊急地震情報もあるわけですが、あれは本当に何秒前ですよね。ある意味で、さっき言ったように、本当に慌てることをちょっと静めると、その体制だと思うんですが、突発性の場合、マニュアルが当然あるわけですから、どちらにしましても、警戒宣言が出されましても、そのマニュアルの中で動いていただく。当然それと同時に、防災のしおりにあるように、10カ条ということで、各家庭でも気を付けていただく。これはもう、基本だと思うんですね。特に警戒宣言が出された場合には、町のほうもそれなりの地震が、もし不幸にも起きる場合でも、その間、1時間なり何時間なり、また何時かも分からないですけど、その間の時間の余裕があるわけですね。余裕がない場合、もう突発ですから余裕がないわけですね、そういうときの初動体制、これの根本は、私は被害状況、実際に起きるわけですから、そのときの被害状況の把握等を私は考えるんですが、町のほうではどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

当然、被害状況の把握はするわけでございます。災害対策本部でするわけでございますが、やはり職員からの情報、それから各区長さん、自主防災組織の会長さんからの情報、一般の住民からの情報、それから関係機関からの情報等、早急な情報収集に努めてまいりたいと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうですね。だから被害状況も含めて、基本はやっぱり情報だと思うんですね。被害状況の、次に移りますけども、被害状況等の報告計画の現状で、被害情報を初期段階と第2段階での収集とに定めていますね。被害状況を、例えば初期段階において収集するという事になっていますけども、その中で、突発的です、これはあくまでも、突発的な大地震がきた場合に、地震に関する情報、これはラジオ、テレビでしょう。火災の発生状況、これは消防団。死者、負傷者、それからライフライン、いろいろあるわけですね。災害最優先電話による収集、自主

防災組織からの情報収集、職員の登庁途中での情報収集というふうになっていますね。だけど、本当に大きな地震、例えば阪神・淡路大震災を思い出してください。あのくらい、高速道路が倒れて、壊滅的な、火事も起きている。そういうことがあってはならないんですが、もしなったら、災害時、最優先電話による収集なんて、できるんでしょうかね。これから防災関係者からの情報収集、たしかにラジオ、テレビもあるでしょう。電気が止まってしまいますよね。そういうときに難しいんじゃないかと思うわけですけども、どうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

各避難所において、NTTから災害用電話の設置も今、やっているところでございますので、そこらへんの情報収集もあります。また各地域においては、消防団に無線があります。防災無線の移動用の無線がいておりますので、そこらへんの情報をとるということも考えられるわけでございますが、いずれにしても職員は直ちに、自分の業務に携わるとともに、それぞれの持ち場で、自分たちの所属の情報を取り入れることに努力を重ねていくしかないと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

消防無線、たしかにあるんですが、ただ、他地区に関しては、僕、ちょっと分からないんですが、下部地区に関して、特にうちのほうは山間の中にあるものですから、消防無線が隣の山を越えた向こうのほうに届かない。例えば、災害があったときに、火事があったときに届かないで、非常に苦労しているという、実はそういう実態もあるわけですね。だから、消防無線がどこまで、周波数帯が違うからそうなるんでしょうけれども、どこまで大丈夫なのかということも、僕は消防無線を災害時に使うのであれば、それなりの段取り、そういうのをしておくべき、例えば身延の山奥のほうから発信して、こちらのほうでどういうふうに取りれるか。どこでどういうふうになるかということも、やはりそれなりの調査をしておくべきではないかというふうに思います。そういうことが起きてから慌てては、とても間に合わない、突発性の場合には特にそうですが、間に合わないというふうに考えております。

次の質問に移りますけれども、ちなみに町のほうで、バイクは何台所有しておりますか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

バイク、オートバイについては、所有はしてございません。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、総務課長とやりとりをさせていただいて、非常に僕、残念に思うところがあるわけですけども、情報収集、非常に大事、それは私も分かります。情報収集をしないと、次の手が打てない。例えば被害状況もそうですね、災害者がどこでどういうふうな形で、例えば生き埋めになっている方がいらっしゃるかもしれない。また、どこでどういうふうな、決壊が起きそうだとか、どうだということがあるわけですね。そういう情報を収集するために大事だということ

とは、それは今の答弁で、僕も同じ認識なんです。しかしながら、防災計画の中にあるではないですか。調査班による情報収集、これは出勤にあたっては、応急対策活動に支障等が生じるおそれがあるため、車両を使用せずオートバイ、自転車等を利用する。また広報時、広報車を利用する場合は道路状況、交通規制、それから通行不能状況等、把握し、できる限り車ではなく、オートバイを用いて広報を行うというふうに謳ってあるわけですよ。それで、町にバイクがない。そのときに、例えば職員の家へ行って借りてきてやるのかという、僕はそういう形になると思うんですけども、そのへんはどのように思いますか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

交通が遮断された場合、やはり徒歩か自転車であれば、参集もできないわけです。実際問題。参集をする場合に、遠いところの人は、自動車はやむを得ないと思うんですけど、近くの職員は徒歩か自転車かで、参集していただくことになっています。

オートバイについては、災害の現況、情報を収集するために、すぐとんでいかれると、交通遮断した場合、とんでいかれるという、効果的な面もあるわけですが、消防署とも連絡をとりながら、これらの体制をどういうふうにしていくか、これから協議をしていきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

何しろ、私はそのバイクがない、良い悪いは別問題ですよ。だけど、そういう計画の中に、そういうのを謳ってあるのであれば、それは当然、町のほうもそういう計画を策定するときに、その中身について、皆さんで協議をなさって、こういうふうにするべきだ、これこれこういうときはこういう、例えば災害が起きたときには道路が決壊する、通りにくい、そういうこともあるわけだからやるべきだということやっていくわけでしょうから、やはりそのへんを災害、本当に、さっきから何度も言っていますけども、いつくるか分からないわけですから、ぜひ対応を至急、やっていただきたい。バイクだって、今の話を聞けば、バイクではなくて自転車で職員が出てくることになっているわけだから、職員に、その自転車を借りて、それはだから休日の場合ですね。役場で、今あったら、自転車で来ている人がいなければどうするんですか。隣から借りてくるわけにもいかないでしょう。そのへんをもうちょっと、考えていただきたいなと思えます。

それでは続きまして、3番にいきます。

身延アマチュア無線クラブというのがないと存じあげていると思えますけれども、旧身延町との経緯を簡単にお願いたします。時間がありませんので。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

旧身延町地区では毎年、実施されました総合防災訓練において、アマチュア無線クラブというクラブがございますので、協力を得まして、防災訓練に参加いただいて、各自主防災会、あるいは消防団からの情報収集に努めていただいているわけです。現在、まだ身延町にはクラブ

が残っているようでございますが、必要に応じて要請はしていきたいと、このように思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

身延アマチュア無線クラブ、実は私もアマチュア無線をやっておりまして、その関係から、ちょっと話を聞いたところですが、すでに町に名簿を提出しているらしいですね。名簿の会員数は15人で、人命救助、人命救急等の日本赤十字社の資格も数名持っているそうでございます。会員が講習を受け、取得してあると。それで日赤の奉仕団としての活動も、すでに行っているということをお聞きしました。災害時のライフラインの分断被害を想定して、自前で発電機等の、先ほど言いました、ライフラインが全部切れてしまう、電気も電話も何も使えないということを想定して、自前で発電機を買って、装備もクラブで購入して、クラブコールも持って、毎週1回、先ほど言いました無線で遠いところと基地局を、お互いに無線で確認し合っているわけですね。コール交換といいますが、それをやっています。毎年、独自の災害対策訓練、これは町の防災訓練ではありませんが、そちらとは別に対策訓練もしているということです。緊急時、なんかあったときに、私たちは町を思う気持ちで、そういう活動をしていると。町にそういう届け出を出しているんですけども、アプローチがないと。そのために日本赤十字社への活動にウエイトを置かざるを得ない、そういうふうな、実は話を伺いました。

これは、すでに土台ができ上がっているわけですよ、そういう無線のクラブがあって。15人もいて。旧身延地区に関しては、いろんなところに会員がいて、常に連絡も取り合っているわけですね。無線で週に1回、コール交換をしているわけです。これは、まさにもったいないと思うんですよね。災害があったときには、町の宝になると思うんですが、防災計画の中で第7節に被害状況等報告計画の初期段階における被害情報の収集、これが謳われてあるわけですけども、これにはびったりくるのではないかなと思うんですけども、クラブとしての免許所有者の名簿も全部出していますから、そのあとの対応と、それから今後、どういうふうに町でやっていけるのか、そのへんを短めにお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

旧町時代は毎年、協力をいただいていたわけですけど、合併しまして、総合防災訓練がなくなったということで、アマチュア無線クラブの方には、この間、クラブの人に電話をしたら、代表者の方がおられますからということで、また町から協議をしていただければ、協定というか、今後、協力は惜しまないということでございますので、今後また、代表者の方と相談をしていきたいと、このように思っています。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうですね。そういう形の中で、やっぱり僕は進めていただきたいと思います。

1つだけ、町長にお伺いしたいんですが、そういうアマチュア無線局、今言った身延無線局はそうなんです、それはそうなんです、突発的に地震が起きたときに、例えば52号を通っている車、トラック、それが途中で寸断された。そうすると、意外とトラックを運転する方々、

無線の免許を持っていて、眠気覚ましなんでしょうけども、しゃべりながら走っている現状があるわけですね。それが全国組織でやっている無線クラブもあるわけです。それ以外にも無線のクラブがいっぱいあります。そういうものを、例えば町から発信して、そういう大きなクラブ、身延無線クラブも含めまして、町のほうで、そういう災害が起きたときの協力要請、そういうことをやれば、そういう大きな組織を持っているクラブは、すべて自分たちの、例えば山梨県に行けば何チャンネル、それから東京へ行けば何チャンネルと、全部、県によってチャンネルが分かっているわけですが、その中に災害時、例えば山梨県での災害に遭遇したときは何チャンネルに合わせて、協力しなさいというような、そういうことも、実は無線のクラブの中では確立されているんですね。そのことについて、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

今の松浦議員のお話し、大変、造詣が深いので、私どもも感動いたしておりますけど、おっしゃるとおり、要するに災害時のいろいろな通信の手立てというのは、衛星電話とか、いろいろな格好で、今、町もNTTをお願いをして進めております。各自主防災で連絡のとれるところはそれなりにとらせていただくわけですけど、アマチュア無線もありますし、要するに衛星無線もあります。今、おっしゃいました、そういうような、1つの組織、システムが利用できるとすれば、町としても積極的に対応していきたいと。その節にはひとつ、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。町長のそういう答弁を伺いまして、非常に心強く思っているわけです。阪神・淡路大震災を、これひとつのお話しなんですけど、多方面から検証、総合した結果、ライフラインが壊滅的な被害を受けたことによって、電話、ファックス、携帯電話、メール、これらが全部使えなくて、情報収集ができなかったという事実があったわけです。これはもう、どれを見てもらっても、調べれば、すぐ分かります。

情報が国、県なんかで、今、防災の専用無線、町長からも出ましたけども、ありましたね。それも被害範囲が広いために、情報が混乱して役に立たなかったという、そういう状況もあるんです。最終的には被害を受けた住民が役場とか、警察等の公共機関に歩いて出向いて、通報したと。通報された情報をもとにして、役場、警察がそこに行って、例えば災害者を助け出す。それから火事を消したとか、そういう救出活動を進めたという、こういう事実があるんですね。

その通報された範囲、これはどのくらいだと、僕もびっくりしたんですが、その警察とか、役場の半径1キロ以内ですよ。その半径1キロ以外の外の方、これ、全部あとから検証して、どこでどういうふうにして、情報を出したということ、全部阪神・淡路の、あの神戸で全部聞いたそうです。そしたら、半径1キロの外の情報は、役場とか警察に届かなかった。実際には、住民は出しているんですよ。出しているんだけど、人伝えだとかなんとか、混乱していて、届かなかったと。その情報が届かない地域では、倒壊した家の下敷きになったまま、救出されずに火事がありました。家が燃えていて、火が迫ってくるんだけども、誰も助けに行けない。それはもちろん、いろんなところで火災が起きたから、救助のほうも混乱していたんだと思

いますが、しかしながら、火災の被害にあって、亡くられる方が多かったわけです。

これが初期段階での情報収集の重要性が再認識されるような、あのときの大震災の検証結果だと思っんですね。あのような大きな被害が、この本町で起きないことを願うところではございますけれども、先ほど申し上げましたように、備えあれば憂いなしと申しますけれども、本町においても、まず情報収集の確たるシステムの確立を望むところでございます。

先ほど、町長から身延アマチュア無線クラブも含めて、そういうものに取り組んでみたいというふうなことをいただきました。身延アマチュア無線クラブのほかにも、猟友会の方々も無線の資格を持っています。それから先ほど話しました、仕事で利用しているトラック、それから、ほかの仕事でも利用している方も結構いらっしゃるんです。それから、それ以外に愛好家として持っている方、そういう免許を持ってやっていたらっしゃる方、多くいらっしゃいます。また、それと同時に、一番僕もびっくりしたんですが、役場職員の中に、ものすごく多くいるということなんです。役場職員も含めて、また町内の中で無線をやっている方々、これを利用して、協力していただいてやる。これがやはり、まさに町長がおっしゃる、ともに働く、協働ですね。これが、その防災につながる最高のことだと、私は思っています。

ちなみに南アルプス市では、すでにこのシステムが確立されていて、協議、それから訓練等もされています。甲府市でも今年の9月、被害状況を把握するためにということで、このアマチュア無線を活用するということを表明しました。今、無線の資格者への協力要請を甲府市では進めていると、そういう話を聞きました。

今、話しました防災のことにに関して、木に例えますと、幹と枝があっても、葉っぱがなければ木は育たない、これは誰でも知っていることなんです。災害でも、国、町、県、いくら対策があっても、正しい情報が入ってこなければ、その次の段階に進めない。葉っぱがない木と同じになるかと思っます。ですから、本町におきましても、リアルタイムで正確な情報の収集に向けた対策、先ほど、町長も約束していただきましたので、防災意識の高い町、災害に強いまちづくり、これに向けて、ぜひよろしくお願ひしたいと思っます。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で、松浦隆君の一般質問は終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結いたします。

何か寒さの厳しいためなのか、皆さんだいぶ疲れておりますようでございますので、ここで暫時休憩いたします。

開会は2時15分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は、通告5番は渡辺文子君。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は3点について、お尋ねをいたします。

まず1点目、後期高齢者医療制度など、高齢者の医療制度についてということで、制度と対策についてお尋ねをいたします。

私たちは焼け野原だった日本を、必死に働いて復興させた世代です。後期高齢者医療制度を知ったとき、その私たちが今、国から捨てられようとしていると思いました。悔しいと、78歳の男性はそう言って、声を詰まらせました。後期高齢者医療制度の実態が知られるにつれ、この制度への危惧と批判の声が、急速に広がっています。11月4日現在、10の県議会を含む全国の281自治体の議会で、制度見直しなどを求める意見書が可決をされています。政府与党も一部凍結を打ち出さざるを得なくなっています。来年4月から始まる、この制度は変更があったりして、なかなか理解しづらいという問題もあり、難しいとは思いますが、周知徹底はどうされているのか、お尋ねをいたします。

日本共産党山梨県委員会は、11月7日、県民要求実現運動実行委員会が加盟している20団体とともに、横内知事に対し、501項目の平成20年度の予算要求書を提出しました。知事部局への説明のあと、福祉保健部と交渉しました。後期高齢者医療制度が来年4月1日から施行される予定だが、問題点が多く、中止・撤回するように政府および関係機関に要請してほしいと要求しました。県の担当者は国の制度であり、中止・撤回は困難としながらも、衆議院での審議で日本共産党議員の質問に対する政府答弁を紹介し、保険料減免のために地方自治体が一般会計から繰り入れることは、制度的に可能であることを述べましたが、本町ではどう考えていられますか。低年金、無年金など、年金から天引きできない方たちが滞納した場合、80歳や90歳の方たちからも保険証を取り上げるのですか。高齢者の健診はどうなるのかと心配をしましたが、昨日の説明ですと、実施するということですが、この確認をお願いいたします。

後期高齢者と74歳以下の人の診療報酬が別立てとなり、複数医療機関で受診の是正、検査、投薬の制限、在宅、看取りなどを推進するとしています。医療にお金がかかる後期高齢者には、なるべく医療を受けさせず、終末期は病院から追い出そうというものです。包括払いにし、保健医療に上限をつける医療報酬が検討されています。これでは安心して、医療も受けられません。国の決めた制度ですが、現場で実行し、住民から真っ先に非難を受け、苦境に立たされる町として、どう考えますか。

以上4点について、お尋ねいたします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

まず住民への周知の関係でございますけど、これにつきましては、先の広域連合議会におきまして、やはり質問がございました。どのようにするのかということで、今、広域連合のほうで、パンフレットをつくっております。そのパンフレットを、これからは、それも分かりやすいというふうなことで、それを県内、つまり身延町では、町を通して、住民の方にそれを配布する予定になっております。すでに町でもできる範囲で、広報も活用して、今現在、周知を図っているところでございますけど、なお、これからも周知をしていきたいと思っております。さらに、やはり広報だけでは分かりづらい部分もございます。高齢者の皆さんでございますから、これ

から1月、2月、年が変わりまして、それぞれ老人クラブとか、それぞれの集まりがあるときには、出かけていきまして説明会を。そのことを今、担当とは話をしております。やはり顔を見ながら説明していく。そんなことを、今、考えております。

それから2点目でございますけど、保険料を引き下げる、これはあれですね、私たちの、先の関係で、もう一度、確認させていただきませうけど、共産党の、これは国会での予算審議での質問で、保険料を下げるために一般会計からの繰り入れが可能と国会で答弁がされた。10月24日の衆議院厚生労働委員会、10月25日の参議院厚生労働委員会の関係ですね。一般会計からの繰り入れを行うといった方法により、都道府県および市町村で議会の議決等の手続きを得た上で、独自に保険料の減額を行うことを妨げるものではないというふうなことで、法令上は問題ないというふうな認識がされたという点についての答弁でございますが、これにつきましては、今回も保険料の決定について、それぞれ先に説明をさせていただきました。それぞれ後期高齢者75歳以上の方々に10分の1を負担していただく。それも過去3カ年間の、これまでの医療費の動向、それから今後2年間における医療費の動向等を見ながら決定されたということで、新聞でも常に掲載されてございますけど、県内における単身世帯、1人の場合の年金者、201万円の場合は6万5,900円というふうなことで、山日新聞にも載っております、この部分については全国で13番目に低いというふうな報道もされているところでございます。さらに所得に応じまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減の部分も話をさせていただいたところでございます。

それで、町で国会の答弁における一般会計からの投入をどう考えているかということで、今ご質問がございましたけど、今朝、新聞を見ていただいたでしょうか。今、全国的に、やはりこの医療問題、例えば国保、あるいはそれぞれの上下水道等を始めまして、連結赤字の状況が今朝、新聞に出ているところでございます。国保自体も非常に厳しい状況の中で、では1つの財布の中でどうするんだと。その中で、最終的にまとめられたのが左の上でございます、それぞれの、今、公立の保育園を民間にするとか、それぞれの全国的な市長の考えが掲載されておりました。

先ほど、また話をもとに戻しまして、後期高齢者の関係も平成20年4月1日から、いよいよスタートをいたしますけど、今度、このスタートをして、1年、あるいは2年の経営状況を見ながら、またそれらが論議される問題ではないかと思っております。また、私たちも事務担当として、今、議員さんがおっしゃられたようなことも、また課中で、それぞれ話し合いができる場もあると思っております。

以上、そんなところで答弁に代えさせていただきます。

それから3つ目は、健診でございますけど、これも制度改正によりまして、75歳以上は広域連合議会の義務になっておりますけど、これにつきましては、各市町村とも、これまでの取り組みがバラバラでありまして、健診自体の費用、これも保険料に跳ね返る部分がございます、論議をする中で、これを各町のそれぞれの中でというふうなことで、山梨県における連合議会の中からは外れまして、各町でしていくこととなります。

過日、説明させていただいたとおり、町で75歳以上の方の健診については、従前どおり無料で実施していくところでございます。

それから4点目でございますけど、先ほどの件ですけど、包括払い、ちょっともう一度、どのようなことでしょうか。4点目。

○13番議員（渡辺文子君）

4点と言ったけど、本当は5点あって、低年金、無年金の、年金から天引きできない方たちの保険証を取り上げるのかという、それが3点目でした。無年金者とか、滞納した場合には、今までの制度だと、保険証は取り上げられなかったけれども、今度は保険証を取り上げることができるというふうになっていますよね。滞納した場合に、それがどうなるか。

○町民課長（渡辺力君）

基本的にはそれぞれ、今回の制度、先ほど言った7割、5割、2割負担で、一番少ない方ありますと、均等割、年額1万1,613円。これがかかっていくわけですけど、これが払えない人というふうなことで、よろしいでしょうか。

この所得も今、考えられているところが、168万円以下の方がそれに該当するわけですけど、本当に所得がない人が納められない場合は、そのことも出てくると思います。また、先ほどの連合議会の中でも、これは一律、取り上げるのではなくて、それぞれ調査をして、その状況に応じて取り上げる人。また、猶予する人、それぞれ相談をしながら、きちっと対応していこうということと答弁もされておりますし、これも町と協力して、判断していく。

過日、議員さんが1人、やはりこれと同じようなケースで紹介がされましたね。あのよう、私たちも、それぞれ、その家庭の事情により、ひどい人によりますと、前の国民健康保険税が非常に溜まってしまって、ようやく病院に入ったんだけど、病院の費用さえ払えない。それも滞納が積み重なっていたような状況で、やはりその時点で、その収入がどうなのか。それぞれ福祉担当とも、また病院関係とも、それぞれ関係機関と、きちっと対応していくというふうなことで、保険証の取り扱いも従前どおりしていきたいとしますので、また、議員さんが相談されるのであれば、ぜひ町民課のほうへ相談いただければ、適切なる対応をしていきたいと思っております。

そして包括払いというのは、どういうことですか。

○13番議員（渡辺文子君）

病気になった場合に、この病気はこれだけですよという枠が決まっているんですね。75歳以前の人たちは、その制度ではないから、検査にしても薬にしても、それ以上かかってもできるんだけど、その包括払いだと、もう枠が決められてしまっているから、それ以上、必要だといった場合には、病院の持ち出しになってしまうんです。そうすると、病院は儲からないから追い出しをしたりということになってしまうんですね。そういう制度が今回は、この制度の中にあるので、そうすると安心して、医療を受けられないということになるんですね。

○町民課長（渡辺力君）

私も今の点は、ちょっと勉強不足で申し訳ございません。なお、ここでは答弁を差し控えさせていただきます。私もまだまだ研究不足というようなことで、これにつきましてはまた、研究をいたしまして、また議員さんのほうと、どのような状況になっているということで、お知らせしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

もう4月から制度が始まるということで、一部の手直しというのはありますよね。例えば、私がこの前、問題にしたように、今まで扶養になっていた方で、保険料は扶養の子どもたちが

払っていて、保険料は自分が負担しなくてよかったけれども、今度はそういうのが全部切り離されて、75歳になったら全部、保険料を払わなければいけない。今まで扶養になっていた人たちも払わなければいけないから、それは大きな負担になるということと言ったんですけど、それもやっぱり一部変わって、社会保険の場合には延期になりましたよね。だけど、国保の場合には、それはそのままということですよ。制度が。そういうところなんか、今、誤解している方もいらっしゃるって、自分たちも今まで扶養になっていたから、国保で。払わなくていいんじゃないかみたいな誤解がかなりあると思うんですね。だから、それを丁寧に、本当に分かりやすく、説明をしながらしていかないと、4月になってから、「えっ」と、絶対そういうふうになると思うので、実際に引かれてから。そういう意味では丁寧な説明ということを、ぜひ、していただきたいというふうに思っています。

それから2点目ですけども、そういう国会答弁の中で、本町ではどうするのかということなんですけど、財政が厳しい中で、やっぱり大変な負担だとは思いますが、やっぱり、この町に住むお年寄りが安心して住んでいられるためには、特にこの本町においては、低所得者層が多いということで、それは十分考えて、市川三郷町のほうでは検討をしますというような答弁だったそうなので、ぜひ検討していただいて、前向きにお願いしたいと思っています。

それから3番目の低年金、無年金、所得の低い方ですよ。月々1万5千円以下の方たちは、窓口で支払いをしなくてははいけないではないですかね。年金が1万5千円。それだけで、本当に生活している人たちもいらっしゃるという話も聞いているんです。だから、いろんなことを節約する中で、子どもには迷惑をかけたくないということで、本当に必死で頑張っている方もいらっしゃるって、そういう方たち、もちろん法定減免というのはありますけれども、1万5千円以下の方たちで、法定減免にしても介護保険もあるし、ほかのこともあるわけですから、十分それも考えながら、80歳、90歳の方たちから保険証を取り上げるようなことは、絶対ないような対策をしていただきたいと思っています。これもぜひ、約束をしていただきたいなというふうに思っています。

健診なんですけど、これは後期高齢者医療制度の特別会計の中で、町からお金を出してやるということで理解していいですかね。今までどおり、やるということは、

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

そのとおりです。国保会計のほうで行っていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

5点目の包括医療のことについては、まだ答弁できないということなんですけれども、以前、質問をしたときに、町長は制度が始まってみないと、なかなか、どういうところがどうなのかということが分からないと、そういう答弁だったと思うんですけども、やっぱり今、本当にいろんな意見書があがっていたり、本当にお年寄りが困ったと、最初に言ったように、戦後一生懸命働いて、私たちが本当に国から捨てられるというような制度だと思っている方がいらっしゃるという、この制度をやっぱり早く、きちんと勉強して、早い対応をして、お年寄りが困らないような制度にしていきたいというふうに思いますが、総括的に、最後に町長に

お答えをお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

今回の後期高齢者の医療制度というのは、国保会計が本当に瀕死の重傷みたいな格好でもって、喘いでいるということがひとつ、この制度を設けようということですから、こちらへんはご理解を頂戴いたしませんと、要するに大家も駄目になるというようなことになれば、軒先もおかしくなるということでございますので、このところは正直なところ申し上げて、国保の国保会計全体のことでお考えをいただきたいと思います。身延町も国保会計、県下では早川町に次いで2番目ということで、医療費がずいぶんとかかっているわけでございます。

ですから、国保の制度がおかしくなるというのは、これは竹中さんとか、小泉さんは意図的に、そういうことを考えているかどうか知りませんが、改革の中でもって、やはり、この国保を潰そうというような、そういう意図が見えるのではないかと、まわりからの話もあるわけでございますけど、アメリカは日本の国保を潰そうというようなことでやってきているのではないかと。ともかく、ちょっと脱線しますけども、郵政民営化もやっぱり、そういう格好で、保険会社とか、そういうような形でやってきているわけなので、見事にそういう推測が当たったような格好なんですけど、国保の状況もそうだと思うんですけど、今、この国民皆保険をおかしな格好にしてしまったら、日本は成り立たないと思うんです。

ですから、そのことを、システムとして最良の方法かどうかは分かりませんが、まず後期高齢者でもって、75歳以上の方を分けていただいて、そしてやっていこうということで、始まったことでございますので、このシステムが、要するに予測どおりに機能していくのか、いかないのかというのは、僕らもまだ、正直なところを言って分かりません。介護保険が平成12年にスタートしたときには、介護保険がスタートしたことによって、国保会計とか、老人保健というのは軽減をしていこうと思ったら、それは予測どおりにはならなかったということで、かえって、この老人保健が結構、膨らんできたというような経緯がありますので、この高齢化が本当に急速に進む中で、このことは大変、難しい問題だと思うんですね。ですから、どこまでご面倒をみてあげられるのか、このところが町としても大変厳しいところでございますので、ご存じのように、連結決算でもって、午前中にも話がありましたけど、とりあえず、いろいろな面で財政が大変厳しいときでもありますので、今回のシステムがきちっと機能をするような格好で、私どもも考えたいと思いますし、また低所得、無年金の方とか、そういうような方に対する配慮というのは、それなりに考えなければならぬと思っております。

ただ、今日、具体的にどうだといわれても、なかなか難しい面もありますし、前に自立支援法でもって、渡辺議員も結構、いろいろな形で、要するに制度がうまくないんだとおっしゃっていましたが、僕もそのときには、やはり制度自身がうまくないよというようなことで、これは変えていってもらいたいということで、国のほうも変わってまいりました。ですから、今回の後期高齢者の広域連合の制度が、やっぱりスタートしてみて、これはまずいなということがあれば、国としても、やはりその制度を見直さなければならぬと思いますけど、ここらは単町の、私どもがなかなか、力の及ばないところでございますので、対症療法ですけど、それなりに出てきたことに対して、きちっとした対応はさせていただきたい。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

3回ですので、2問目に移りたいと思います。

住民の足の確保についてということで、デマンド交通システムの実施についてお尋ねをいたします。

地域住民の足の確保、とりわけ交通弱者のための公共交通機関は、早急な対策が求められています。最近では病院でも送迎をしてくれて助かっていますが、受診したい曜日が合わない。帰るまでに時間がかかるなどの声も聞いています。町の催しにも行きたいけれども、足がなく行けない、早くなんとかしてほしいと言いながら、亡くなってしまった方もおられます。外出ができず、家に閉じこもらざるを得ない高齢者や、身障者の方たちがたくさんいます。家族の皆さんの負担も大きいものがあります。

ITを活用したデマンド型乗り合いタクシーは、平成14年1月に運行を開始した福島県小高町をはじめとして、平成17年3月には、全国で16の地域に広がっています。自宅のドアから目的地のドアまで運行するので、高齢者や障害者の利便性が高い、デマンド交通システムについて、9月議会で230万円のデマンド交通システム導入事前調査業務が議決をされ、実施が待たれるところですが、その後、どういうふうになっていますか。お答えください。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

調査ですが、12月はじめに調査は終わっております。75歳以上の世帯主、2,140人、そのうち、みのぶ荘、しもべ荘の入居者を除きまして、2,003人にアンケート用紙を送付して、デマンドについてアンケートをもらいました。1,051人から回答がありました。52.5%の回収率になります。

この中で、回答者で自動車を運転する人が40.9%。運転しない人が59.1%ありました。アンケートの一部ですが、通院の場合、飯富病院が35.4%。身延山病院が27.8%。そのほかに町内の病院5.3%。下部病院が4.3%で、町内全体では病院へ72.8%の方が通っております。通院の交通手段ですが、自分の車と家族の車に乗ってということで、54.3%の人が自分の車で通っております。それから、路線バスでの通院が10.8%。タクシーで通院している人が6.6%ありました。

現状の交通機関の利用者で、最も不満が多いというのは便数が少ない、これが30.2%。必要な時間帯に運行していない、9.6%。自宅から停留所が遠いということで、7.8%。行きたい方面に路線がない、7.6%。新しい交通システムということで、デマンド交通を利用するかどうかということでアンケートがありますが、その中で回答があった777件についてみると、利用する人が40.5%。利用しないという人は13.9%。今は利用しないが、将来は利用したいという人が41.1%という結果で、利用すると、将来は利用したいを合わせると86.1%が利用したいということになっています。デマンド交通システムの必要性について、必要と思うかという質問がありますが、この中で88.7%という、圧倒的多数の町民が新しい交通システムの必要性を認めた数値となっております。

これについては報告会ということで、年明けの1月10日、デマンド交通の報告会と、福島大学、先ほどのデマンド交通をはじめた奥山先生を講師に招いての研修会を予定しておりますので、議員の皆さんにもご参加のほどをお願いしたいと思います。

今、そういう状況です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今、アンケートの集計結果をお聞きしたんですけども、今、54.3%の方が自分の車で病院なり、出掛けていらっしゃるというふうに思いますけども、75歳以上の方にアンケートをとったということなので、あと何年、運転できるかなど。運転できても、なんか怖いかなということを見ると、やっぱり足の確保という意味では早急に、これは実施していただきたいと思っています。

実際、この制度は町にとっても交通対策費用の削減。それから住民にとったら、単なる交通機関ということだけではなくて、そこに行って、その知り合いの方たちとおしゃべりができたり、それから閉じこもるのではなくて、外に、いろんなところに出かけられて、いろんな活動ができるということ。それから、そのお年寄りだけではなくて、地域の足の確保もできる。それから、たぶんそうなると、町単独ということはないと思うので、地元の今まで、バスとかタクシーとか商工会とか、そういう方たちに協力していただいて、そういう制度をつくると思うので、そういう方たちの、少しでも生活の糧になると。そういうことで、地域の活性化に結びつく。特にお年寄りなんかは、本当に生きがいを見つけて、元気になれるということで、小高町とか、それから富士見町ですね、一番近くは富士見町の方にもお聞きしたんですけども、タクシーを呼ぶと本当にお金がかかるんだけど、300円で行きたいところに行って、買い物もして、重い荷物を持って帰ってこられるということで、本当に喜んでいらっしゃる話を聞きました。ただ、3台しか、今、ないので、それがちょっと、今後の問題でということで、課題もあるようなんですけども、お年寄りには、医療費、それから介護保険の軽減にも、私はなるのではないかなと思っていますので、とりあえず、できるところから進めていく中で、やっぱりお年寄り、それから障害を持つ人たち、それから地域の活性化ということでは、小学校のスクールバス、それから保育園のバス、それから福祉バスですね、そういうものをトータルして、本当に住民の足の、文字どおり足の確保というものに、私はなるのではないかなというふうに思っていますので、とりあえず実施を早くしていただいて、そしていろんな改良も加えていく中で、住民の要望に答えていけると思うので、とりあえず、さっき私、最初に言ったけれども、本当に行きたいんだけど、足がないと言った方がもう亡くなっていらっしゃるということを見ると、早く、むしろ立ち上げていただいて、少しでも元気でいていただくためにも、こういう制度を立ち上げていただきたいと思うんですけども、目処をどのくらいに決めていらっしゃるのか、そのところをお聞かせいただければと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

先ほどの、乗り合いバスということになりますので、タクシー会社さんが事業申請をあげなければなりません。乗り合いの許可をもらうというような、それがやっぱり2カ月くらいか

るというふうなことで、いろいろ検討していきますと、来年、一番早くて、できるのが、来年10月1日が一番早い時期ではないかと思います。6月ごろから、試験運行できればというふうなことで、検討しているところです。なるべく早く、事業を開始したいと思っておりますが、以上、そんなような状況になるかと思えます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

6月ごろから試験運行で、お年寄りの足の確保ができるということなんですけども、もちろんあれですね。中富は結構、バスがぐるっとまわれるような道路なんですけども、下部にしても、身延にしても、山の中まで入って行って出てくるというようなところがすごく多くて、そういう方たちが実際に困っていらっしゃるという現状があるんで、そういう方たちのところにも行けるような制度にしていけないと、せっかく立ち上げていただいてもと思うので、そういうところまできちんと、ぜひお願いしたいんですけども。そういうふうに、最初から考えていらっしゃるかどうかということで。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

身延地区の三山というところは、大袋、大崩、椿、袋とかというところですが、行って帰ってくるのに、大体40分から1時間近くかかるということで、下部の八坂、あと大山とか、ちょっと時間が、往復だけで1時間近くかかるというところについては、実際の話、今回のデマンドのルートから、ちょっと外れるということが考えられます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

3回ですので、そういうところにもぜひ行っていただきたいということで、当初は無理にしても、そういう方たちがいつか来てくれるという希望を持っていただけるように、ぜひお願いしたいと、要望をします。

3点目ですね。地域の活性化についてということで、過疎対策について伺います。

総合計画に今後も少子高齢化が進行し、人口の減少は避けられない状況が見通される。定住人口を確保していくことが、まちづくりの基本的命題であるとあります。本当に、そう思います。

山梨県の資料、身延町の人口移動、移動理由別移動状況という表がありまして、その表を見てみましたときに、16年11月1日から17年9月30日の1年間で、町外に転出している人が431人。月に36人ですね。それから17年10月1日から18年9月30日の1年間で537人。月に45人の方が町外に転出をしています。これを見たときにも、本当になんというか、悲しいというか、むなしいというか、もったいないという気持ちになりました。

その中で、その理由なんですけれども、就職とかして、就学、卒業、転勤、転業、転職、廃業、退職、交通事情、施設関係、その他ということがあるんですけども、一番たくさんあったのが住宅事情ということなんです。2年とも。それと、2番目が縁組関係ということなんです。それで、この2つからして、何が今、本町において、過疎対策において求められているの

かなということ考えたときに、やっぱり結婚して住んでもらう、住宅とか、それから少子化対策ということが一番、求められているのではないかなと、この表から見て、私は考えましたけれども、町でもきつと、こういう動向を見て、なんとか人口流出に歯止めをかけたいということで対策を立てていると思うんですけども、どういう対策を立てているのかということも1点、伺います。

今朝の一般質問の、同僚議員の質問の中での答弁でも、学校としても成り立たなくなっているぎりぎりのところなんだという、本当に切実なお話がありましたけれども、今なんとかしなければ、町として住民に対しても、希望が持てる状態ではないんではないかなと。だから、今なんとかしなければいけないんではないかなという、私は思いをしています。もちろん人口減少に歯止めをかけるということは、本当に難しいことだとは思いますが、本当に今、ここで対策を立てないという思いで、いくつか質問を用意してきました。

まず一番最初に、少子化対策ということで、町の宝である子どもたちを安心して、産み育てられるよう、妊婦健診への補助をはじめとする、きめ細やかな少子化対策ということが必要なんではないかなというふうに思います。やっぱり少子化対策って、若い親たちは経済的なことが一番ネックになって、今、いると思うんですね。そういう意味では、子育て世代への経済的負担を軽くする政策で、出生率を上げるしかないのかなと。現実には、そういう政策で成功しているところもありますので、みんながみんな、少子化を心配しているわけではなくて、全国には出生率がアップしているところもあるわけですから、そういうところから、きちんと学ぶものは学んで、この町では何ができるのかということを考えるべきだと思います。

出生率を上げているというところの中で、妊婦健診、14回が理想だということで、14回の妊婦健診の無料化をしているところ。それから中学卒業まで、医療費の無料化。それから保育料、幼稚園費の軽減、教育費の軽減とか、いろんな制度がある中で、今厳しい、本町の財政の中で、今、何をしなければいけないのか、何ができるのかということをやったり、しっかりと考えながら、対策を立てていかなければならないと思います。

そういう意味では、よそと同じことをやっていたんでは、やっぱりアップにはつながらないんではないかなと思うので、目玉というか、子育てをするんだったら身延町でと思えるような、そんな政策が私は必要ではないかなというふうに思います。

そういう意味では、今、子育て支援って、子育て支援課がありますけれども、子ども、やっぱり産むから育てるまでトータルに考える、そういう課が必要ではないかなというふうに思います。子育て支援だと、本当に保育園と学童保育だけですよ。だけど妊婦健診から始まって、トータルに子どもたちにとって、どういう環境がいいのか。どういう政策がいいのかということを考えるには、そういう母子福祉まで一緒になった課が必要だと私は考えますが、それについてどう考えるのかということが2点目。

そして、町としては子育ての支援対策としては、今何をやっているのかということ、3点ですね。

それと、もう一つ。定住人口を確保していくという意味では、今まで質問にもあったんですけども、集合住宅がまず必要だということとか、それから分譲は計画をしているらしいですけども、やっぱり集合住宅はある程度の歳になってしまうと、出ていってしまうという可能性もあるので、やっぱり人口が多いところのいろんな政策を見てみると、分譲をして、そこに定住をしてもらうという政策で、人口を増やしているというところがあるので、その分譲の対策と

いうこと。それから空き家対策ですね。これは前にも質問しましたがけれども、これについて、これまでどういう対策を立てているのかということで、質問をします。

・・・流出を止めるための対策はなんか、とっているのかということですね、1点目。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

人口流出を止めるための、具体的な対策と言われてますね、1番目。具体的な対策と言われても、宅地とか定住促進に関する条例で、祝金の支給とかというようなことぐらいしか、今のところやっていないとか言えないんですけど。

2番の課を新たにつくるということを考えていますかということですが、今、行政改革の中で機構改革とか、いろいろ見ている中で、新たに課を設けるとことは考えられていません。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

少子化対策の関係で、子育て支援課は保育所の関係、あと医療費の関係、母子医療の事務をしているわけですけども、保育所の関係につきましては、私立の保育所では本当にいろいろな保護者の要望に応えていただきまして、いろいろ事業をしておりますし、町立保育所につきましても、今のところ何をしているかということでもありますけども、保育所の早朝、それから延長保育、一時保育、それから乳児の生後6カ月からの保育。送迎につきましては私立だけですけども、公立はしておりませんが、保育所につきましては、そういうふうな保護者からのニーズに、できるだけ応えていきたいということで、いろいろ実施をしております。

学童につきましても、今年からは学校が休みのときは、すべて学童で面倒を見るというふうなことで、夏休み・冬休みの長期にわたり、1日の学童保育も実施をしてきたところであります。

よそと比べてということになると、今のこういう時代ですから、どこの町村も競争のようにといいですか、みんな要望に応えながら実施をしておりますけれども、特に身延としての特別なことになれば、もちろん財源が許せば、医療費を無料化、あるいは保育料も無料化というふうなことになろうかと思うわけですけども、なかなか財源といいですか、そのへんが伴いますので、思っているもののなかなかできない、軽減で、抑えていただいております。まだ、軽減の含みもありまして、さらに軽減をというふうなことも、担当とすれば考えておりますけれども、また、できるだけ軽減するように努力していきたいと、こんなふうに思っているところであります。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

子育て支援策ということで、先ほど定住促進に関する条例で、結婚祝金の支給、出産祝金の支給、就職奨励金の支給、それから長寿祝金の支給を今、やっているわけですが、これは現在、20年度に向けて、もう一度、先ほど提案されたようなことも含みながら、検討してみたいと思っております。

それから集合住宅につきましては、今、柿島団地を造っている最中です。それから宅地分譲

につきましては、梅平の宅地分譲に向けて今、準備をしているところです。来年度には分譲できるようにしたいと思っております。

それから空き家対策ですが、空き家の調査を、各隣保長さんをお願いしまして、空き家があるかどうかを調査しました。447件が空き家ということであがってきました。実際にはまだ、このほかにもあるかもしれませんけれど、報告があったのは447件。その中で、電話で、ここは使えそうというようなところを目処に、貸してもよいかということで、話をしまして、14件の承諾をもらっております。

ただ、住宅の賃貸には借り手がお金を払わない場合とか、入る前と入居後の家の修繕はどうするとか、入るにつきましては住宅のまわりの改修費用とか、やっぱり出てくるというようなことで、いろいろ解決しなければならない問題が多数ありますので、今、宅建協会とも相談しながら、来年4月1日には空き家バンクみたいな形で、空き家を利用できるような形にしていきたいと思っております、準備をしているところです。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

子育て、少子化対策ということで、学童保育とか、それから医療費は県より少し進んでいるところがありますよね、就学前までという。それくらいで、本当に目玉というような、本当に子育てをするんだったら、身延町へ呼べるようなそういうものが、今はないんじゃないかなというふうに思っています。

さっきおっしゃったように、課を増やすつもりはないとおっしゃったんだけど、今、ここでそういうふうに、少子化対策をきちんとしないと、本当に大変なことになるんじゃないかなというふうに思うんですね。だからそういう意味では、町の宝である子どもたちを、きちっと増やして定住してもらうための対策を立てなければいけないのに、やっぱり子育て支援課と母子福祉のところが別々になって、もちろん必要があるときには連携をとるんでしょうけれども、トータルにやっぱり、子どもを産み育てる意味では、課を1つにしないまでも、もし、それができないんだったら、もっと綿密なやり方を考えなければいけないんじゃないかなと思います。

そういう点では、これは町長にお聞きするしかないと思うんですけども、やっぱりいろんな施策がある中で、この町独自で取り組む、やっぱり豊かな自然の中で、子どもたちをのびのびと育てたいという方もたくさんいらっしゃるというふうに思うので、そういうところに少子化対策がきちんとできていけば、私は若い人たちも移り住んでもらえるんじゃないかなと思っていますので、それを町長に、今後どういうふうにする予定があるのかどうなのか、少子化対策についてはどういうふうにするのかということが1点と、それからもう1つ、先ほど、人口流出のところに関連するんですけども、私たちと同じ世代の人たちと話をしているときに、今、本当に生活が大変で、税金も上がったし、みんな本当に四苦八苦な生活をしている中で、子育てをしているんですね。

そういうときにやっぱり、本来どこに住もうと自由なんだけれども、役場の職員の方たちが町外に住んでいるのが多いという話を、かなりたくさんお聞きをしているんですね。そういう意味では、私もそうかなと思って、よく考えてみたら、例えば、その方たちには通勤手当も出ていますし、それから例えば、家を建てた場合には固定資産税、住民税、所得税がそっちのほ

うに落ちるわけですから、いろいろな事情があったり、それからなかなか土地が見つからないとか、本当にその家にはその家の事情があると思うんですけども、住民がおっしゃることも、私は一理あるなというふうに思っていますので、さっき職員が247人いる中で、どのくらいの方たちが町外から通勤しているのか。本当に流出、さっきも言ったように、もったいないと思っている、本当に住民と一緒に協働して、この町をいい町をつくっていかねばいけないと、私は思っているんですけども、そういう職員が町外からというのは、ちょっと住民が言うこともなるほどなというふうに思うので、ちょっと、何人いらっしゃるのかということもお聞きしたいと思います。

それから今朝からの質問の中で、適正配置のことが問題になっていました。さっきも言ったように、本当に学校経営はぎりぎりのところでやっているという話も出て、本当に皆さん、大変な思いをしているんだなというふうに思って、旧下部は古関小学校、中学校が統廃合されたということで、いろんなことがあったんですけども、やっぱり統廃合をすると、その地域に核がなくなってしまうという、そういうところがあって、どういうふうに考えたらいいのかなと。この問題は難しく、やっぱり親御さんたちのことを思うと、競争力がなくなるとか、それから集団性が身に付かないとか、そういうことを考えると、やっぱり統廃合という選択肢も仕方がないのかなというふうに、私も悩んでいたんですけども、ちょうど10月22日の毎日新聞ですね、そこに複数校連携で教育効果を上げているということで、新聞記事があって、本当にこれは、この町の問題でもあるんだなということで、ちょっと目に付いたので、地域の活性化の、これは問題なんですね。少子化や過疎化で小中学校の統廃合が全国的に進む中、児童の少ない小規模校が統廃合の道を選ばず、教育観を上げようと工夫を凝らしているということで、岩手県の宮古市の山間にある4つの小学校が週1回に合同授業を行って、競争意識が弱いとか、集団性が身に付かないなどの弱点を克服しようとしているという、記事がありました。

その教育長さんが、どの小学校も130年の歴史を持ち、地域コミュニティーの核となっている。教育長として、これまで6つの学校の統廃合を進めてきたが、学校統合で地域の活性が失われていく姿を見て、大きなジレンマを感じていたということで、そういうことで、地域の活性化、地域の核を失いたくないということで、こういう週に1回合同授業をして、弱点を補おうとしているところであると、記事がありました。

今朝からの論議を聞いていく中で、本当に統廃合もやむを得ないのかなと、本当に少人数でということの中で、やっぱり地域の核を失いたくないという地域コミュニティー、町長も午前中の答弁でもありましたけれども、地域のコミュニティーの核となっている学校を、ただ数が少ないからということだけで統廃合をしないとおっしゃったんですけども、こういうことも選択肢に、私は入るのではないかなと。地域の活性化のためには、選択肢に入るのではないかなと思いますので、このことについても教育長の答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（松木慶光君）

時間ですので、答弁を簡単に。

町長、簡単にしてください。

○町長（依田光弥君）

簡単に答弁をさせていただきますけど、流出をなんとか防ぎたいというのは、これは誰しもの思いでございますので、具体的にはいろいろ、総合計画の中にもずいぶんとあがっています

し、直近では下山小学校の建設とか福祉センターの建設、また下水道等、いろいろ事業がありますし、それと下部の泉源のボーリングだとか三沢の町営住宅、このようなことはさせていただいているわけですけど、渡辺議員、福祉センター建設の予算を計上させていただいたときに、こういう箱物はけしからんということで、反対をされた経緯があるんです。僕もよく覚えておりますけど、あれはやはりお年寄りの、要するに憩いの場であり、また児童館ということで、子どもたちの学童保育等も含めたものでありますので、そこらは一つ、トータルでお考えをいただいて、ご質問を頂戴いたしたいと思うので、とりあえず要するに結婚から出産、そして子育て、これはいろいろと難しい問題がありますけど、結婚については結婚相談員の皆さん方に大変ご厄介になっていきますし、いろいろな面で対策を図っています。南部署の署長さんとは、若い職員がいるので、なんとか役場の女性の職員さんとパーティーみたいなものを開いてくれるというような、そういうようなこともありますので、鋭意、私どもといたしましては努力をいたしております。

早川町みたいに、人口の少ない、子どもさんの少ないところでは中学校を卒業するまでに、1人100万円とかというような具体的な数字も出せますけど、うちの場合にはなかなかそういう面では難しい面もあるので、財政とも相談をしながら、目玉らしい目玉はやっぱりつくってこうという感じはいたしております。

そんなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、また職員が町外からということでございますけど、これは法的に別に、違法でもなんでもないわけであって、私どもからけしからんというわけには、まいらないわけでございます。それは町民感情とすれば、そういうようなことも、俎上にのぼるわけでございますけど、心はやはり、どの職員、それぞれの職員の皆さん、いろいろとほかにも問題があります。要するに行革を推進していく上で、障害になるようなことはあるわけでございますけど、法的に根拠がございませんので、要するに、その職員の倫理観、これをきちっと頭の中で整理をしていただくということしか、お応えようがございません。ぜひひとつ、ご理解を頂戴いたします。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（笠井義仁君）

教育長というよりも、38年間、学校現場に関わってきた笠井の教育理念なんですけども、小林一茶の句に「雪解けて 村いっばいの 子どもかな」という句があるんですけども、この句は、私たちにとっても大変懐かしい光景なんですけども、子どもたちはおおぜいの中で、もまれながら、苦しみながら、笑ったりケンカしたり、いじめなんかはしょっちゅうありました、僕らのときは、そういう中で、自分の将来のたくましい生き方を学んでいく、これがあくまでも基本です。1人でも教育はできる、たしかにそれはできます。江戸時代は、寺子屋で読み書きそろばんしか教えなかったのではないかと。集団なんかは教えていなかったというけれども、地域にすごく教育力があって、地域で教え、それから異年齢の子どもたちで教えて、教えられて、その中でたくましい人間が育っていったわけです。したがって、私はそれが一番基本にあるということですので、1人でも教育はできると、たしかにそうかもしれないけれども、果たしてたくましい身延町の子どもが育つかというと、それはクエスチョンマークということです。

今、渡辺議員さん、大変いい、岩手県の提案をしていただきましたので、そういう考え方の中で、いろいろ、これから工夫をしながら、なんととっても、ぎりぎりの子どもの数しかないな

い中ですので、私どもは理想には到底届きませんが、そういう中でも一生懸命工夫をしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○13番議員（渡辺文子君）

では、すみません。時間で終わってしまいましたけど、以上をもって質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で、渡辺文子君の一般質問は終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

以上で、通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

日程第2 付託案件に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、望月広喜君。

望月広喜君。

○総務常任委員長（望月広喜君）

報告いたします。

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、近藤康次君。

○教育厚生常任委員長（近藤康次君）

委員長報告を申し上げます。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

委員長の報告は終わりました。

日程第3 委員長報告に対する質疑を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

請願第2号、3号について、どういう経過で不採択になったのか、教えてください。

○議長（松木慶光君）

総務常任委員長、望月広喜君。

○総務常任委員長（望月広喜君）

紹介者の渡辺議員さんから、審議の内容について説明をほしいということで、許可願います。

請願第2号、3号について、9月議会中、また11月6日、臨時議会のあと、12月11日と3回にわたって審議いたしました。

請願書の内容が全部に悪いというわけではないが、医療費の利用者が均等に支払いをするのが妥当であるという意見、また若者に負担をかけてもならないという意見、後期高齢者医療広

域連合が準備をしている、4月からスタートするというので、不採択となっております。

3号については、根拠法のない共済には少額、また短期保険業者の危険性もある。保険契約者等の保護も図りにくいということで、不採択となりました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第4 委員長報告に対する討論を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第5 提出議案の採決を行います。

請願第2号について、委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本件を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数でございます。

よって、請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願については、不採択とすることに決定いたしました。

請願第3号について、委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本件を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数でございます。

よって、請願第3号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書の提出を求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

請願第4号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、請願第4号 身体障害者に対する駐車禁止除外指定の対象範囲の基準を従前の対象

者を排除しないようとする意見書の提出を求める請願については、採択することに決定いたしました。

請願第5号について、委員長報告は継続審査であります。

お諮りいたします。

請願第5号については、委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、請願第5号 障害者施策推進協議会設置を求める請願については、継続審査とすることに決定いたしました。

請願第6号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、請願第6号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願については、採択することに決定いたしました。

日程第6 委員会の閉会中の継続調査を行います。

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上5委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程を行います。

同意第18号 人権擁護委員候補者の推薦について、上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案の説明を行います。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは追加提出議案につきまして、説明をさせていただきます。

同意第18号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規

定により、議会の意見を求める。

平成19年12月12日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町下山5270番地2

氏 名 上平聖道

生年月日 昭和5年10月29日生まれ

提案理由でございますが、平成20年3月31日に上平聖道委員の任期が満了するので、その後任委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

上平聖道委員の再任をご同意いただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長の説明が終わりました。

追加日程第3 追加提出議案の質疑を行います。

お諮りいたします。

同意第18号は人事案件でありますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第18号は質疑を省略いたします。

追加日程第4 追加提出議案の討論を行います。

お諮りいたします。

同意第18号は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第18号は、討論を省略いたします。

追加日程第5 追加提出議案の採決を行います。

同意第18号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、同意第18号 人権擁護委員候補者の推薦については、山梨県南巨摩郡身延町下山5270番地2、上平聖道氏、昭和5年10月29日生まれを推薦することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（依田光弥君）

大変、2日間の議会でしたが、皆さん方には本当に真剣にお取り組みをいただきまして、今日、無事、閉会を迎えることになったわけですが、私どもが提案をさせていただきました条例制定1件、あと一部改正がございましたんですが、それと平成19年度の一般会計補正予算、また各特別会計の補正予算、原案どおりご承認・ご可決をいただきました。誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げたいと存じます。

また、一般質問、5人の議員の皆さん方が、大変、私どもにとりましては、本当に勉強をさせていただき、素晴らしいご指導も頂戴をいたしました。この一般質問、いつもそう思うわけですが、各議員の皆さん方がまちづくりに対して、本当に真剣にこの情熱を燃やしていただいていることをありがたく、心より御礼を申し上げたいと存じます。

まちづくりへ、やはり議員の皆さん方をはじめ町民の皆さん、さらにまたボランティア、NPO、また各種団体の皆さん等々、本当にまちづくりに真剣にお取り組みをいただいて、なんとか町をよくしようというようなお気持ちが、切々と伝わってくるわけですが、この12月議会を機に、改めて私どもといたしましては、まちづくりを進めてまいらなければならないなと思うところでございます。

11月20日に地方自治法の制定施行の60周年記念で、総務大臣表彰を頂戴いたしました。このことをひとつの糧にいたしまして、今後とも職員ともども、精力的にまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、松木議長をはじめ各議員の皆さん方の今後さらなるご指導と、またご協力を賜りますよう、心よりお願いを申し上げたいと存じます。

いよいよ年も暮れてまいります。年末、何かとお忙しい中でございますし、またインフルエンザもずいぶん今年は早く、流行いたしておるところでございます。ご健勝でさらなるご活躍をいただけますよう、心より祈念をいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

今議会、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上をもちまして、本定例会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。会議規則第7条の規定によって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

第4回定例会は、本日をもちまして終了いたしますが、各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、町政発展になお一層のご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

迎えます2008年が町民の皆さまにとりまして、また議員ならびに町長をはじめ、執行部各位に実り多き年となりますようご祈念申し上げまして、平成19年第4回定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢茂君）

大変、ご苦労さまでした。

最後のあいさつをしたいと思います。

ご起立をお願いします。
相互に礼。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時40分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長深沢茂が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上